

楽天損保の現状 2026

楽天損保の概要(2026年7月1日現在)

名称	: 楽天損害保険株式会社
本社所在地	: 東京都港区港南二丁目16番5号 NBF品川タワー
Webサイト	: https://www.rakuten-sonpo.co.jp/
設立	: 1951年2月28日
営業開始	: 1951年3月17日
代表取締役社長	: 江連 文彦

ディスクロージャー誌「楽天損保の現状2026」

はじめに

ディスクロージャー誌「楽天損保の現状2026」を作成いたしました。2025年度の業績を中心に、当社の概況および組織、主要な業務の内容などを記載しています。当社をご理解いただくうえで本誌がお役に立てれば幸いです。

目次

楽天グループ株式会社 代表取締役会長兼社長ごあいさつ	3	IV 損害保険用語の解説(50音順)	64
楽天保険グループについて	4	V 業績データ	68
トップメッセージ	5	1. 当社の主要な業務に関する事項	69
楽天損保の特徴	6	【1】事業の経過および成果等	69
トピックス	7	【2】経営環境および事業上の対処すべき課題	70
I 当社の概況および組織	8	【3】直近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移	71
1. 代表的な経営指標等	8	【4】業務の状況を示す指標	72
2. お客さま本位の業務運営方針	9	【5】経理に関する指標	77
3. 会社の沿革	14	【6】資産運用に関する方針と指標等	83
4. 会社の組織・店舗網一覧	15	【7】特別勘定に関する指標等	91
5. 株主・株式の状況	16	【8】責任準備金の残高内訳	92
6. 役員の状況	18	【9】期首時点支払備金(見積み額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)	92
7. 会計監査人の氏名または名称	18	【10】事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積み額の推移表	93
8. 従業員の状況	19	2. 財産の状況	94
II 当社の運営	20	【1】計算書類	94
1. 内部統制基本方針	20	【2】保険業法に基づく債権	113
2. 内部統制基本方針の運用状況	22	【3】元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	113
3. コーポレートガバナンス体制	23	【4】保険金等の支払能力の充実の状況(単体ベースのソルベンシー・マージン比率)	114
4. リスク管理の態勢	24	【5】時価情報等	115
5. 健全な保険数理に基づく第三分野保険に係る責任準備金の確認についての合理性および妥当性	27	【6】会計監査人による監査	117
6. 法令等遵守の体制と勧誘方針	28	【7】代表者による財務諸表の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性について	117
7. 社内・社外の監査体制	30	3. 当社およびその子会社等の概況	118
8. 個人情報保護	31	【1】当社およびその子会社等の主要な事業の内容、組織の構成	118
9. 利益相反管理方針の概要	41		
10. 反社会的勢力への対応に関する基本方針	42		
11. CSR(企業の社会的責任)と社会貢献活動	43		
III 当社の主要な業務の内容	45		
1. 取扱い商品(主なもの)	45		
2. 新商品の開発状況	47		
3. 一般的な損害保険の仕組み	48		
4. 約款	48		
5. 保険料	51		
6. 保険金のお支払いと保険相談、各種サービス	52		
7. 保険募集について	60		



Mission ミッション

イノベーションを通じて
人々と社会をエンパワーメント

Vision ビジョン

グローバルイノベーションカンパニー

Values and Principles 価値観・行動指針

楽天主義

ごあいさつ

楽天グループは、「イノベーションを通じて、人々と社会をエンパワーメントする」ことをミッションに掲げ、その歩みを進めてきました。

現在、楽天グループは、Eコマース、トラベル、デジタルコンテンツなどのインターネットサービスをはじめ、クレジットカード、銀行、証券、電子マネー、スマホアプリ決済などのフィンテック(金融)サービス、携帯キャリア事業を含むモバイルサービス、さらにプロスポーツなど、多岐にわたる分野で70を超えるサービスを展開しています。これらの幅広いサービスを、楽天会員を中心としたメンバーシップを軸に有機的に結び付けることで、日々のさまざまなライフシーンを支える、独自の「楽天エコシステム(経済圏)」を形成しています。

この拡大するエコシステムにおいて、楽天保険グループは、生命保険、損害保険を総合的に提供する役割を担っています。また、楽天グループのさまざまなサービスとの連携を通じて、保険サービスの提供基盤の強化に取り組んでいます。多様化するお客さまの保険ニーズに対しては、保険グループが一体となって、迅速かつ適切な意思決定と統一的なガバナンスのもと対応してまいります。

さらに、楽天保険グループでは、AIやデータを活用した取り組みを推進しています。

楽天損保では、データ分析などにより、お客さまのニーズに応じた商品・サービスの提供および利便性の向上に取り組んでいます。

また、楽天生命では、お客さま対応の高度化と利便性向上を目的として、デジタル技術を活用した各種サービスの提供に取り組んでいます。

今後も、AIやデジタル技術の活用に加え、楽天グループのエコシステムとの連携を深めることで、お客さまにとって利便性の高いサービスの提供に努めてまいります。

楽天保険グループは引き続き、お客さまの日々の暮らしや大切な人を想う気持ちに寄り添いながら、質の高い商品および利便性の高いサービスの提供に向けて、一丸となって尽力してまいります。今後ともご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

楽天グループ株式会社
代表取締役会長兼社長

三木 浩一



経営理念

Mission ミッション

「安心」を届ける保険で、人々と社会をエンパワーメントする

Vision ビジョン

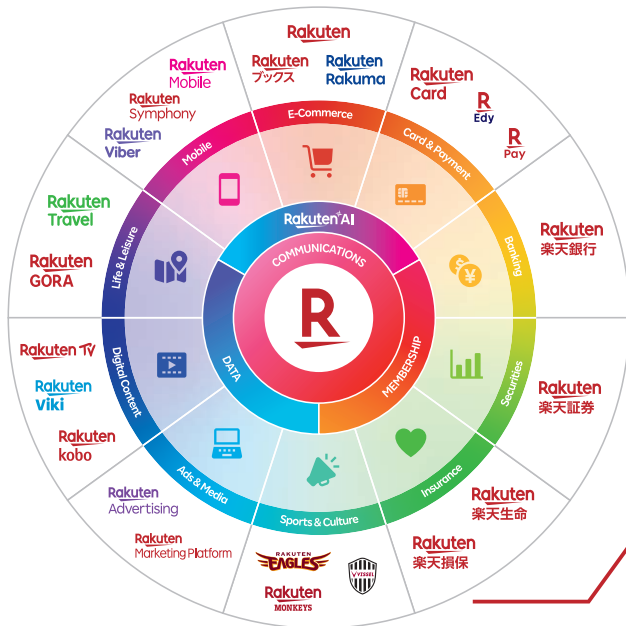
イノベーションを通じて、日本一愛される保険事業を創る

Values and Principles 価値観・行動指針

楽天主義

お客さまサービスの質の向上

Rakuten Ecosystem



楽天インシュアランスホールディングス株式会社

Rakuten Insurance

楽天インシュアランスプランニング株式会社

Rakuten 保険の総合窓口

楽天生命保険株式会社

Rakuten 楽天生命

楽天損害保険株式会社

Rakuten 楽天損保

楽天少額短期保険株式会社

Rakuten 楽天少短

楽天保険グループは、楽天インシュアランスホールディングス株式会社、楽天生命保険株式会社、楽天損害保険株式会社、楽天少額短期保険株式会社および楽天インシュアランスプランニング株式会社です。

トップメッセージ

Rakuten 楽天損保

平素より楽天損保に格別のご愛顧を賜り、心より御礼申し上げます。

2025年度は当社にとって経営改革の年となりました。将来の成長に向けた基盤づくりを最優先課題とし、事業・財務の両面にわたって改革を推進いたしました。

事業面においては、商品、マーケティング、支払い・契約管理の三つの領域にて改革を実施いたしました。第一に、商品の「選択と集中」を推進し、「楽天自動車保険」、不動産チャネルを活用した「楽天家財保険」、楽天エコシステムとの連携による「組込型保険」を注力商品として位置づけました。なかでも「楽天自動車保険」については、楽天ポイント進呈や楽天ダイヤモンド会員向け割引といった楽天グループならではの取り組みに加え、ブランド刷新の効果もあり、元受正味保険料において前年比50%以上の飛躍的な成長を実現いたしました。

第二に、こうした商品戦略と連動する形で、マーケティングの高度化を図りました。楽天会員基盤と豊富なデータを活用した当社独自の効率的なマーケティングを推進することで、お客さまのニーズに合わせて最適なタイミングで商品をご案内し、高いマーケティング効率を実現しています。

第三に、支払い・契約管理業務体制の強化・効率化に取り組みました。事業の拡大に伴い、これまで以上に多くのお客さまにご契約いただく中で、お客さまに迅速かつ適切に保険金のお支払いを行うため、支払い体制の強化を推進しております。あわせて、AIを積極的に活用した業務改善・生産性の向上にも取り組み、業務効率化によって創出したリソースをお客さまサービスのさらなる充実へとつなげてまいります。

財務面においては、財務健全性を強固なものとし、持続的な事業成長を図るための戦略的な資本政策の一環として、2025年5月および12月に、楽天インシュアランスホールディングス株式会社を引受先とする総額192億円の第三者割当増資を実施いたしました。本増資は、楽天グループにおける当社への一貫したコミットメントの表れでもあり、楽天グループ各事業とのシナジーを活用しながら、楽天会員の皆さまに最適な保険商品を提供する当社の事業を大きく後押しするものです。また、2025年度の業績においては、正味収入保険料は前年比12.9%増、経常利益は前年から9,085百万円の改善を実現いたしました。

2026年度は、こうした経営改革の成果をさらなる成長へと発展させる年として、各種取り組みを更に加速させてまいります。お手続きの利便性向上や支払い体制の強化など、お客さまサービスの質の向上に継続して努めるとともに、魅力ある商品・サービスの提供を通じて、当社のビジョンである「イノベーションを通じて、日本一愛される保険事業を創る」の実現へと着実に歩みを進めていきます。

今後も変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

楽天損害保険株式会社
代表取締役社長
江連 文彦

楽天損保の特徴

1 楽天ポイントと割引制度

保険料のお支払いで楽天ポイントが最大3%貯まり、貯まったポイントを保険料に充当することも可能です^(注1)。また、楽天ダイヤモンド会員向けの割引をはじめ、走行距離に応じたゴールド免許割引や無事故割引など、お客さまに合わせた多彩な割引制度をご用意しています。



**楽天の保険は
楽天ポイントが
貯まる！使える！**

2 幅広い商品ラインナップ

自動車・家財・自転車・ゴルフ・旅行・ペットなど、日常のさまざまなリスクに対応した保険商品をご提供しています。また、楽天モバイルや楽天カードなど、楽天エコシステムの各事業とも連携した商品を展開しており、サービスのご利用時に、手軽に保険へご加入いただける仕組みを整えています。

安心、お得、簡単。

楽天自動車保険

安心、お得、簡単。

楽天ゴルフ保険

安心、お得、簡単。

楽天旅行保険

安心、お得、簡単。

楽天家財保険

安心、お得、簡単。

楽天サイクル保険

Rakuten 楽天ペット保険

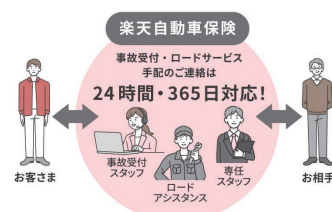


3 一人ひとりに合わせた保険提案

楽天グループが持つ豊富なデータを活用した当社独自のマーケティングにより、お客さまのニーズに合わせ、最適なタイミングで保険商品をご提案しています。お客さま一人ひとりのライフスタイルに合わせたご案内をお届けします。

4 安心の事故・故障対応サービス

24時間365日の事故受付に加え、自動車保険においては最強^(注2)ロードサービスやALSOKによる現場かけつけサービスを基本セット。自動車保険の事故対応満足度は95%と高い評価をいただいております^(注3)、万が一の際もお客さまに安心してお任せいただける体制を整えています。



5 簡単・スムーズなお手続き

楽天IDでログインするだけで、名前や連絡先などの情報が自動で入力され、煩わしい入力作業を省略してお申込みいただけます。ご契約後も楽天IDでマイページにログインでき、契約内容の確認や各種手続きをいつでも簡単に行うことが可能です。

(注1)ポイント進呈およびポイント利用には、一定の条件および上限あり。また、3%はカード利用分を含む。

(注2)2026年7月楽天損保調べ。各保険会社のロードサービスの対象項目数の比較による調査。

(注3)2025年1月1日～2025年12月31日までいただいた保険金支払後のアンケートより集計。

トピックス

◆「楽天自動車保険」の収入保険料が前年比+50%超と大幅成長

「楽天自動車保険」の収入保険料が前年比+50%超と大幅な成長を達成しました。楽天ポイントや楽天ダイヤモンド会員向けの割引など、楽天グループの会員プログラムを活用した取り組みが新規契約の拡大に大きく貢献しています。また、2025年7月に商品名称を「楽天自動車保険」に変更したことで、楽天グループのサービスとしての認知度や信頼感の向上が期待されるとともに、グループ連携の強みがより直感的に伝わりやすくなりました。

安心、お得、簡単。
楽天自動車保険

◆「オレオレ詐欺対策保険」を提供開始

楽天モバイルと連携し、「オレオレ詐欺対策保険」の提供を開始しました。65歳以上を対象とした「最強シニアプログラム」のオプションパック「15分かけ放題&安心パック」加入者向けに、追加の保険料負担なしでご提供いたします。本保険は、振り込め詐欺被害に遭った際の損害賠償請求等費用に加え、自宅の鍵や固定電話機の交換等の再発防止等費用を補償するものです。シニア世代を狙った特殊詐欺被害が深刻化・高額化する中、本保険の提供により万が一の際の金銭的負担を軽減することで、シニアのお客さまが安心してスマートフォンを活用できる環境づくりを目指しています。



◆ペット保険の支払査定にAIを本格導入

ペット保険において、AIを活用した自動査定システムを導入しました。本システムは、保険金請求内容と契約情報を連携させ、保険金支払可否の自動判定を行います。長年の保険金支払実績や約款・査定ナレッジをAIに学習させることで、多様な請求ケースに対応できる高精度な自動査定プロセスを実現しています。

本システムの導入により、支払査定の正確性とスピードが向上し、お支払いまでの所要期間が短縮されたほか、請求件数が増加する局面においても安定的に保険金をお支払いできる体制が整いました。

Rakuten
楽天ペット保険

当社の概況および組織

1 代表的な経営指標等

(単位:百万円)

項目	年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
正味収入保険料 (対前期増減率)		17,491 (11.1%)	21,903 (25.2%)	23,102 (5.5%)	26,310 (13.9%)	29,693 (12.9%)
経常収益		65,397	84,951	55,202	52,229	43,980
保険引受利益又は保険引受損失(△)		△4,676	△6,024	△5,926	△8,051	△2,620
経常利益又は経常損失(△) (対前期増減率)		290 (一%)	119 (△ 58.7%)	660 (450.7%)	△11,092 (一%)	△2,006 (一%)
当期純利益又は当期純損失(△) (対前期増減率)		253 (一%)	558 (119.8%)	△1,082 (一%)	△20,650 (一%)	△3,868 (一%)
正味損害率		82.3%	96.1%	89.6%	83.6%	74.4%
正味事業費率		71.9%	63.2%	59.3%	51.0%	41.7%
資本金の額 (発行済株式総数)		20,153 (普通株式 28,891千株)	20,153 (普通株式 28,891千株)	20,153 (普通株式 28,891千株)	20,153 (普通株式 28,891千株)	29,753 (普通株式 36,571千株)
純資産額		36,949	29,192	27,541	7,265	18,064
総資産額		361,745	276,627	274,634	210,420	201,190
積立勘定資産額		6,115	3,474	3,212	3,055	2,508
責任準備金残高		169,345	132,622	116,933	106,274	98,201
貸付金残高		1,117	1,648	1,063	1,062	1,061
有価証券残高		239,009	214,324	222,401	166,309	149,760
単体ベースのソルベンシー・ マージン比率		—%	—%	—%	—%	(注7)
単体ソルベンシー・ マージン比率		1,110.2%	932.2%	1,083.7%	535.0%	—%
その他有価証券評価差額金		13,370	3,940	6,206	△4,988	△5,902
配当性向		—%	—%	—%	—%	—%
従業員数		484 名	562 名	549 名	516 名	423 名

(注1) **正味収入保険料**：保険契約者（お客さま）から引き受けた保険料（元受保険料）から積立保険料を控除し、他の保険会社から引き受けた保険料（受再保険料）を加え、当社から他の保険会社に支払った保険料（出再保険料）を控除した正味の保険料のことで、一般事業会社の売上高に相当するものです。

(注2) **正味損害率**：正味収入保険料に対して支払った「保険金+損害調査費」の割合を示す比率です。

(注3) **正味事業費率**：正味収入保険料に対して支払った保険会社の事業上の経費の割合を示す比率です。経費の内訳としては、人件費、物件費、税金、各種拠出金、代理店手数料、集金費などが含まれ、損害調査に係る経費は除かれます。

(注4) **保険引受利益**：正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金、損害調査費、満期返戻金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費等を控除した残余（利益）です。

(注5) **経常利益**：正味収入保険料・利息及び配当金収入・有価証券売却益等の経常収益から、保険金・満期返戻金・有価証券売却損・営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものであり、経常的に発生する取り引きから生じた損益を示すものです。

(注6) **当期純利益**：税引前当期純利益から法人税及び住民税、法人税等調整額を控除した残余（利益）です。

(注7) **単体ベースのソルベンシー・マージン比率**：ソルベンシー・マージン比率は、令和7年金融庁告示第74号に基づき、2025年度決算より計算基準の見直し（経済価値ベースの評価方法への変更、リスク計測の厳格化等）がなされています。そのため、2021年度～2024年度、2025年度はそれぞれ異なる基準によって算出し、2025年度の数値は10月公表予定です。

(注8) **単体ソルベンシー・マージン比率**：単体ソルベンシー・マージン比率は損害保険会社が通常の予測を超える危険の発生に対して通常の準備金を超えて持っている支払余力の割合を示す指標です。1999年4月から導入された早期是正措置では、この指標を一つの基準として行政当局は損害保険会社に対して経営の改善命令等を出すことになっています。

(注9) **総資産額**：保険会社が保有する現金・預金、有価証券、貸付金、固定資産等の資産の合計であり、貸借対照表の資産の部合計の値です。

(注10) **純資産額**：総資産額から、保険契約準備金や各種引当金等の負債を控除した保険会社の正味の資産額のことで、貸借対照表の純資産の部合計の値です。

(注11) **その他有価証券評価差額金**：「その他有価証券」の時価評価により生じた評価差額から税相当額を控除した金額です。

2 お客さま本位の業務運営方針

- 1 損害保険のプロフェッショナルとして、お客さまの立場になって、誠実・公正に業務を行います。
- 2 お客さまのニーズを把握し、お客さまにふさわしい商品とサービスを提供し続けます。
- 3 お客さまが納得してご契約できるよう、商品とサービスの説明を丁寧かつわかりやすく行います。
- 4 事故に遭われたお客さまに対して、迅速かつ適切に保険金をお支払いします。
- 5 お客さまの利益を不当に害することのないよう、適切に業務を行います。
- 6 お客さまの立場で行動するために、継続的に教育を行うとともに、適切な管理体制を整備します。

お客さま本位の業務運営方針と主な取組内容

≪運営方針1≫

損害保険のプロフェッショナルとして、お客さまの立場になって、誠実・公正に業務を行います。

<主な取組内容>

- 「経営理念」を定め、社内外に公表しています。

当社は、以下の「経営理念」を定め、行動指針としてお客さまサービスの質の向上を掲げています。

【経営理念】

1. Mission(ミッション)
「安心」を届ける保険で、人々と社会をエンパワーメントする
2. Vision(ビジョン)
イノベーションを通じて、日本一愛される保険事業を創る
3. Values and Principles(価値観・行動指針)
楽天主義
お客さまサービスの質の向上

- お客さまの声を経営に活かす体制を構築しています。

当社は、お客さまの声を真摯に受け止め、お客さまサービスの改善に活かしています。

- ・ お客さまからいただいたご意見や苦情は、お客さまの声管理部で一元管理し、そのうち苦情については分析を行い、役員および所属長に共有しています。また、分析結果は毎月「お客様サービス向上委員会」および「取締役会」へ報告され、経営層が議論を行う体制を整えています。
- ・ 上記に加え、保険金をお支払いしたお客さまに対してアンケートを実施し、そこで得られたご意見については、当社の商品やサービスの改善・向上に活かしています。

- 法令等遵守に係る基本方針を定めています。

当社では、法令等の遵守を経営の最重要課題の一つと位置付け、誠実で公正な業務運営に向けて「法令等遵守に係る基本方針」を定めています。

【法令等遵守に係る基本方針】

- 1 法令等を遵守します。
法令や社内規定、社会規範を厳格に遵守し、企業倫理に基づいた公正で公平な事業活動を行います。
- 2 公共的使命と社会的責任を認識し、信頼される企業となるよう努めます。
損害保険事業の公共性、社会性を十分認識し、健全かつお客さまの立場に立った事業活動を展開し、社会からより信頼される企業となるよう努めます。
- 3 反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨みます。
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨みます。

≪運営方針2≫

お客さまのニーズを把握し、お客さまにふさわしい商品とサービスを提供し続けます。

<主な取組内容>

- 楽天グループの強みを活かした商品・サービスの開発・提供に取り組んでいます。
 - ・ 楽天エコシステム(経済圏)との連携を通じ、お客さまのニーズに応じた利便性の高い保険商品・サービスの提供に取り組んでいます。また、わかりやすく納得感のある商品を提供し続けるとともに、グループのテクノロジーを活用した最適なサービスの提供を目指し、お客さまの最善の利益を追求してまいります。
 - ・ 具体的には、保険料に応じて楽天ポイントを進呈するプログラムや、楽天会員向けの各種割引をご提供しています。2025年7月に「ドライブアシスト」からブランドを刷新した「楽天自動車保険」には、ダイヤモンド会員向け割引や前年走行距離に応じて割引が適用されるゴールド免許割引、「楽天サイクル保険」「楽天ゴルフ保険」には、楽天カード会員向け「楽天カードプレミアムプログラム」によるポイント還元など、楽天エコシステムを活かした付加価値を創出しています。
 - ・ 今年度は楽天モバイルと連携し、シニア世代のお客さまに、より安心してスマートフォンをご利用いただける環境を提供するため、2025年12月より、65歳以上を対象とした「最強シニアプログラム」のオプションパック「15分かけ放題&安心パック」加入者向けに、追加の保険料負担なしで「オレオレ詐欺対策保険^(※1)」の提供を開始しました。
(※1) 振り込み詐欺被害に遭った際、裁判・弁護士費用などの損害賠償請求等費用や、自宅の鍵や固定電話機の交換・センサーライト設置といった再発防止等費用を補償する保険

≪運営方針3≫

お客さまが納得してご契約できるよう、商品とサービスの説明を丁寧かつわかりやすく行います。

<主な取組内容>

- Webサイトを通じたわかりやすい情報提供に取り組んでいます。
 - ・ お客さまがご自身のご意向に沿った商品を選択できるよう、Webサイト上での丁寧な情報提供を推進しています。商品内容をわかりやすく解説するだけでなく、画面の視認性や情報の配置といったユーザー体験の改善を継続的にを行っています。また、お客さまがいつでも・どこでも簡単にお手続きいただけるためのオンライン手続き環境を整備しています(マイページの設置)。
 - ・ 今年度は、お客さまの疑問を迅速に解消できるよう、当社Webサイト上の「よくあるご質問」を改善しました。お客さまから寄せられるお問い合わせ内容を分析し、回答の網羅性を高めるとともに、AI技術を活用した検索機能の強化など、知りたい情報に最短でたどり着ける仕組みづくりを進めました。
- 「勧誘方針」を定め、代理店への教育・支援を徹底しています。
 - ・ お客さまの最善の利益を追求するため「勧誘方針」を定め、適正な募集活動を徹底しています。代理店(募集人)に対しては、商品知識や説明スキルの向上を目的とした研修を継続的に実施するほか、専門のサポート窓口を設置し、代理店からの問い合わせに迅速に回答する体制を整えています。また、ご高齢のお客さまに対しては、個別の状況に応じたきめ細やかな対応を徹底するよう指導しており、すべてのお客さまに納得感のあるご説明を行える体制を整えています。

≪運営方針4≫

事故に遭われたお客さまに対して、迅速かつ適切に保険金をお支払いします。

<主な取組内容>

□ お客さまに寄り添った事故対応を提供します。

- ・ 初期対応から解決まで一貫したサポートを実施しています。万一の事故の際は、当社Webサイトおよびフリーダイヤル窓口「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」にて、24時間365日受付を行っております。また、「楽天損保あんしんコール^(※1)」を通じた被災地のお客さまへの迅速なフォローや、事故後の状況に応じたこまめなご連絡(ホットコール^(※2)等)を徹底することで、お客さまの不安を和らげ、円滑な事故対応に取り組んでいます。また、事故現場へALSOK隊員が駆けつける無料サービス等により、事故直後からお客さまに寄り添う安心の提供に努めています。

(※1) 大規模な自然災害が発生した場合において、電話やSMSを用いて当社から被災地域のお客さまへお見舞いのご連絡と被害状況の確認を行うサービスです。

(※2) 事故に遭われたお客さまに対し、「ホットコール(事故受付後の初期連絡)」、「経過コール」、「解決コール」、「書類受取コール」の4つのコールを徹底しています。

□ 適正かつ迅速な保険金支払い体制を構築します。

- ・ 保険金のお支払いは、保険会社としての最も重要な責務であり、適正かつ迅速な保険金の支払いを行うための体制を構築しています。また、不正請求等に対しては専門鑑定会社や警察・弁護士と連携し、適正に対応しています。健全な保険制度を守り、すべてのお客さまに公平で迅速なサービスをお届けできるよう、支払態勢の維持・向上に継続的に取り組んでまいります。
- ・ 多くのお客さまに当社の保険をご契約いただく中で、保険金の請求件数も増加傾向にあり、これまで以上に迅速かつ安定的なサービスを提供し続けるため、業務プロセスの効率化と高度化を推進しています。具体例としては、2025年10月よりペット保険の支払査定において、AIを活用した高精度な自動査定システムを本格導入しました。長年にわたる保険金支払実績や約款・査定ナレッジを学習したAIが契約内容と請求情報を高度に分析することで、これまで以上に正確かつ迅速な保険金支払いを実現しています。

≪運営方針5≫

お客さまの利益を不当に害することのないよう、適切に業務を行います。

<主な取組内容>

□ 利益相反管理方針を定めています。

「利益相反管理方針」に則り、全役職員がこれを遵守することによって、お客さまの利益を不当に害することのないように、利益相反取引の管理に努めています。

【利益相反管理方針】

楽天損害保険株式会社(以下、「当社」といいます。)は健全かつ適切な損害保険業務を行うにあたり、次のとおり利益相反管理方針を定め、これを遵守することにより、お客さまの利益を不当に害することのないように、利益相反取引の管理に努めてまいります。

1 利益相反取引

「利益相反取引」とは、(1)当社または当社のグループ会社(以下、「当社グループ」といいます。)とお客さまの間、または(2)当社グループのお客さま相互間において、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2 利益相反のおそれのある取引の類型と特定方法

対象取引の個別事情を検討のうえ、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを特定します。

3 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当社は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合、以下のような管理方法により当該お客さまを保護します。
・ 情報遮断措置の実施 ・ 取引条件または方法の変更、取引の中止 ・ 利益相反に係るお客さまへの開示

4 利益相反管理体制

当社は、リーガル・コンプライアンス部担当役員を利益相反管理統括者とし、リーガル・コンプライアンス部を利益相反管理部署とします。

本方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反のおそれのある取引の管理を的確に実施し、その有効性の検証を定期的に行います。

また、役職員に対し本方針に基づいた研修を実施し、利益相反のおそれのある取引の管理について周知徹底いたします。

□ 定期的に社員教育を実施しています。

全役職員が、お客さまの利益を不当に害する取引を理解し適切な対応を行うことができるよう、リーガル・コンプライアンス部主導で、コンプライアンス研修・テストを通じて利益相反取引の管理について周知徹底を図っています。

<<運営方針6>>

お客さまの立場で行動するために、継続的に教育を行うとともに、適切な管理体制を整備します。

<主な取組内容>

- 役職員に「経営理念」等を浸透させています。

当社は「経営理念」を定め、お客さまサービスの質の向上を行動指針として掲げています。社員向けポータルサイトへの掲載や、楽天保険グループ共通の朝礼等の機会を通じ、全役職員に対して理念の浸透を推進しています。

- 役職員および代理店(募集人)に対し継続的に教育を行っています。

役職員に対しては、楽天グループ共通のE-Learningやスキルアップ研修、およびコンプライアンス研修等を継続的に実施しています。また、代理店(募集人)に対しても、お客さまへ適切な情報提供を行うため、商品改定や新商品の発売にあわせた研修に加え、定期的な募集品質向上のための教育を実施し、商品知識等の習得を図っています。

- お客さまに不利益が生じないための管理体制を構築しています。

方針1で掲げる苦情管理体制に加え、事務ミスやインシデントを網羅的に把握・管理する体制を構築しています。発生した事案については、その重大度に応じて分類し、原因分析および再発防止策の策定を徹底しています。これらの管理状況や再発防止策の進捗については、リスク管理委員会にて審議し、取締役会へ定期的に報告することで、経営陣による監督と統制が機能する体制を維持しています。

<金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係>

原 則	対応する方針
原則2：顧客の最善の利益の追求	方針1～方針6
原則3：利益相反の適切な管理	方針5
原則5：重要な情報の分かりやすい提供	方針3／方針4
原則6：顧客にふさわしいサービスの提供	方針2／方針3／方針4／方針6
原則7：従業員に対する適切な動機付けの枠組み等	方針6
補充原則1：基本理念	方針1
補充原則2：体制整備	方針1／方針2
補充原則3：金融商品の組成時の対応	方針1／方針2
補充原則4：金融商品の組成後の対応	方針1／方針2
補充原則5：顧客に対する分かりやすい情報提供	方針1／方針3／方針6

※1 原則4、原則5(注2)(注4)、原則6(注1)～(注4)(注6)(注7)、補充原則3(注2)、補充原則4(注3)及び、補充原則5(注1)は、当社の取引形態上、または、投資性のある金融商品・サービスの取り扱いがないため本方針の非該当としております。

※2 金融庁の各原則の詳細につきましては、金融庁ホームページにてご確認ください。

3 会社の沿革

当社は、1951年2月28日、野村證券、大和銀行(現りそな銀行)、第一銀行(現みずほ銀行)、そのほか財界人および有力各社の発起により、資本金5,000万円をもって設立、登記されました。同年3月17日、火災、海上および運送保険の事業免許を受け、朝日火災海上保険株式会社として営業を開始しました。

以後当社は、積極的活動と経営の効率化により着実な発展を続け、2018年3月30日、楽天グループ株式会社の子会社となりました。

同年7月2日付で、「楽天損害保険株式会社」に社名変更、楽天インシュアランスホールディングス株式会社の子会社となり、現在に至っています。

■当社の現状 (2026年3月31日現在)

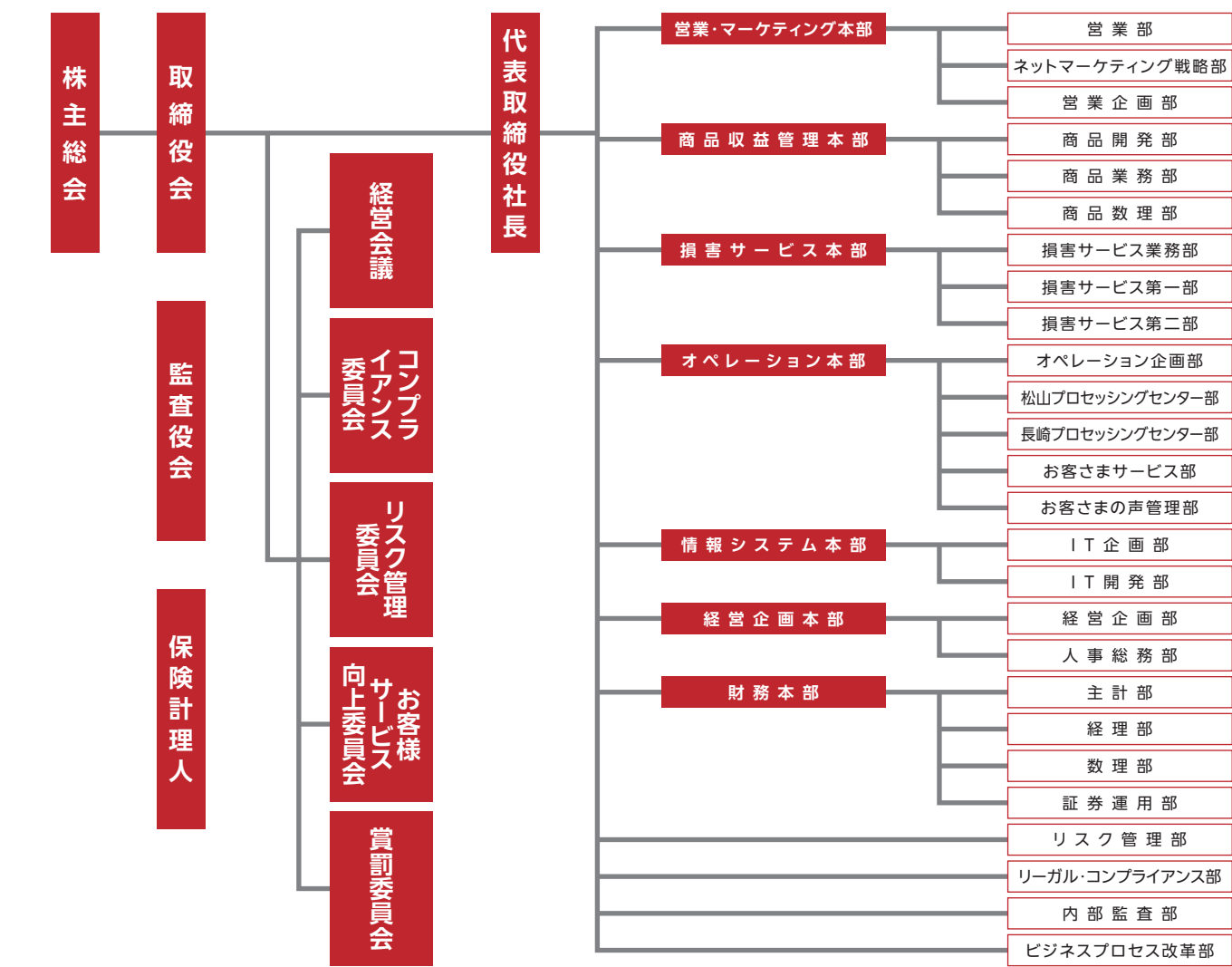
本社の所在地	東京都港区港南二丁目16番5号	
設立年月日	1951年2月28日	
拠点数	営業店	1ヶ所
	サービスセンター	4ヶ所
代理店	2,513店	
従業員	423名	
資本金	297億5,315万円	
総資産	2,011億円	
発行済株式総数	普通株式	36,571,288株
株主	楽天インシュアランスホールディングス株式会社100%	

■会社沿革

1951年	2月	朝日火災海上保険株式会社設立
1952年	3月	東京都千代田区神田鍛冶町に本社を移転
2006年	6月	東京都千代田区神田美土代町に本社を移転
2018年	3月	楽天グループ株式会社の子会社となる
	7月	楽天損害保険株式会社へ社名変更 楽天インシュアランスホールディングス株式会社の子会社となる
2020年	2月	東京都新宿区新宿に本社を移転
2020年	4月	長崎県長崎市に「楽天保険グループ 長崎ビジネスセンター」を開設
2021年	1月	愛媛県松山市に「楽天保険グループ 松山ビジネスセンター」を開設
2022年	8月	東京都港区南青山に本社を移転
2026年	3月	東京都港区港南に本社を移転

4 会社の組織・店舗網一覧

【1】当社の組織（2026年7月1日現在）



【2】店舗網一覧

■国内営業店舗

（2026年7月1日現在）

営業部

東京都港区港南二丁目16番5号

【3】海外ネットワーク

該当ありません。

5 株主・株式の状況

【1】基本事項

① 定時株主総会開催時期	事業年度終了後3ヶ月以内
② 決算期日	毎年3月31日
③ 基準日	毎年3月31日
④ 公告方法	電子公告により行います。 (https://www.rakuten-sonpo.co.jp/) ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
⑤ 上場取引所名	非 上 場

【2】定時株主総会議案等

臨時株主総会

臨時株主総会が、2025年12月1日に開催され、以下のとおり決議されました。

ア 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり、発行可能株式総数の変更をいたしました。

第2号議案 第三者割当による募集株式発行の件

本件は、原案のとおり、12月18日、第三者割当による募集株式の発行を実行いたしました。

第76回定時株主総会

第76回定時株主総会が2026年6月29日に開催され、以下のとおり報告ならびに決議されました。

ア 報告事項

第76回(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、計算書類の内容を報告しました。

イ 決議事項

第1号議案 取締役3名選任の件

本件は、原案のとおり、園田征一郎、高澤廣志、江連文彦(以上重任)が選任され就任いたしました。

第2号議案 監査役3名選任の件

本件は、原案のとおり、森本大介(重任)、栗原英俊、長谷川博和(以上新任)が選任され就任いたしました。

【3】大株主

普通株式

(2026年3月31日現在)

株主の氏名または名称	住 所	各株主の 持株数(千株)	発行済株式の総数に占める 各株主の持株数の割合(%)
楽天インシュアランス ホールディングス株式会社	東京都港区港南二丁目16番5号	36,571	100.00

【4】配当政策

当社は、長期安定的な経営基盤を確立するため、内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様に対して安定した配当を行うことを基本方針としています。

【5】資本金の推移

(単位:百万円)

年月日	増資額	増資後資本金	摘 要
1951年 2月26日	—	50	設立
1953年 12月16日	50	100	有償 第三者割当
1965年 1月 1日	150	250	有償 第三者割当
1987年 10月 1日	1,080	1,330	有償 第三者割当
1988年 10月 1日	1,075	2,405	有償 第三者割当
1997年 11月 7日	97	2,502	有償 第三者割当
2009年 3月26日	2,500	5,003	有償 第三者割当
2009年 6月19日	150	5,153	有償 第三者割当
2021年 1月19日	5,000	10,153	有償 株主割当
2022年 1月28日	10,000	20,153	有償 株主割当
2025年 5月30日	7,100	27,253	有償 第三者割当
2025年 12月18日	2,500	29,753	有償 第三者割当

【6】最近の新株発行状況

種 類	発行年月日	発行株式数 (千株)	発行総額 (百万円)	摘 要
普通株式	1987年 10月 1日	1,000	2,160	有償 第三者割当(14人) 1,000,000株 発行価額2,160円 資本組入額1,080円
普通株式	1988年 10月 1日	1,000	2,150	有償 第三者割当(28人) 1,000,000株 発行価額2,150円 資本組入額1,075円
普通株式	1988年 11月 1日	600	30	無償 株主割当(1:0.1) 600,000株
普通株式	1990年 2月 1日	760	38	無償 株主割当(1:0.1) 760,000株
普通株式	1997年 11月 7日	330	194	有償 第三者割当(1人) 330,000株 発行価額590円 資本組入額295円
甲種優先株式	2009年 3月26日	2,084	5,001	有償 第三者割当(1人) 2,084,000株 発行価額2,400円 資本組入額1,200円
普通株式	2009年 6月19日	600	300	有償 第三者割当(2人) 600,000株 発行価額500円 資本組入額250円
普通株式	2021年 1月19日	4,000	10,000	有償 株主割当(1人) 4,000,000株 発行価額2,500円 資本組入額1,250円
普通株式	2022年 1月28日	8,000	20,000	有償 株主割当(1人) 8,000,000株 発行価額2,500円 資本組入額1,250円
普通株式	2025年 5月30日	5,680	14,200	有償 第三者割当(1人) 5,680,000株 発行価額2,500円 資本組入額1,250円
普通株式	2025年 12月18日	2,000	5,000	有償 第三者割当(1人) 2,000,000株 発行価額2,500円 資本組入額1,250円

【7】最近の社債発行

該当ありません。

6 役員の状況

■役員構成

(2026年7月1日現在)

役 職	氏 名	管 掌 範 囲
取締役会長	園 田 征 一 郎	
取締役副会長	高 澤 廣 志	
代表取締役社長 執行役員	江 連 文 彦	リスク管理部、人事総務部、 内部監査部(リスク管理部、人事総務部除く)
常勤監査役	栗 原 英 俊	
監査役(社外)	森 本 大 介	
監査役(社外)	長 谷 川 博 和	
執行役員	永 澤 良 公	情報システム本部、ビジネスプロセス改革部
執行役員	仁 田 一 郎	商品収益管理本部
執行役員	鈴 木 量	経営企画部、リーガル・コンプライアンス部、 内部監査部(リスク管理部、人事総務部)
執行役員	安 原 淳	損害サービス本部、オペレーション本部
執行役員	草 本 利 孝	財務本部
執行役員	天 川 仁	営業・マーケティング本部

7 会計監査人の氏名または名称

EY新日本有限責任監査法人

8 従業員の状況

【1】従業員数、平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与

(2026年3月31日現在)

区分	従業員
従業員数	423名
平均年齢	41.2歳
平均勤続年数	7.7年
平均年間給与	5,752千円

(注1) 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、休職者および臨時従業員は含みません。

(注2) 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含みます。

【2】福利厚生

法律で定められている社会保険などの福利厚生制度のほか、以下の諸制度を実施しています。

- 慶弔金・見舞金支給制度
- 単身赴任者帰宅旅費補助制度
- 企業型確定拠出年金制度
- インフルエンザ予防接種費用補助制度
- 会社所有・提携の保養施設
- TOEIC L&R 受験サポート

【3】認定



当社は、次世代育成支援対策推進法に定められた基準を満たし、仕事と育児の両立支援に取り組んでいる企業として、2026年1月、東京労働局長の認定を受け、厚生労働省認定マーク「くるみん」を取得しました。

当社は、2007年、2017年に続き、3度目の認定となりました。

当社は、2017年5月30日、女性の活躍推進に関する取り組みが認められ、厚生労働大臣が認定する「えるぼし」を取得しました。

本認定制度は、女性の職業生活における活躍推進に関する法律に基づき制定されたもので、行動計画の届出を行い、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況が優良な企業について、段階に応じ厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定の段階は、3つに分かれており、当社は、2段階目の「えるぼし」を初回の認定から継続して取得しています。



II 当社の運営

1 内部統制基本方針

楽天損害保険株式会社(以下、「当社」という。)は、当社における業務の有効性と効率性の確保、法令等の遵守に向けた内部統制システムを構築するため、以下のとおり内部統制基本方針を定めています。

1. 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令等遵守に係る基本方針を定め、役職員へこの基本方針に則った事業活動を実践するよう周知する。
- (2) 当社は、コンプライアンス委員会を設置して会社全体のコンプライアンスにかかる重要事項の審議・決定を行い、コンプライアンス委員会は、審議・決定内容を取締役に報告する。
- (3) 当社は、コンプライアンスの具体的推進計画としてコンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンスを計画的に推進・実行する。また、コンプライアンス・マニュアルを作成し、役職員が遵守すべき法令及び規程、事務基準、マニュアル等に関する研修を実施し、コンプライアンスの周知徹底を図る。
- (4) 当社は、役職員に法令又は規程、事務基準、マニュアル等の違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほか、社内にホットライン(内部通報制度)を設け、その利用について役職員に周知する。
- (5) 当社は、反社会的勢力等への対応に関する基本方針・マニュアルを定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (6) 当社は、役職員の業務執行が適切に行なわれていることを検証し、自ら改善を図るために、業務執行部門から独立した内部監査部門を設置する。内部監査部門は、正当な注意をもって監査を実行し、その結果を取締役に報告する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(リスク管理に関する体制)

- (1) 当社は、リスク管理に関する基本方針、リスクの定義、リスク管理の組織等を規定したリスク管理に関する規程を定め、役職員に周知する。
- (2) 当社は、リスク管理委員会を設置して、リスク管理手法の策定、リスク管理推進計画の立案、リスク管理教育体制の立案等のリスク管理を統括し、リスク管理委員会は、リスク管理の実施状況を取締役に報告する。
- (3) 当社は、自然災害等により業務運営上の損失の危険が発生した場合の対応組織、規程等を整備する。

3. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、中期経営計画及び年度計画を定め、毎月又は適宜開催される取締役会でこれらの計画の実施状況をモニタリングし、各取締役及び執行役員が経営情報を共有化することで職務執行の効率化を図る。
- (2) 当社は、取締役及び執行役員の効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するための適切な組織を構築する。

4. 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定めて、株主総会議事録、取締役会議事録等の重要な会議の議事録並びに取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書を、適切に保存及び管理する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

各種規程等に基づき親会社に対して当社の経営管理に係る情報の提供等を行い、また親会社の内部監査部門との間で必要な連携を行うこととする。

6. 監査役の監査に関する体制

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項・その使用人の取締役及び執行役員からの独立性に関する事項
 - ① 監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合、取締役会は、監査役との協議のうえで、監査役室を設置し、必要な人員を配置し、監査役は、当該使用人に必要な事項を指示することができるものとする。
 - ② 当該使用人は、取締役、執行役員及びその他の業務執行部門の指揮命令を受けないものとする。指示の実効性を確保し、その人事異動や人事考課等は監査役の同意を得るものとする。
 - ③ 取締役会は、当該使用人の人事に関しては、監査役と意見交換を実施する。
- (2) 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役は、取締役会のほか、経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、お客様サービス向上委員会、その他会社の重要な会議に出席して意見を述べることができる。また、重要な会議の議事録、役職員が決裁を行った重要な稟議書類等については、何時にても閲覧することができる。
 - ② 監査役は、あらかじめ閲覧する資料及び報告を受ける事項を定め、当グループの役職員は、その定めに基づき資料提出と報告を行う。また、役職員は、何時にても監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項を説明する。当グループは、監査役に報告をした者が当該報告したことを理由として不利な取扱いをすることを禁止することにより、監査役の監査が実効的に行われることを確保する。また、監査役からその職務執行に要する費用の前払い又は償還等の請求を受けた場合、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。

7. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告が関係法令および会計基準等に準拠し、すべての重要な点において適正に表示されるために必要な体制および内部統制を整備する。

2 内部統制基本方針の運用状況

当社は、前述の基本方針に基づき、以下の取り組みにより業務の適正性を確保しています。

(1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、本年度もコンプライアンス・プログラムを策定し、法令等遵守体制の維持・強化に努めています。また、コンプライアンス委員会およびその下部組織であるコンプライアンス業務部会を毎月開催し、コンプライアンス上の重要課題やプログラムの進捗状況を審議のうえ、その結果を取締役会へ報告しており、経営陣による監督機能を果たしています。

全役職員に対しては、コンプライアンスの重要性理解と遵守を目的として、コンプライアンス研修およびワークショップを実施しており、本年度は法令改正対応および個人情報漏えい防止を重点的なテーマとしました。内部通報制度についても、当該研修等を通じて継続的な周知を行っています。各部門の業務執行状況については、独立した内部監査部が内部監査計画に基づき監査を実施し、その結果を定期的に取り締役会へ報告することで、適正な業務運営を維持しています。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(リスク管理に関する体制)

当社は、リスク管理に関する規程に基づき、経営に重大な影響を及ぼすリスクを網羅的に特定し、適切に管理する体制を構築しています。本年度も、リスク管理委員会を毎月開催し、リスク状況とその対応策等の審議や検討を行い、その結果を取締役会へ報告しており、経営陣による監督と統制の機能を果たしています。

また、統合的なリスク管理の高度化に向けた取り組みを継続しており、リスク許容度のモニタリングや定期的な自己査定を通じて、財務の健全性確保に努めています。また、自然災害等の緊急事態発生時においても、業務の継続および損失の極小化を図るため、対応組織や手順を定めた規程に基づく実効性のあるBCP(事業継続計画)の維持と、定期的な訓練を通じた有事の対応力強化に努めています。

(3) 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は本年度も、中期経営計画および年度計画に基づき、取締役会において経営目標の進捗状況を定期的にモニタリングし、効率的な業務執行を推進しています。また、取締役会および経営会議における業務執行の決定を効率的に行うために、商品開発部会、IT投資評価部会の諮問機関を設置し、事前審議を行っています。

(4) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程に基づき、本年度も株主総会議事録や取締役会議事録をはじめとする重要な会議議事録、および職務執行に係る意思決定過程を示す重要な文書を適切に保存・管理しています。これらの情報は、法令および社内規程に基づき、必要な役職員がいつでも閲覧可能かつ適正に利用できる状態を維持しており、経営情報の共有化と透明性の確保に努めています。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社である楽天インシュアランスホールディングス株式会社との経営管理契約に基づき、経営管理に係る情報を適切に報告しています。また、親会社の内部監査部門等との間で必要な連携を図り、楽天保険グループ全体でのガバナンスの実効性を確保しています。

(6) 監査役の監査に関する体制

当社は本年度も、監査役が取締役会等の重要会議に出席することで、取締役および従業員の職務執行状況を多角的に監視する体制を維持しています。また、会計監査人や内部監査部門と連携し、監査の実効性を高めることで、経営の健全性を担保しています。

(7) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、本年度も全社的な内部統制および決算・財務報告プロセスに係る内部統制の整備および運用を適切に実施するとともに、その有効性について評価を行っています。その結果、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす不備(開示すべき重要な不備)は識別されず、当期の財務報告に係る内部統制は有効に機能していることを確認しています。

3 コーポレートガバナンス体制

当社は、お客さまに安心をお届けする損害保険会社として、健全で透明性の高い経営を実践するため、以下のような体制を構築しています。

1. 取締役会

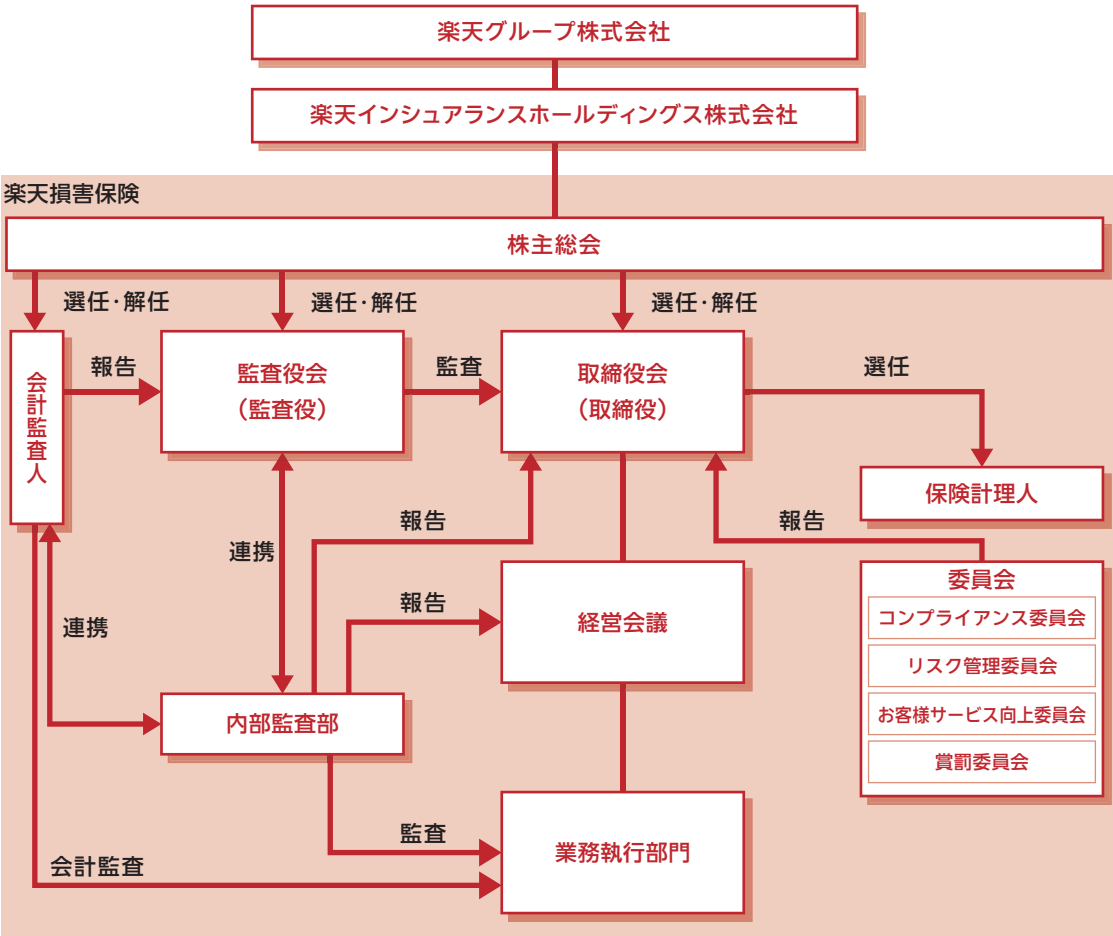
2026年7月末現在、取締役3名で構成されています。原則月1回開催され、経営上の重要事項の決定および取締役の業務執行の監督を行っています。

2. 監査役会

社外監査役を含む3名で構成されています。定期的な監査役会の開催や、取締役会等の重要会議への出席を通じ、取締役の業務執行を監査しています。

3. 内部監査態勢

独立した立場で内部監査を実施する内部監査部を設置し、業務遂行状況や内部管理態勢などが適正であるかの評価、提言、対応状況の確認を実施しています。また、内部監査結果については、定期的に取り締役に報告しています。



4 リスク管理の態勢

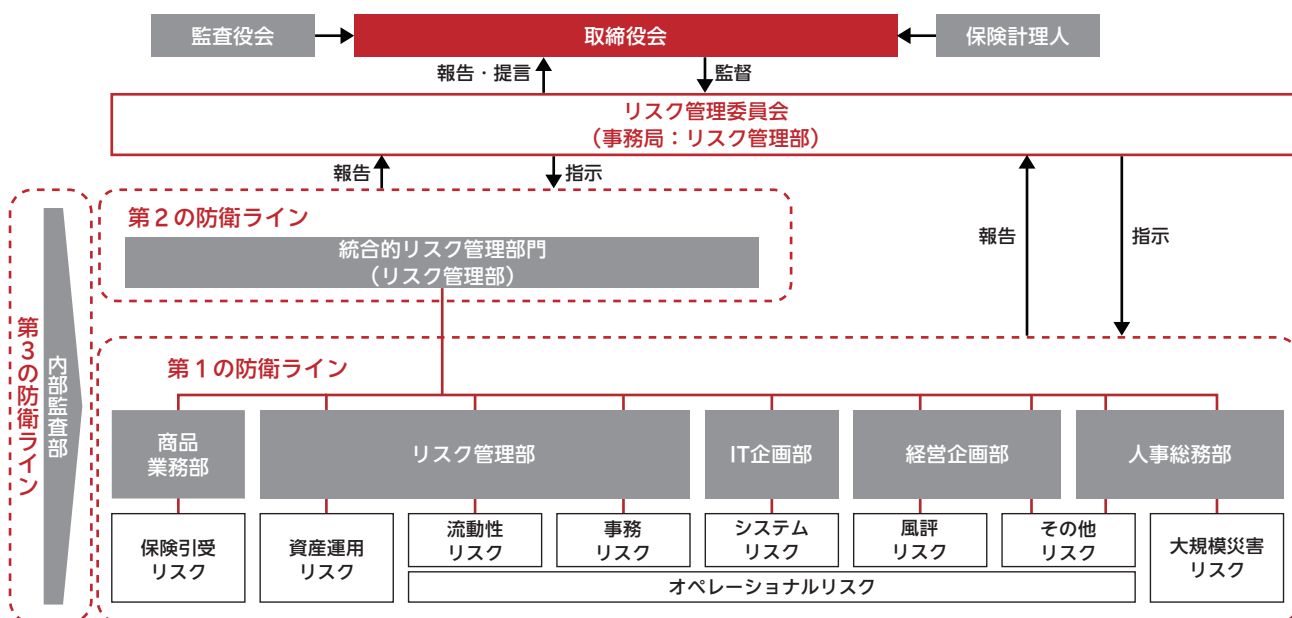
当社は、保険事業を取り巻く経営環境において、様々なリスクを的確に把握・管理することが経営の重要課題と認識しております。リスク全般の把握とその管理態勢を強化すべく、各種リスク管理の組織・体制を整備し、ERM(エンタープライズ・リスク・マネジメント)を推進することで、実効性のあるリスク管理を行っております。

【1】リスク管理の体制

当社では、保険事業にかかるリスクについて組織横断的な事項に対応し、リスク管理に関する一元的な態勢を確立するため、取締役会の下部組織として、「リスク管理委員会」を設置しています。同委員会は代表取締役を委員長、執行役員等を委員とし、経営陣のリーダーシップにもとづく、リスク管理態勢を構築しています。

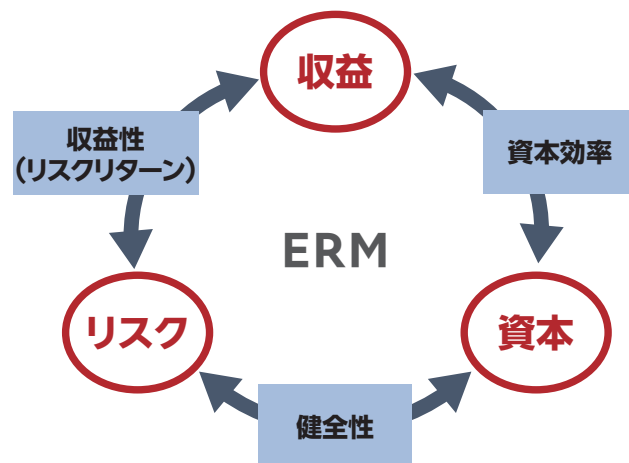
同委員会はリスクに応じたリスク所管部門の設定、リスク管理態勢の整備、リスク状況の把握・分析・評価を行い、その結果を取締役に報告しています。また、業務執行部門への指導、ALM(資産と負債の統合管理)等の統合的リスク管理を行っており、リスク管理部が同委員会の事務局としての役割を担っています。

リスク管理に対する組織体制



【2】ERM(エンタープライズ・リスク・マネジメント)の推進

ERMとは、資本・収益・リスクを一体的に管理することにより、組織全体の健全性を維持しつつ、バランスのとれた収益性を確保することも目的とした能動的で戦略的なリスク管理手法です。リスクを回避、低減するものだけでなく、積極的にリスクテイクを行い、管理することによって、企業価値の増大や収益の最大化といった経営目標を達成するための収益の源泉であると捉えます。



当社は、このERMの考え方に基づいて、組織全体のリスクに対する経営姿勢を示した「リスクアペタイト(リスク選好)」を策定したうえで、許容するリスクを定性的・定量的に定めたリスクテイク方針を作成しています。

また、経済価値ベースで統合的なリスク量と資本をモニタリングすることで、収益の向上を図りつつ、リスクの適切なコントロールを行い、ERMを推進しています。

【3】リスクの種類とリスク管理の方法

当社では、保険事業に係るリスクを以下のように分類し、各々のリスクに係る業務を所管する統括部門を事務局とする各リスク管理部会およびリスク管理委員会で、リスクの把握、分析、評価、管理を行っています。

リスク分類	リスクの定義	リスク管理への取り組み
保険引受リスク	経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、当社が損失を被るリスク	保険事故の発生状況、金利動向、経済情勢などをふまえて、保険商品の収支状況の分析、将来収支予測などを実施してリスクの把握に努めるとともに、リスクの特性・規模に応じた諸準備金の積立、再保険手配を実施しています。 あわせて、保険引受にあたっては、リスクの特性に応じ設定された引受基準を厳正に運用しています。 なお、再保険に関する方針などは次ページに記載のとおりです。*
資産運用リスク	保有する資産の市場変動による価値の下落や信用力の変化等によって当社が損失を被るリスク	市場リスク(市場金利、株価、為替相場等の変動)および信用リスクを定期的にモニタリングするとともに、必要に応じてヘッジ取引等によってリスクコントロールを行い、保有する資産の変動を抑制する取り組みを行っています。
流動性リスク	予期せぬ資金流失により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく不利な価格での資産売却を余儀なくされることにより当社が損失を被るリスク	新契約、解約、満期などの資金移動に関する情報収集・分析に努め、適切な資金繰り管理に努めるとともに、大規模災害発生時の資金確保態勢に留意し、資金調達のための資産の流動化が円滑に行えるよう、常時、取引環境などを注視しています。
事務リスク	当社の役職員および外部委託先が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより当社が損失を被るリスク	各業務分野について、事務手順・ルールなどに関するマニュアルの整備を行うとともに、お客さまの苦情や内部監査での指摘等に対する対応を通じて、事務の改善、事務水準の向上に努めています。

リスク分類	リスクの定義	リスク管理への取り組み
システムリスク	コンピュータシステムのダウン、誤作動、セキュリティ対策の不備、不正使用などが原因となって当社が損失を被るリスク	システムの開発・運営等に係る各種規程を整備し、情報システムの安定的な稼働と厳格な情報セキュリティの確保に努めています。
風評リスク	風評により当社の信用やブランド価値等が低下し、結果的に不利益を被るリスク	新聞、雑誌およびインターネット等で風評が懸念される情報の迅速な把握や収集を行い、発生防止を努めるとともに、発生した場合に速やかに対応するための体制を整備しています。
その他リスク	経営リスク、労務人事リスク等、当社に重大な影響を与える恐れのあるリスク	当社経営に重大な影響を与える恐れのあるリスクの発生状況等を把握し、リスクに応じた対策を策定しています。
大規模災害リスク	大規模自然災害の発生により、当社の事業継続が困難となるリスク	首都直下型地震や南海トラフ地震など大規模な自然災害の発生を想定したBCP(Business Continuity Plan:事業継続計画)を整備するとともに、定期的に訓練を実施し、計画の実効性を確保しています。

当社では、上記のリスクに関して、それぞれのリスクを担当する部署がリスク管理態勢の整備、状況の把握・分析を行い、リスク管理委員会等において検討し、その対応を行っています。

※再保険について

(1) 再保険を付す際および再保険を引き受ける際の方針

再保険を手配する（これを「出再」といいます。）にあたっては、確実に回収出来ることを第一と考え、出再先である保険会社は一定の基準を満たした信用力の高い保険会社を選定しており、再保険を引き受ける（これを「受再」といいます。）にあたっては、国内受再は慎重な判断のもとに引き受け、海外からの受再は引受リスクの精査が難しいことなどから原則として行っていません。

(2) 出再の調達方法

再保険会社から直接調達する方法と再保険ブローカー経由で調達する方法を併用しています。

(3) 主要な集積リスクである自然災害リスクについて

①自然災害の集積リスクを軽減する仕組みとして特約再保険スキームがあり、取引内容・条件などを定めた再保険契約を再保険会社との間で締結しています。これはあらかじめ再保険会社との間で一定期間の再保険が円滑に履行されるよう取り交わされるもので、これにより多数の契約が自動的に再保険処理されます。

②リスク評価モデルなどにより予想最大損害額を把握し、大規模災害時においても経営の健全性を維持できるよう適切な再保険を設定しています。

【4】ストレステストの実施

当社では、大幅な金融市場の変化や大規模災害の発生など、通常の予想を超える事態を想定し、その影響度を分析することを目的に「ストレステスト」を実施しています。具体的には、大規模な台風等の自然災害により支払保険金が増加する、市場金利が上昇する、外国為替が変動するなど、さまざまなストレスシナリオにもとづく損失額を算出し、自己資本の充足性を確認するとともに、その結果を経営の健全性確保のための判断材料として活用しています。

5 健全な保険数理に基づく第三分野保険に係る責任準備金の確認についての合理性および妥当性

【1】第三分野保険に係る責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

第三分野に係る保険商品^(注1)は医療政策などの外的要因の影響を受けやすく、保険期間が長期に亘ることから将来の保険事故の発生に関し不確実性を有しています。

この不確実性に対する適切な責任準備金を積み立てるため、保険事故の実績に応じた検証として、ストレステスト^(注2)および負債十分性テスト^(注3)を行い、その結果を保険計理人が確認しています。

(注1) 第三分野に係る保険商品

第三分野に係る保険商品とは、一般的には医療保険やがん保険、介護保険のような疾病や傷害による保険金や治療のための給付金が支払われる保険商品をいいます。

(注2) ストレステスト

ストレステストとは、保険商品の販売に際し、あらかじめ設定した事故発生率に基づく将来の支払保険金予測値と、販売後の支払保険金の実績に基づく将来の支払保険金予測値とを比較し、前者が後者を上回っているかを確認するテストをいいます。後者が前者を上回る場合は危険準備金Ⅳ(第三分野に係る保険商品の保険リスクに備える危険準備金)を積み立てることとしています。

当社においてストレステストの対象となる保険商品は、介護費用保険および長期所得補償保険となります。

(注3) 負債十分性テスト

負債十分性テストとは、ストレステストの結果、責任準備金の積立が不足していると判断された場合に、支払保険金に加え、事業費なども考慮に入れた収支分析を行い、将来において資産が負債である保険料積立金を上回っているかを確認するテストをいいます。負債が資産を上回る場合は追加責任準備金を積み立てることとしています。

【2】ストレステスト・負債十分性テストにおける危険発生率などの設定水準の合理性および妥当性

ストレステストにおける危険発生率は、当社の支払保険金の実績に基づき、将来10年間に見込まれる支払保険金のリスクに関する99%をカバーできる水準とし、負債十分性テストにおける危険発生率は97.7%をカバーできる水準としています。また、負債十分性テストにおける事業費率および保険契約継続率などは当社の実績に基づき合理的かつ妥当なものとしています。

【3】テストの結果

ストレステストを実施した結果、危険準備金Ⅳの積み立ては不要となりました。また、負債十分性テストにつきましては、ストレステストの結果より、リスクを十分カバーしていることが確認できたため、実施する必要がありませんでした。

6 法令等遵守の体制と勧誘方針

- (1) 当社では、法令等遵守(コンプライアンス)について、経営の最重要課題の一つと位置づけ、その課題を達成するために「法令等遵守に係る基本方針」として次のとおり定めています。

■ 法令等遵守に係る基本方針

1. 法令等を遵守します。

法令や社内規定、社会規範を厳格に遵守し、企業倫理に基づいた公正で公平な事業活動を行います。

2. 公共的使命と社会的責任を認識し、信頼される企業となるよう努めます。

損害保険事業の公共性、社会性を十分認識し、健全かつお客さまの立場に立った事業活動を展開し、社会からより信頼される企業となるよう努めます。

3. 反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨みます。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨みます。

(2) 当社では以下の「勧誘方針」を定め、適正な金融商品の販売、勧誘に努めています。

【楽天損保の勧誘方針】

「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、楽天損害保険株式会社の金融商品の勧誘方針を定めています。

- 1 保険商品の販売に際しては、保険業法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令などを遵守し、適正な保険販売を心がけます。またお客さまに重要な事項について正しくご理解していただけるように適切な説明を行うよう努めてまいります。
- 2 お客さまの保険に関する知識、経験、保険の加入目的、財産状況等を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に沿った適切な保険商品のご案内に努めてまいります。
- 3 保険商品のご説明やご契約の際には、お客さまの立場に立って、時間、場所等について十分に配慮するよう心がけます。
- 4 保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を行うよう努めてまいります。
- 5 万が一保険事故が発生した場合の、保険金のお支払いにつきましては、ご契約の内容に従い、迅速かつ的確に手続きが行われるよう努めてまいります。
- 6 お客さまからのお問い合わせには、迅速、適切、丁寧に対応するとともに、ご意見・ご要望につきましては、商品の開発、販売方法等に活かしてまいります。
- 7 お客さまへ適正な勧誘・販売を行うため、社内体制の整備や販売にあたる者の研修・指導に取り組めます。
- 8 お客さまと直接対面しない保険販売を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、より多くのお客さまにご理解いただけるよう努めてまいります。
- 9 【お問い合わせ窓口】ご相談・お問い合わせにつきましては、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

<お問い合わせ先>

0120-849-028

(受付時間：9:00～18:00 年末年始を除く)

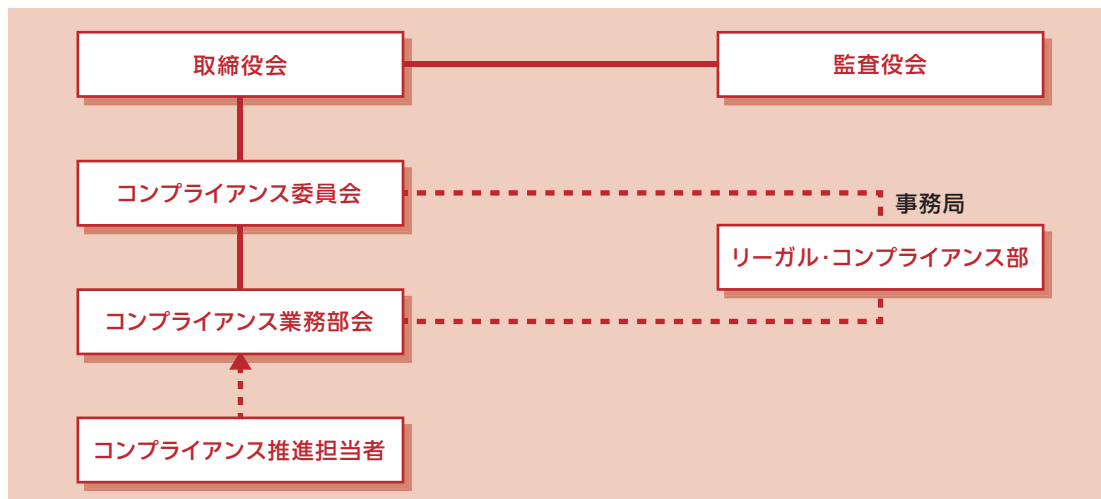
※楽天保険の総合窓口が承ります。

※一部IP電話(050)からはご利用いただけません。

II 当社の運営

- (3) 当社では、各部長を「コンプライアンス推進担当者」とし、各本部、各部のコンプライアンスを推進するとともに、社員のコンプライアンス・マインドを向上することに努めます。
- (4) 当社では、社内のコンプライアンスの確立状況を把握し、強化するために代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」とその下部組織として「コンプライアンス業務部会」を設置し、コンプライアンス統括部署として「リーガル・コンプライアンス部」を設けています。

コンプライアンス推進体制



- (5) 当社では、コンプライアンスの推進に関する具体的実践計画書として、「コンプライアンス・プログラム」を毎年策定し、その進捗についてコンプライアンス委員会で定期的に確認しています。また、コンプライアンスを実践するための具体的手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、役職員へコンプライアンスの徹底を図っています。
- (6) 当社では、全役職員対象のコンプライアンス研修等を通じて、コンプライアンスや各種法令に関する知識の徹底やコンプライアンス意識の一層の向上に取り組んでいます。

7 社内・社外の監査体制

- (1) 当社は、法令などに基づき業務全般に亘る監査体制を整えています。
社内の監査役会監査、および社外監査として「EY新日本有限責任監査法人」による会計監査などを定期的に行っています。
- (2) 当社は、内部監査を受ける本社各部門、営業拠点等から独立した「内部監査部」が、本社各部門、営業拠点等における内部管理態勢の適切性、有効性を検証し、内部事務処理等の問題点の発見・指摘に加え、内部管理態勢の評価及び問題点の改善方法の提言等を行い、その結果について取締役会に報告しています。

8 個人情報保護

個人情報に対する取組方針を、あらかじめ分かりやすく説明することの重要性に鑑み、下記のとおり「当社の個人情報に関する取扱いについて」を策定しています。また、「個人情報保護マニュアル」を制定し、施行しています。

当社の個人情報に関する取扱いについて (プライバシーポリシー)

当社の個人情報保護に関する基本方針

2024年12月2日
楽天損害保険株式会社

楽天損害保険株式会社(以下、「当社」といいます。)は、お客さまから信頼される保険会社を目指し、当社がお預かりしている個人情報および個人番号(以下、「個人情報等」といいます。)の取扱いに関し、以下のとおり方針を定め、個人情報等の適切な保護、管理および利用に努めます。

1. 個人情報等保護に関する関係法令等の遵守

当社は、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます。)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」といいます。)をはじめ個人情報等保護に関する諸法令、国および関係機関が定める指針・ガイドラインその他の規範および本プライバシーポリシーを遵守します。

2. 個人情報等の利用目的

当社は、お預かりしている個人情報等を、次の目的のために利用し、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた取扱いを行いません。また、そのための必要な措置を講じます。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス等のご案内・提供・維持管理(※)
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス等の開発・充実(※)
- (4) 損害保険募集人の審査・委託・受験・登録・管理および役職員等の採用・雇用・管理
- (5) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (6) その他上記業務に関連・付随する業務

※お客さまの取引履歴やWebサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析して、お客さまのニーズに応じた各種商品・サービスに関する広告等の配信等をすることを含みます。

ただし、個人番号および特定個人情報(個人番号を含む個人情報)については、次に掲げる事務に必要な範囲でのみ取り扱うこととし、その範囲外で取得、利用または第三者提供を行うことはありません。

- ①源泉徴収票・支払調書作成事務
- ②報酬、料金、契約金および賞金の支払調書作成事務
- ③前各号に掲げる事務以外の激甚災害時に金銭の支払を行う場合等の法令に定める個人番号関係事務等

【機微(センシティブ)情報の取扱いについて】

保健医療情報などの「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(個人情報保護委員会・金融庁)第5条1項」に定める機微(センシティブ)情報は、「保険業法施行規則第53条の10」により、保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から、お客さま等の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で利用するなど、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

当社は、機微(センシティブ)情報について、個人情報保護法その他の法令およびガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供いたしません。

3. 個人情報等の取得方法

当社は、業務上必要な範囲内で、法令等に照らして違法性のないように留意するとともに、社会的良識に照らして適正な方法で個人情報等を取得します。主な取得方法は、次のとおりです。

- (1) 申込書・契約書・告知書のほか、ヒアリング・アンケートなどにより個人情報を取得させていただきます。
- (2) キャンペーン等の実施の場合には、インターネット・はがき・電話等で個人情報を取得させていただく場合があります。
- (3) 当社へお申出いただいた照会内容等につきましては、業務運営・管理およびサービスの充実等、迅速かつ適切な対応を行うため通話内容等を録音させていただく場合があります。
- (4) 窓口対応につきましては、防犯等の観点より録画させていただく場合があります。

4. お預かりしている個人情報

当社がお預かりしている個人情報の主な内容は、次のとおりです。

- (1) 氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、性別、職業、勤務先、健康状態、金融機関情報、保健医療に関する情報、生死に関する情報
- (2) 上記(1)に記載されている情報のほか、当社が取得した書面等(申込書・契約書・告知書、公的機関が発行する書類など)に記載されている情報
- (3) 保険契約・委託契約等の維持管理に関する情報
- (4) 保険金・給付金等の支払いに関する情報
- (5) 雇用(役職員等)管理情報

※上記には、保険契約の移転等により当社が承継した個人情報も含まれます。

5. 個人情報等の安全管理措置

当社は、お預かりしている個人情報等を、正確かつ最新のものに保つよう努めるとともに、不正アクセス、紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等を予防するため、個人情報等の取扱いに関して、次のような「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」に定める安全管理措置を実施し、必要に応じ是正措置等を講じます。

- (1) 取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等についての規程を整備し、必要に応じて見直してまいります。
- (2) 安全管理について、責任者を配置し、役職員等の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程等を整備運用し、その実施状況を点検・監査します。また、漏えい事案等に対応する体制の整備を行う等、個人情報等保護の適正な取組体制を維持します。
- (3) 個人情報等を取扱う情報システムへのアクセス制御や権限管理、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視及び監査等セキュリティ対策を実施します。
- (4) 役職員等の責任と権限を明確に定め、役職員等に対し、個人情報等の非開示契約の締結、教育・訓練、管理手続の遵守状況の確認等を行います。
- (5) 当社施設の個人データ取扱区域の管理、機器・電子媒体の盗難防止、電子媒体を持ち運ぶ場合の漏えい防止、個人データの削除および機器、電子媒体の廃棄等の措置を講じます。
- (6) 外国にある第三者に個人データを提供する場合には、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を実施します。当社が個人情報を移転する外国の名称および当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は個人情報保護委員会<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/>をご参照ください。

広告配信サービス等を提供する日本国外にある提携会社の所在国・地域名

提携会社名	所在国・地域名	個人情報の保護のための措置に関する情報
Google LLC	アメリカ合衆国	プライバシーポリシー： https://policies.google.com/privacy?hl=ja
		広告： https://policies.google.com/technologies/ads?hl=ja
		Googleのサービスを利用するサイトやアプリから収集した情報のGoogleによる利用： https://policies.google.com/technologies/partner-sites?hl=ja
		日本のユーザーへの法定表示事項： https://policies.google.com/privacy/additional?hl=ja
Meta Platforms, Inc.	アメリカ合衆国	プライバシーポリシー： https://www.facebook.com/privacy/policy/?entry_point=data_policy_redirect&entry=0
		日本居住者向けのプライバシー通知： https://www.facebook.com/privacy/policy?section_id=2023%2F06-JapanPrivacyNoticeLearn
X Corp.	アメリカ合衆国	Xプライバシーポリシー： https://x.com/ja/privacy#twtr-main
		XにおけるCookieの用途： https://help.x.com/ja/rules-and-policies/x-cookies-japan

個人情報の提供先となり得る日本国外の国における個人情報の保護に関する制度等については、以下の個人情報保護委員会のWebサイトをご参照ください。

(参考)個人情報保護委員会ホームページ(<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/>)

6. 個人情報の第三者への提供

当社は、次の場合を除き、取得した個人情報を第三者に開示、提供を行いません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) ご本人が同意されている場合
- (3) ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合
- (4) 法令により要請され、かつ当社が開示を妥当だと判断した場合
- (5) 再保険の手続きをする場合(詳細は、「再保険会社への提供について」をご確認ください)
- (6) 利用目的の達成に必要な範囲内で業務の一部を委託・共同利用する場合
- (7) 個人情報保護法により、ご本人の同意を得ずに提供が認められている場合
- (8) 当社が依頼する広告配信目的で外国法人を含む第三者への提供が必要な場合(詳しくは前条第6項をご確認ください。)

ただし、特定個人情報については番号法で定める場合を除き、第三者に提供いたしません。

【再保険会社への提供について】

当社は、お引受けする保険契約について、次のとおり個人情報を再保険会社(外国(本邦の域外にある国又は地域)にあるものを含む。)に提供することがあります。なお、適切な危険分散等の観点から、保険引受および同意取得の時点では再保険会社を特定できません。外国の再保険会社へ提供を行った場合には、個人情報保護法および関係法令等に基づき、ご本人の求めに応じて、外国の名称等に関する情報を提供いたします。

- (1) 第三者に提供する目的
再保険の仕組みを通じた保険引受リスクの分散のため、再保険会社における再保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用を目的とします。
- (2) 提供する個人情報の項目
再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月

日、保険金額等の契約内容に関する情報、健康状態に関する情報、保険金受取人氏名・住所、診断書類など業務遂行に必要な個人情報

(3) 提供の手段等

当社は、再保険会社へ提供する個人情報を暗号化等により秘匿化し、運搬、郵送、宅配便およびメール等の手段で再保険会社に提供いたします。

(4) 個人情報の取扱いに関する契約について

当社は、個人情報の取扱い等に関する条項を規定した契約を再保険契約の相手方と締結します。

【個人情報等取扱いの委託】

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報等に関する取扱いを第三者へ委託することがあります。委託する場合には、委託先の選定基準を定め、定期的又は随時に委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

委託先の選定にあたっては、委託先における個人データの安全管理に係る実施体制の整備状況、ならびに委託先から再委託する場合の再委託先の個人データの安全管理に係る実施体制の整備状況に係る基準を定め、これを遵守します。

【グループ会社との共同利用について】

楽天インシュアランスホールディングス株式会社(以下、「楽天インシュアランスホールディングス」と表記)および楽天インシュアランスホールディングスの子会社等(以下、これらを総称して「楽天インシュアランスグループ」と表記)では、グループの経営管理や各種リスク管理を実施すると共に、より付加価値の高い各種商品・サービスを開発・提供等するため、以下のとおり個人データの共同利用を行います。

(1) 共同利用する個人データの項目

楽天インシュアランスグループが保有する個人の氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、メールアドレス、個人を識別する符号、保険契約の申込書類およびその附属書類等に記載されている情報、保険金・給付金等の支払いに関する情報、保険契約の維持管理に関する情報その他の下記利用目的達成のために必要な個人に関する情報

(2) 共同利用者の範囲

楽天インシュアランスグループ

※楽天インシュアランスグループの詳細については、こちら(<https://www.ins-hd.rakuten.co.jp/group/>)

(3) 共同利用の利用目的

- ①経営管理、各種リスク管理およびこれらに付帯する業務ならびに法令等の遵守
- ②各種取引の開始・維持管理(各種保険契約のお引き受けや継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いを含みます)
- ③楽天インシュアランスグループの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④楽天インシュアランスグループが提供する各種商品・サービスのご案内、提供
- ⑤その他上記に関連・付随する業務

(4) 個人データ管理責任者

当該個人データを原取得した各会社

各会社の住所及び代表者の氏名は、以下よりご確認ください(楽天インシュアランスホールディングス、楽天インシュアランスプランニング、楽天生命保険、楽天損害保険、楽天少額短期保険)。

楽天インシュアランスホールディングス https://www.ins-hd.rakuten.co.jp/about/?_ebx=5jjx7gkxa.1721656736.81qacyd

楽天インシュアランスプランニング https://www.rakuten-insurance.co.jp/about/company.html?l-id=lnavi_company&_ebx=5jjx7gkxa.1721656736.81qae9v

楽天生命保険 https://www.rakuten-life.co.jp/about/profile/?l-id=about_info_profile&_ebx=5jjx7gkxa.1721656736.81qaek9

楽天損害保険 <https://www.rakuten-sonpo.co.jp/company/tabid/404/Default.aspx>

楽天少額短期保険 https://small-short-ins.rakuten.co.jp/about/company/?_ebx=5jjx7gkxa.1721656736.81qaeth

【情報交換制度等について】

(1) 損保業界の情報交換制度について

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページまたは損害保険料率算出機構のホームページをご覧ください。

(2) 代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の社員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しています。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（損害保険会社が共同利用する制度について）をご覧ください。

【原動機付自転車・軽二輪自動車に係る無保険車防止のための「国土交通省への自賠責保険のデータ提供」について】

当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人情報データを国土交通省へ提供し、同省を管理者として同省との間で共同利用します。

詳細につきましては、国土交通省のホームページをご覧ください。

7. 外国にある第三者への提供について

当社は、個人情報保護委員会規則で定める措置を講ずることによって個人データを外国にある第三者に提供した場合には、ご本人からの求めに応じて当該措置に関する情報を提供いたします。

8. ご本人からの開示等の請求

当社は、お客さま等からご本人に関する保有個人データの利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止・消去および第三者への提供の停止ならびに第三者提供記録の開示（以下、「開示等」といいます。）の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいた上で、法令に則り、速やかに対応します。また、ご本人に代わって開示等のご請求をされる場合には、その代理権の存在を示す資料のご提出をお願いいたします。

開示等のご請求に関する手続きは、こちらでご確認ください。

開示等のご請求に関する手続きは、ページ下部の「保有個人データ等の開示等のお手続きについて」をご覧ください。

9. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報等の取扱いに関する苦情・相談に対し、迅速かつ適切に対応いたします。当社の個人情報等の取扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談等は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

楽天損害保険株式会社

電 話：0120-849-028

（受付時間：9:00～18:00 年末年始を除く）

※楽天保険の総合窓口が承ります。

※一部IP電話(050)からはご利用いただけません。

10. 認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

**一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)**

電 話：03-4332-5241(全国共通)

(受付時間:9:15~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

11. 提供の任意性

当社への個人情報等の提供はご本人の任意ですが、業務上必要となる情報をご提供いただけなかった場合、利用目的に記載した各種商品・サービス等のご提供ができない場合があります。

12. 個人情報管理態勢の継続的改善

個人情報等を適切に保護するための個人情報管理態勢を構築し、継続的に見直し、改善に努めます。また、本プライバシーポリシーの内容に変更が生じた場合には、当社のホームページに掲載し、公表致します。

保有個人データ等の開示等のお手続きについて

「個人情報の保護に関する法律」に基づく保有個人データおよび第三者提供記録(「保有個人データ等」)の開示等のお手続きにつきまして、ご説明いたします。内容をご確認の上、お手続きいただきますようお願い申し上げます。

1. このご案内の対象

- ・当社が保有している保有個人データ等に係る開示ならびに保有個人データに係る内容の訂正・追加・削除、利用の停止・消去および第三者への提供の停止。
- ・当社の保有個人データの利用目的の通知。

2. 開示等のご請求の申出先

(1) 郵送による申出

以下の窓口に、「3. 開示等のご請求に必要な事項」に掲載している事項を記載した書面を郵送にてご送付のうえ、お申し出ください。

〒108-0075

東京都港区港南2-16-5 NBF品川タワー

楽天損害保険株式会社

電 話：0120-849-028

(受付時間：9:00~18:00 年末年始を除く)

※楽天保険の総合窓口が承ります。

※一部IP電話(050)からはご利用いただけません。

- (2) 電話による申出
上記(1)の窓口にお電話のうえ、お申し出ください。
オペレーターが、開示等のご請求に必要な事項をお伺いいたします。
※ご本人に代わって開示等のご請求をされる場合には、その代理権の存在を示す資料を別途ご提出いただく必要がございますのでご了承ください。
- (3) お問い合わせフォームによる申出
当社ホームページ上のお問い合わせフォームの「お問い合わせ内容」欄に、「3. 開示等のご請求に必要な事項」に掲載している事項を記載のうえ、お申し出ください。
※お問い合わせフォームはこちら。
(<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/contact/tabid/233/Default.aspx>)
※お問い合わせの種類は、「ご相談」をご選択ください。
※ご本人に代わって開示等のご請求をされる場合には、その代理権の存在を示す資料を別途ご提出いただく必要がございますのでご了承ください。

3. 開示等のご請求に必要な事項

(1) 申出の件名	開示等のご請求に関する申出であることを、書面等の冒頭に記載ください。
(2) ご請求事項	以下の中からご選択ください。 ①保有個人データの利用目的の通知 ②保有個人データの開示 ③保有個人データに係る内容の訂正・追加・削除 ④保有個人データの利用の停止・消去 ⑤保有個人データの第三者への提供の停止 ⑥第三者提供記録の開示
(3) 申請者	①申請者の区分(本人、法定代理人、任意代理人) ②氏名(フリガナを含む。) ③生年月日 ④住所 ⑤電話番号 ⑥メールアドレス(メールでの回答をご希望の場合のみ) ※お問い合わせフォームの場合、②④⑤⑥は、フォーム上の所定の欄に記載ください。
(4) 開示等のご請求の対象者	①氏名(フリガナを含む。) ②生年月日 ③住所 ④電話番号 ※申請者がご本人の場合は、(4)は「申請者と同じ」と記載ください。
(5) 申請者の本人確認のための事項	【申請者がご本人の場合】 ・ご契約の証券番号 【申請者が代理人の方の場合】 下記4. の資料を、上記2. (1)の窓口にて郵送でご送付ください。
(6) ご請求の理由	【利用目的の通知請求、開示請求、第三者提供記録の開示請求の場合】 ご請求の理由の記載は不要です。 【内容の訂正・追加・削除の請求の場合】 当社の保有する内容が事実と相違することなどを書面等でご説明いただくか、そのことを証明する資料をご提出ください。 【利用の停止・消去、第三者への提供の停止の請求の場合】 利用目的による制限などに違反している事実を書面等でご説明いただくか、そのことを裏づける資料をご提出ください。

(7) 回答方法	開示等のご請求に対する当社からの回答方法について、以下の中からご選択ください。 ①書面による回答書の申請者住所宛への送付 ②電磁的記録の送付(電子メールによる送付等) ※②の方法について、具体的な手段等については、当社において個別に判断させていただきます。
----------	--

4. 代理人の方による開示等のご請求について

開示等のご請求をされる方が、法定代理人(本人が未成年者又は成年被後見人である場合の親権者又は後見人)または開示等のご請求をすることにつきご本人が委任した代理人である場合は、上記3. の事項に加えて、下記の書類もご提出ください。

代理人の種別	代理人からの開示等 請求に必要な書類	留意事項等
法定代理人の場合 (追加必要書類2点)	代理人の身分を証明する書類 右記書類のいずれか1点	有効期限内のもの(写し) 運転免許証、健康保険証※、パスポート、 年金手帳 発行後3ヶ月以内の原本 印鑑証明書、住民票
	本人と代理人の関係を証明する書類 右記書類のいずれか1点	発行後3ヶ月以内の原本または写し 親権者を確認するための戸籍謄(抄)本 未成年後見人を確認するための戸籍謄(抄)本 成年後見人を確認する登記事項証明書
任意代理人 (追加必要書類3点)	本人の印鑑証明書	発行後3ヶ月以内の原本
	委任状	本人の自署・実印押印のもの
	代理人の身分を証明する書類 右記書類のいずれか1点	有効期限内のもの(写し) 運転免許証、健康保険証※、パスポート、 年金手帳 発行後3ヶ月以内の原本 印鑑証明書、住民票

(注) 開示等の対象となる保有個人データ等が、その方が識別されるものである対象者が、本人となります。

※保険者番号、被保険者記号・番号、2次元コード(記載がある場合)を見えないようにマスキングをしたうえで、ご提出ください。

5. 開示のご請求にかかる手数料及びその支払方法

- 保有個人データ等の開示をご請求される場合には、ご請求の1回ごとに1,000円を手数料としてお支払いいただきます。手数料は、申出後に、当社が指定する銀行口座に申請者の方の名義にてお振込みください。(振込手数料は、申請者の方がご負担ください。)
- 手数料が不足していた場合は、その旨ご連絡いたします。所定の期間内(2週間)にお支払いがない場合は、開示のご請求がなかったものとして、取扱わせていただきますことをご了承ください。
- 保有個人データの利用目的の通知、内容の訂正・追加・削除、利用の停止・消去又は第三者への提供の停止のご請求の際は、手数料は無料です。

6. 開示等のご請求に対する回答方法

1. ①書面による回答書の申請者住所宛への送付、②電磁的記録の送付のうち、開示等をご請求される方のご希望の方法によって、ご回答させていただきます。なお、②の方法には、電子メールによる送付等が含まれますが、具体的な手段等については、当社において個別に判断させていただきます。
2. ただし、②による開示等に多額の費用を要する場合には、①による開示とさせていただきます。
3. ご回答をお送りするまでに、原則として約2週間かかりますのでご了承ください。
4. ①による場合には、送付した履歴および到着が確認できる方法でご送付させていただきます。

7. 開示等のご請求に関して取得した保有個人データの「利用目的」について

開示等のご請求にともない当社が取得した保有個人データは、開示等のご請求に必要な範囲のみで取扱うものいたします。ご提出いただきました書類等は、開示等のご請求に対する回答が終了した後、2年間保存し、その後廃棄するものいたします。

8. 保有個人データ等の不開示事由について

次のような場合は、保有個人データ等を不開示とさせていただきます。保有個人データの不開示を決定した場合は、その旨の理由を付記してご通知申し上げます。なお、不開示の場合につきましても所定の手数料を徴収させていただきます。

1. 上記3. にて申出いただいた住所・本人確認のための書類に記載されている住所・当社の登録住所が一致しないときなど、本人が確認できない場合
2. 代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
3. 申出いただいた内容に不備があった場合
4. 開示のご請求の対象が「保有個人データ等」に該当しない場合
5. 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
6. 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
7. 法令に違反することになる場合

なお、保有個人データの利用目的の通知、内容の訂正・追加・削除、利用の停止・消去又は第三者への提供の停止のご請求の場合にも、上記1から4までの事由があるときのほか、法令の規定に基づきご請求に応じられないときがありますのでご了承ください。

【2】情報セキュリティへの取り組み

当社は、お客さまからお預かりする個人情報をはじめとする情報資産を適切に保護し、安全かつ安定的な保険サービスを提供することを重要な経営課題と認識しています。

このため、以下の取り組みを推進し、情報セキュリティ体制の維持・向上に努めています。

1. 個人情報および外部委託先管理

当社は、「個人情報保護に関する基本方針」を定め、お客さまからお預かりしている個人情報について、技術的・組織的な安全管理措置を徹底し、適正に管理しています。また、全役職員に対しては、定期的に研修を実施し、個人情報の保護に対する意識の向上を図っています。

業務の外部委託にあたっては、当社の選定基準に基づき、委託先の情報セキュリティ管理体制の厳格な審査に加え、委託開始後は定期的な点検を通じ、委託先における高い情報セキュリティ水準の維持・管理に努めています。

2. サイバーセキュリティ対策の強化

昨今のサイバー攻撃の高度化・巧妙化を踏まえ、当社は「サイバーセキュリティへの取組方針」を定め、楽天グループと連携した防御体制を構築しています。具体的には、ネットワークへの不正侵入防御やアクセス制御等の多層的な防御網を構築し、システム基盤の安全性を検証しています。また、万が一のインシデントに備えて、迅速な検知・対応を可能とする体制を整備しているほか、関係当局や外部専門機関と連携し、最新の脅威情報の収集と対策のアップデートを継続的に実施しています。

全役職員に対しては、標的型メール訓練等の実践的なトレーニングを定期的に行い、組織全体のセキュリティ意識向上を図っています。

9 利益相反管理方針の概要

2009年7月に「利益相反管理方針」を策定し、公表しています。

利益相反管理方針

(2009年7月21日改定)

楽天損害保険株式会社(以下「当社」といいます。)は健全かつ適切な損害保険業務を行うにあたり、次のとおり利益相反管理方針を定め、これを遵守することによりお客さまの利益を不当に害することのないように、利益相反取引の管理に努めてまいります。

1. 利益相反取引

「利益相反取引」とは、(1)当社または当社のグループ会社(以下「当グループ」といいます。)とお客さまの間、または(2)当グループのお客さま相互間において、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型と特定方法

対象取引の個別事情を検討のうえ、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを特定します。

3. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当社は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合、以下のような管理方法により当該お客さまを保護します。

- ・ 情報遮断措置の実施
- ・ 取引条件または方法の変更、取引の中止
- ・ 利益相反に係るお客さまへの開示

4. 利益相反管理体制

当社はリーガル・コンプライアンス部管掌執行役員を利益相反管理統括者とし、リーガル・コンプライアンス部を利益相反管理部署とします。

本方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反のおそれのある取引の管理を的確に実施し、その有効性の検証を定期的に行います。

また、役職員に対し本方針に基づいた研修を実施し、利益相反のおそれのある取引の管理について周知徹底いたします。

10 反社会的勢力への対応に関する基本方針

反社会的勢力への対応については「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を次のとおり定めています。

反社会的勢力への対応に関する基本方針

(2013年12月4日改定)

当社は、行動指針および法令等遵守に係る基本方針に則り、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断および不当要求等に対する拒絶を行い、損害保険業に対する公共の信頼を維持し、業務の適正性かつ健全性を確保することを目的とし、以下の「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定めています。

1. 組織としての対応

反社会的勢力への対応について、担当者や担当部署だけに任せず、代表取締役の下、組織として対応し、また、全役職員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた関係の遮断

反社会的勢力とは、業務上の取引関係(提携先を通じた取引を含む。)を含めて、一切の関係を持ちません。また、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対して、民事と刑事の両面からの法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力からの不当要求が当社の不祥事を理由とするものであっても、事実を隠ぺいするための裏取引を絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供などの利益供与は絶対に行いません。

11 CSR(企業の社会的責任)と社会貢献活動

【1】環境保全活動

デジタル化や脱炭素化をはじめとした環境保全活動に取り組んでいます。

具体的には、オンラインで申込みが完結する保険商品の提供や、Web約款の導入を実施しています。また、CO₂排出量削減に向け非化石証書を購入し、使用電力の一部を実質的に再生可能エネルギー由来とすることで、環境負荷の低減に貢献しています。

【2】業界の損害保険の普及啓発・理解促進活動

当社では、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、損害保険の普及啓発・理解促進活動に取り組んでおり、2015年9月に国連サミットにて採択されたSDGs(Sustainable Development Goals)の達成にも貢献しています。主な取り組みは以下のとおりです。

ア 普及啓発・理解促進

国民生活に必要な損害保険リテラシー向上のため、リスク認識と保険の仕組み理解を促進しています。金融経済教育研究会が示すリテラシー目標(カバーすべき事象の理解と経済的保障の必要額の理解)達成のため、下記を提供しています。

- ・ そんぽ学習ナビ:教員向けに年齢別教材を提供するWebサイト。
- ・ 講師派遣活動:高校生、大学生、消費者、相談員向けに全国で講演会を実施。
- ・ 各種教育副教材の提供:高校生向け教材「明るい未来へTRY!〜リスクと備え〜」と「ソナソナ〜備える者たちに幸あれ〜」(消費者教育教材資料表彰優秀賞受賞)を提供。



イ 地震保険の普及・啓発

地震保険は、地震・噴火・津波による建物・家財の損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の生活再建資金を確保し、生活の安定に寄与する役割を担っています。

損害保険業界では、地震保険を募集する損害保険代理店の支援、テレビ・新聞・インターネット・ポスターなどの広告を用いた地震リスクと地震保険の必要性を啓発する取り組みなどを通じて、地震保険の理解促進および加入促進を図っています。



ウ 自賠責保険の普及・啓発

自賠責保険制度の理解促進および保険加入漏れ防止のため、広告等を通じた「自賠責保険広報活動」を実施しています。



エ 消費者行政機関等との対話・交流

各地域の消費者行政機関や消費者団体との対話・交流を通じた意見・情報交換を実施しています。



オ 交通安全対策

①交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険の運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

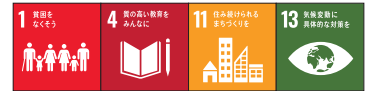
②交通安全啓発活動

- ・ 交差点事故防止活動として、「全国交通事故多発交差点マップ」を損保協会HPに毎年公開しています。
- ・ 自転車事故防止活動として、事故の実態、ルール・マナー、高額賠償事例、保険などをまとめた冊子とチラシを作成し、啓発に役立てています。
- ・ 高齢者の交通事故防止活動として、反射材付きチラシの配布や映像コンテンツの公開などを通じて、事故防止を呼びかけています。
- ・ 飲酒運転防止活動として、「飲酒運転防止マニュアル」を作成し企業・自治体の教育に活用するとともに、自治体・警察と連携した啓発を行っています。



- ・後部座席シートベルト着用推進としてシートベルト着用の有効性を解説するチラシを作成し、損保協会ホームページで公開しています。

カ 防災・自然災害対策



- ①地域の安全意識の啓発
 - ・幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」を作成しています。
 - ・小学生向け安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の取り組みを通じ、安全教育の推進を図っています。
 - ・中学生・高校生向けの防災教育教材の「防災教育副教材」を作成し、防災教育の推進を図っています。
- ②地域の防災力・消防力強化への取り組み
 - ・小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国の自治体や離島に寄贈しています。
 - ・全国統一防火標語を掲載した防火ポスターを作成し、防火意識啓発・PR等に使用しています。
 - ・ハザードマップ利活用推進に向けた取り組みを実施しています。水害発生時の個人の防災計画を作成するWebコンテンツ「そんぽデジタル・マイ・タイムライン」や、各種ツール（「ハザードマップと一緒に読む本」、「動画で学ぼう!ハザードマップ」、啓発チラシ等）を損保協会ホームページに公開しています。
 - ・防災情報サイト「そんぽ防災Web」を通じて、防災に役立つ情報やツールを提供しています。また、防災コンテンツ（動画やリーフレットなど）や過去の主な風水害の支払い保険金データ等、災害への備えに役立つコンテンツを利用者別・目的別に分かりやすく掲載しています。

キ 不正請求対策



- ①自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から参画していることに加え、各地で啓発活動を実施し、自動車盗難防止対策に取り組んでいます。
- ②住宅修理業者に関するトラブルへの注意喚起

住宅修理を巡る「保険が使える」等の勧誘トラブル急増を受け、消費者庁等の協力を得て注意喚起チラシを作成し、トラブル防止を呼びかけています。
- ③ロードサービス業者に関するトラブルへの注意喚起

自動車故障時にインターネット広告で見つけたロードサービス業者との間で、高額請求などのトラブルが急増しています。トラブル防止のため、事故だけでなく故障時も、まずは契約している自動車保険の保険会社または代理店へ連絡するよう注意喚起しています。
- ④保険金不正請求ホットラインの運営

2013年1月から「保険金不正請求ホットライン」を開設して、損害保険の保険金不正請求に関する情報を収集し、損害保険各社における対策に役立てています。
- ⑤保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出

保険金詐欺防止ポスターを作成し、保険金詐欺が重罪であることを周知するとともに、保険金詐欺をたくらむ人物への牽制を図っています。
- ⑥保険金不正請求防止啓発動画の作成・公開

保険金の不正請求防止に関する理解を深めていただくため、啓発動画を作成し、損保協会ホームページやYouTubeに公開しています。
- ⑦保険金不正請求の検知を目的としたシステムの運営

保険金不正請求疑義事案の検知を目的としたシステムを運用し、保険金請求歴や不正請求防止に関する情報を各社間で共有することで、不正請求対策に役立てています。

ク 環境問題への取り組み



- ①気候変動対応の推進

2021年7月に「気候変動対応方針」を策定しています。また、「気候変動ガイドブック」および「気候変動特設ページ」を損保協会HPに公開し、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいます。
- ②環境問題に関する目標の設定

「経団連カーボンニュートラル行動計画」および「経団連循環型社会形成自主行動計画」に参加し、CO₂排出量の削減および廃棄物排出量の削減等について、損害保険業界としての目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。
- ③環境取り組みに関する行動計画

「環境取り組みに関する行動計画」を策定し、環境問題に取り組んでいます。
- ④自動車リサイクル部品活用の推進

廃棄物削減とCO₂排出量抑制のため、自動車修理におけるリサイクル部品の活用を推進しています。
- ⑤エコ安全ドライブの推進

「エコ安全ドライブ」の取り組みを推進するため、普及啓発に取り組んでいます。

III 当社の主要な業務の内容

当社は、損害保険業として、損害保険の引受、保険料の収納、保険金の支払、保険料として収受した金銭その他の資産の運用を行っています。

1 取扱い商品(主なもの)

【1】安全なクルマ社会とドライバーのための自動車保険

① 楽天自動車保険(個人用自動車保険)

安心、お得、簡単。

楽天自動車保険

楽天自動車保険は、個人のお客さま専用のリスク細分型自動車保険です。

自動車を運転される際に必要な対人賠償責任保険、対物賠償責任保険および人身傷害保険を基本補償とし、ご希望に応じて車両保険をセットすることもできます。

【楽天自動車保険の特長】

- 1 前年1年間に走行した距離に応じて保険料を算出します。前年に走行した距離が短いほど、保険料がリーズナブルになります。
- 2 前契約^(注)が無事故の場合、保険料を5%割り引く無事故割引が適用されます。
- 3 すべてのご契約でロードアシスタンスをご利用いただけます。
- 4 インターネットでご契約いただく場合、インターネット割引25%が適用されます。楽天会員ランクがダイヤモンドの方は、新規ご契約でインターネット割引30%が適用されます。
- 5 インターネットでご契約いただいた場合、楽天ポイントが貯まります。
(楽天ポイントをお使いいただくこともできます。)

(注)保険期間が1年以上の契約に限ります。

② 自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)

自動車損害賠償保障法により原則としてすべての自動車が加入する強制保険です。

対人賠償事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。

【2】賃貸住宅居住者の家財に対する損害を補償する火災保険と地震保険

① 楽天家財保険(リビングアシスト総合保険)

安心、お得、簡単。

楽天家財保険

家財の補償から日常生活の補償まで幅広い補償内容を備えた賃貸住宅居住者専用の火災保険です。

【楽天家財保険の特長】

- 1 火災、落雷、破裂または爆発、風災・雹(ひょう)災・雪災、水災などの自然災害リスクから盗難や破損・汚損などの日常災害リスクまで、家財のリスクを幅広く補償します。
- 2 大家さんへの賠償責任や日常生活での賠償責任に対しても補償します。
また、国内における賠償事故については「示談交渉サービス」をご利用いただけます。
- 3 保険料率は、全都道府県、全構造一律の保険料率で、お客さまにわかりやすい火災保険です。

② 地震保険

地震保険は、火災保険で補償されない地震・噴火・津波による損害(火災、損壊、埋没、流失)に対して保険金をお支払いする保険です。

楽天家財保険(リビングアシスト総合保険)などにセットしてご契約いただけます。

【3】暮らしに大きな安心とゆとりを補償する保険

① 楽天サイクル保険(傷害総合保険)

「傷害総合保険」のネット完結型自転車向けプランです。

【楽天サイクル保険の特長】

- 1 インターネットでのお申込みにより、キャッシュレス・ペーパーレスでご契約いただけます。
また、楽天ポイントも貯まります。(楽天ポイントをお使いいただくこともできます。)
- 2 自転車事故以外による賠償責任も補償し、日本国内における賠償事故については「示談交渉サービス」をご利用いただけます。
- 3 自転車事故以外の交通事故によるケガも補償します。

安心、お得、簡単。

楽天サイクル保険

② 楽天ゴルフ保険(傷害総合保険)

「傷害総合保険」のネット完結型ゴルファー向けプランです。

【楽天ゴルフ保険の特長】

- 1 インターネットでのお申込みにより、キャッシュレス・ペーパーレスでご契約いただけます。
また、楽天ポイントも貯まります。(楽天ポイントをお使いいただくこともできます。)
- 2 ゴルフ練習中のケガや、海外でのプレー中のケガも補償します。
- 3 熱中症や日射病による身体の障害も補償します。

安心、お得、簡単。

楽天ゴルフ保険

③ 楽天旅行保険(海外旅行保険)(国内旅行傷害保険)

ネット完結型の海外旅行保険、国内旅行傷害保険です。

【楽天旅行保険の特長】

- 1 インターネットでのお申込みにより、キャッシュレス・ペーパーレスでご契約いただけます。
また、楽天ポイントも貯まります。(楽天ポイントをお使いいただくこともできます。)
- 2 ご出発日当日から、ご家族やご友人と一緒にご契約いただくことができます。
- 3 海外旅行保険には、海外でのアクシデントの際にお客さまをサポートするサービスがセットされています。

安心、お得、簡単。

楽天旅行保険

【4】ペット(犬・猫)の治療費を補償する保険

スーパーペット保険

ペット(犬・猫)が、病気やケガにより動物病院で治療を受けたとき、ご契約プランごとに定められた補償内容によって、治療費の一定割合を保険金としてお支払いします。

【スーパーペット保険の特長】

- 1 インターネットでのお申込みにより、キャッシュレス・ペーパーレスでご契約いただけます。
また、楽天ポイントも貯まります。
- 2 ペットに関するお悩みを24時間365日獣医師に相談できます。

楽天ペット保険

**スーパー
ペット保険**



犬と猫の保険

2 新商品の開発状況

【1】2023年1月以降の開発状況

実施・販売年月		保険種目	内 容
2025年	1月	自動車保険	各種自動車保険改定 ・ゴールド免許割引の改定 ・自動ブレーキ割引の改定 ・新車割引の改定 ・保険料水準の見直し ・ロードアシスタンス「故障時緊急修理サービス」の拡充
	4月	火災保険	各種火災保険改定 ・保険料率の改定 ・リビングアシスト総合保険における臨時費用保険金の支払割合を変更
			商品ラインナップの見直し ・家庭総合保険(ホームアシスト)、普通火災保険、店舗総合保険の販売中止
	11月	自動車保険	商品ラインナップの見直し 個人用自動車保険 ^(注) 、総合自動車保険(PAP)の販売中止 (注)インターネットでお申し込みができる商品は除きます。
		傷害保険	商品ラインナップの見直し 傷害総合保険 ^(注) 、国内旅行傷害保険 ^(注) 、旅行特別補償保険、旅行事故対策費用保険の販売中止 (注)インターネットでお申し込みができる商品は除きます。
		新種保険	商品ラインナップの見直し 賠償責任保険、労働災害総合保険、建設工事保険、テナント総合保険、動産総合保険、費用利益保険の販売中止
	12月	新種保険	楽天モバイル「最強シニアプログラム」のオプションパック加入者向けに「オレオレ詐欺対策保険」を提供開始
2023年	1月	自動車保険	各種自動車保険改定 ・無事故割引の新設 ・新車割引の改定 ・保険料水準の見直し ・ノンフリート等級別料率制度の割増引の改定 ・「車対車+A特約^(注1)」の補償範囲の拡大 ・対物免責金額(自己負担額)の引受方法の改定 ・ロードアシスタンス特約^(注2)の改定 (注1)自動車相互間衝突危険「車両損害」補償特約と車両危険限定補償特約(A)があわせてセットされたものをいいます。 (注2)ロードアシスタンス特約の正式名称は「車両緊急時搬送・引取費用補償特約」です。
	5月	傷害保険	楽天GORAの予約者向けに「1dayゴルファー保険」を発売
	11月	新種保険	「スーパーペット保険ねこ」を発売
	12月	自動車保険	各種自動車保険改定 ・インターネット割引の改定(楽天ダイヤモンド会員向け割引の新設) ・保険料水準の見直し

3 一般的な損害保険の仕組み

【1】保険制度

私たちの身の回りには、偶発的な事故や災害によって個人生活や企業活動が阻害され、安定した社会生活が脅かされるという危険が常に潜んでいます。さらに、私たちの経済社会が発展すればするほど、その環境変化に応じて新しい多種多様な危険が発生します。

これらの危険や事故による損害から私たちの生活を守るために考えられたのが損害保険制度です。すなわち、同じような危険を感じている人々が多数集まって、あらかじめ所定の金額(保険料)を拠出し、実際に事故が発生し被害を受けた人に対して一定の給付(保険金)を行うことを約束するもので、大数の法則に基づく統計的確率をもとにした経済的救済制度です。

保険会社はこの制度の健全な運営と発展を業とすることによって、個人生活や企業活動の安定に寄与することを目的としています。

【2】保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然の事故によって生ずる損害の補償や人の傷害疾病に基づく一定の給付をすることを約束し、保険契約者がその報酬として保険料を支払うことを約束する契約です。(保険法第2条)

したがって、損害保険契約は双務・有償契約であり、当事者の口頭の合意のみで有効に成立する不要式の諾成契約です。しかし、多数の契約を迅速・正確に引き受け、後日契約内容をきちんと確認できるようにするために、通常、保険契約の申込みに一定様式の保険契約申込書を使用し、保険会社は契約締結の証として、保険証券または保険引受証を作成交付します。これには保険の対象、補償危険、保険金額、保険期間などが記載されています。

なお、保険契約は、保険会社から権限を委託された損害保険代理店を通じて締結されるのが一般的です。

【3】再保険

再保険の仕組みについて

再保険とは、「保険会社が引き受けた危険の一部または全部を他の保険会社に転嫁する」保険会社間の保険契約です。

保険会社は保険契約者のために常に安定的、合理的な経営を行い、保険金の支払いに十分に備える必要があります。しかし、非常に多数の契約を引き受けることにより、数多くの危険を抱えることになり、特に航空機・大型船舶・石油化学コンビナートなどの巨額な物件や台風・地震などの自然災害による大きな危険も予測しなければなりません。

このために、保険会社は引き受けた保険契約に基づく保険責任の一部を他の保険会社に移転し、また相互に交換することにより危険の平均化、分散化をはかっています。この仕組みを再保険といいます。

4 約款

【1】約款の位置づけ

保険契約は、すべて約款および特約に基づいて契約され、保険契約申込書に表示された保険種類の約款および特約を承認し、申し込んだ保険契約者は、その内容に拘束されます。

【2】約款に関する情報提供（「ご契約のしおり」、「パンフレット」等の役割）

保険契約の内容についてお客さまが十分理解したうえでご契約できるように、主に一般消費者の方がご契約されることが多い商品（火災、自動車、傷害、地震、自賠責などの各種保険）について、「ご契約のしおり」をご用意しています。

また、各種保険商品については、その保険の内容の主な部分について説明した「パンフレット」のほかに、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報等）」をご用意し、商品の仕組み、補償内容（支払事由、免責事由）、保険料の払込方法および満期返れい金・契約者配当金等の契約概要ならびに告知義務、通知義務、失効、解除、解約および保険会社破綻時の取扱いなどのご注意いただきたい事項についてご理解いただけるよう努めています。

なお、これらの内容のうち主なものは次のとおりです。

① 免責事由

保険金支払いの対象とならない事由です。保険約款の条文中に「保険金を支払わない場合」などの見出しで定められています。

② 告知義務（契約時に、保険契約者または被保険者が、危険に関する重要な事項のうち保険会社が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告げる義務）

保険契約締結の際、保険契約者または被保険者になる者は、危険に関する重要な事項のうち保険会社が告知を求めたものに対し、事実を告げなければならないという保険法上の義務をいいます。各保険約款では、保険契約申込書の記載事項として保険会社が告知を求めたものについて、事実を正確に告げなければならない旨を定めています。

③ 通知義務（保険契約者または被保険者が、契約後に告知事項の内容に変更が生じた場合に保険会社に連絡する義務）

保険契約締結後、告知事項の内容について変更が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を保険会社に通知しなければならない義務をいいます。例えば、火災保険の約款では、建物の構造もしくは用途の変更または家財等の移転などの事実が発生した場合に通知が必要である旨を定めています。

④ 積立型保険における価格変動リスク

積立型保険において、満期返れい金の額が確定している場合、価格変動リスクは生じません。なお、契約者配当金については、剰余が生じた場合に支払われるものであり、その金額もあらかじめ確定しているものではありません。

⑤ 損害保険契約者保護機構

保険会社の経営が破たんした場合に、破たん保険会社の保険契約者を保護するため、保険業法に基づいて設立された組織です。日本国内において損害保険業を営む免許を受けた全保険会社が加入しています。

保険契約者が個人・小規模法人^(注1)・マンション管理組合^(注2)である場合、損害保険契約者保護機構による補償の対象になります。保険金・解約返れい金・満期返れい金などの補償割合は保険種類によって異なります。（次ページの表を参照）

III 当社の主要な業務の内容

●補償割合は保険契約毎に異なります。

		保険金支払い	解約返れい金・満期返れい金など
損害保険（下記以外）	自賠責保険、家計地震保険 ★	補償割合 100%	
	自動車保険 ★	破綻後3ヶ月間は 保険金を全額支払 (補償割合100%) 3ヶ月経過後は 補償割合80%	補償割合 80%
	火災保険		
	その他の損害保険 賠償責任保険、動産総合保険、 海上保険、運送保険、信用保険、 労働者災害補償責任保険、 ペット保険 など		
疾病・傷害に関する保険	短期傷害 ^(注3) 特定海旅 ^(注4) ★	補償割合 90% ^(注6)	補償割合 90% ^(注6)
	年金払型積立傷害保険 ^(注5) ★ 財産形成貯蓄傷害保険 確定拠出年金傷害保険		
	その他の疾病・傷害保険 ★ 上記以外の傷害保険、所得補償保険、 医療・介護(費用)保険 など		補償割合 90% ^(注6) 積立型保険の場合、積立部分は 80%となります。

〔注1〕「小規模法人」とは、破綻時において、常時使用する従業員または常時勤務する職員の数が20人以下の次の法人(法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものを含みます。)をいいます。

①日本法人

②その日本における営業所または事務所を通じて保険契約が締結されている場合の外国法人

〔注2〕「マンション管理組合」とは、建物の区分所有等に関する法律第3条・第65条に規定する団体であって、主として住居としての用途に供する建物等の管理を行うためのものをいいます。

〔注3・4・5〕「短期傷害」とは、いわゆる傷害保険で保険期間1年以内の保険契約が該当します。「特定海旅」とは、いわゆる海外旅行傷害保険が該当します。「年金払型積立傷害保険」とは、いわゆる年金払積立傷害保険のほとんどが該当します。いずれも、契約締結時に行う告知事項に健康状態に関するものが含まれない保険契約に限られるなど、対象となるための条件がありますのでご注意ください。

〔注6〕「高予定利率契約」に該当する場合は、補償割合が90%から追加で引下げられます。「高予定利率契約」とは、その保険料・責任準備金の算出の基礎となる予定利率が、破綻時から遡って過去5年間、基準利率(2006年4月時点では3%)を常に超えていた保険契約をいいます。(保険期間が5年を超えるもの、あるいは契約内容が同条件のまま5年を超えて自動継続されているものが対象となります。)

〔追加引下げ後の補償割合の例〕

〔計算式〕 $90\% - (\text{予定利率} - \text{基準利率}) \times 5\text{年分} \times 1/2$ で求められた値となります。

〔計算例〕予定利率5%、基準利率3%の場合… $90\% - (5\% - 3\%) \times 5\text{年分} \times 1/2 = \text{補償割合} 85\%$ (弁済率が下限です。)

※1 ★印の保険は、保険契約者を問わず補償の対象となります。

※2 保険契約の区分は、主契約(基本的に普通保険約款)の保険金支払事由に従うことになります。

※3 「火災保険」および「その他の損害保険」について、保険契約者が個人・小規模法人・マンション管理組合(以下「個人など」といいます。)以外の者であっても、その被保険者である個人などがその保険料を実質的に負担すべきこととされている保険契約のうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

※4 破綻保険会社の財産状況により上記補償割合を上回る補償が可能である場合には、当該財産状況に応じた補償割合による給付を受けることができます。

※5 いわゆる共済契約や少額短期保険業者の引き受けた保険契約は、損害保険契約者保護機構の補償の対象とはなりません。

詳細につきましては、損害保険契約者保護機構ホームページ(<https://www.sonpohogo.or.jp/>)をご覧ください。

5 保険料

【1】保険料の収受・返還

保険料は、原則として保険契約締結と同時にその全額を領収しますが、保険商品によっては分割払などをご利用いただくことができます。

保険期間の途中で契約が失効したり解除された場合には、規定にしたがって保険料の一部を返還しますが、すでに保険金をお支払いする事故が発生しているときなど、返還できない場合もあります。

積立型保険では、保険契約の満期時に満期返れい金および契約者配当金(運用利回りが予定利率を超えた場合のみ)をお支払いします。

【2】保険料率

お支払いいただく保険料の算出に用いる保険料率は、保険金額に対する保険料の割合をいい、純保険料率(将来の保険金の支払に充当する部分)と付加保険料率(保険会社の運営に必要な経費や代理店手数料などに充当する部分)で構成されています。

なお、自動車保険、火災保険、傷害保険などについては純保険料率を参考純率として、また、自動車損害賠償責任保険、地震保険については純保険料率および付加保険料率を基準料率として、損害保険料率算出機構がそれぞれ会員保険会社に提供しています。

6 保険金のお支払いと保険相談、各種サービス

【1】保険金のお支払いについて

万一事故が起きた場合に、的確な事故対応のアドバイスを行い、ご契約者に保険金をスピーディーにお支払いすることが当社の使命であると考え、全国に4カ所の拠点を設置し、きめ細かな事故対応サービスに努めています。

保険金のお支払いの仕組み

事故が発生してから保険金をお支払いするまでの流れは、概ね次のとおりです。

①ご契約内容の確認

ご契約者様や代理店様から事故のご連絡をいただいた際、ご契約内容に基づき、保険金のお支払い対象となる事故であるかを確認いたします。

②支払い責任の調査

サービスセンターでは、必要に応じて事故現場等へ赴き、当事者の方々から状況を丁寧にうかがうなどして、事故の経緯を正確に把握いたします。その上で、ご契約者様の賠償責任の有無や責任割合など、保険金のお支払いに関する事項を公正に調査いたします。

③損害額、保険金の算出

被害物件や事故車両の立会調査、および各種書類（修理見積書、診断書、診療報酬明細書など）に基づき、客観的な事実関係を確認した上で、適正な損害額を算出します。その過程においては、ご契約者様や被害者様をはじめとする関係各所と丁寧な協議を重ね、公平かつ迅速な保険金のお支払いに努めてまいります。

④保険金のお支払い

ご提出いただいた請求書類を確認し、適正に算出された保険金を速やかにお支払いいたします。

なお、お支払いの適正性を期すため、お支払いの対象外と判断した案件については、社内の「保険金等支払管理部会」にて審査を実施しております。さらに、当社の判断に対してお客さまが納得されない場合には、社外の専門家等で構成される「保険金支払審査会」で審議を行うなど、ご契約者保護を徹底する体制を整えています。

【2】事故にかかわるご相談について

2024年12月より火災保険および傷害保険の事故受付において、2026年4月より自動車保険の事故受付において、それぞれ「AI自動音声システム」による新しい受付サービスを導入いたしました。

AIが事故状況を迅速かつ正確に承ることで、お待たせすることなくスムーズな受付を実現しています。

また、サービスセンターでは専門スタッフが、お客さまの不安に寄り添い、信頼にお応えできるよう誠意ある対応を徹底しております。テクノロジーと人の力を組み合わせ、今後も丁寧かつ迅速な事故解決を目指してまいります。

事故のご連絡は

「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」へ

0120-120-555

【3】各種サービス

①24時間・365日事故の受付と事故相談サービス

「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」で、事故の受付とご相談をお受けしています。さらに、必要に応じて、「ロードアシスタンスサービス」や「あんしん事故現場かけつけサービス」との連携も行います。また、事故現場から事故の報告を受けた場合は、お客さまに代わって相手方に連絡をし、今後の事故対応について説明いたします。

楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル

0120-120-555

受付時間：24時間365日

○携帯電話からもご利用できます。

当社ホームページ(<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>)からでも自動車事故や火災事故、傷害事故の事故受付をしています。(24時間365日受付)

②お客様相談サービス

「お客様相談センター」を設置し、保険商品のご案内やご契約変更の受付など、お客さまからのお問い合わせやご相談にお応えしています。

また、ご相談・ご要望をいただいた際は、関連部門と連携を密にし、当社担当者に必要な指示をして、お客さまのご要望にお応えできる体制をとっています。

お客様相談センター

0120-115-603

受付時間：年末年始除く 9:00～18:00

○携帯電話からもご利用できます。

○一部のお手続きは、当社の委託先が承ります。

当社ホームページ(<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>)からでもお客さまからのお問い合わせやご相談を受け付けています。(24時間・365日受付)

当社ホームページ「お問い合わせ窓口」内にある「その他のお問い合わせ」にご連絡フォームがございます。

■ 2025年度お客様相談センターの受付状況

自動車保険	火災保険	積立型保険	その他	合計
104,996件	25,755件	274件	7,537件	138,562件

なお、ペット保険を含む当社で受付した苦情1,883件の内訳は以下のとおりです。

(単位:件)

年度 項目	2025年 4～6月 第1四半期	2025年 7～9月 第2四半期	2025年 10～12月 第3四半期	2026年 1～3月 第4四半期	2025年度 合計	2024年度
契約・募集	179	151	209	112	651	757
契約の管理	132	158	368	232	890	981
保険金支払	86	101	74	70	331	479
その他	3	1	2	5	11	42
合計	400	411	653	419	1,883	2,259

③ご契約者サービス

ご契約の種類に応じて、お車に関する情報提供やトラブル対応等の各種サービスをご用意しております。主なサービス内容は以下のとおりです。

※1 ご契約者サービスは、2026年7月1日現在販売している保険商品に対し、当社がご提供させていただいているものを記載しています。
今後、ご契約の保険期間中であっても、当社の都合によりご契約者サービスの追加・変更・廃止をさせていただく場合もございます。
あらかじめご了承ください。

※2 各サービスは、当社提携業者が実施しています。

※3 取得した個人情報は、サービス提供を行う目的の範囲内でのみ利用します。

A.カーライフサービス

すべての自動車保険のご契約が対象となります。

- 緊急時の24時間営業ガソリンスタンド、宿泊設備のご案内
- 緊急時のタクシー、レンタカー、整備工場のご案内
- 代替交通手段のご案内

※ご利用料金は、ご利用者のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

0120-120-555 (受付時間:24時間・365日 携帯電話からもご利用いただけます。)

B.ロードアシスタンス

■ ロードアシスタンスの適用条件および内容

保険種類	保険商品	ノン フリート ・ フリート 区分	条件	搬送・ 引取費用	故障時 緊急修理 サービス ^(※1)	臨時宿泊 費用サービス 臨時ペット宿泊 費用サービス 臨時代替交通 費用サービス ^(※1)
個人用 自動車 保険	楽天自動車保険(ドライブアシスト) (保険始期:2025年1月1日以降)	ノン フリート	ロードアシスタンス 特約自動セット	1事案につき 20万円まで	○	○
	楽天自動車保険(ドライブアシスト) (保険始期:2020年1月1日~2024年12月31日)	ノン フリート	ロードアシスタンス 特約自動セット	1事案につき 20万円まで	○	○
	ASAP (保険始期:2019年12月31日以前)	ノン フリート	ロードアシスタンス 特約自動セット	1事案につき 20万円まで	○	○
総合 自動車 保険	PAP	ノン フリート	ロードアシスタンス 特約自動セット	1事案につき 20万円まで	○	×
		フリート	ロードアシスタンス 特約自動セットあり	1事案につき 20万円まで	○	×
			ロードアシスタンス 特約セットなし ^(※2)	×	×	×

(※1) 保険商品や保険始期によってサービスの内容が異なります。サービス内容の詳細は下記をご参照ください。

(※2) 一部のフリート契約については、セットせずに契約することも可能です。

(用語説明)

- ・ ASAPおよび楽天自動車保険(ドライブアシスト)とは、個人用自動車保険をいいます。
- ・ PAPとは、総合自動車保険をいいます。

●ロードアシスタンス特約^(注1)



ご契約のお車が事故や故障により自力走行不能^(注2)となった場合に、事故・故障現場から修理工場への搬送(レッカーけん引)費用、落輪時のクレーン作業費用、修理完了後のお車の引取費用を1事案につき20万円を限度に補償します。

(注1) ロードアシスタンス特約の正式名称は「車両緊急時搬送・引取費用補償特約」といいます。

(注2) 自力走行不能とは、自力で走行できない、または道路交通法上運転してはいけない状態をいいます。

※原則、当社の指定する搬送・引取業者が行った作業により生じた搬送・引取費用が保険金のお支払い対象となります(保険始期日が2023年1月1日以降を対象とする契約の場合)。

●故障時緊急修理サービス(ロードアシスタンス特約をセットしたご契約が対象となります。)

ご契約のお車が故障やトラブルの場合、修理業者を手配し、現場にて30分程度の応急修理軽作業を無料で行います。

＜対象となる無料サービス＞ ※オイル代、セキュリティ装置付車両の鍵開け代、部品代等は、ご利用者のご負担となります。



- ①キーの閉じ込み・紛失時の鍵開け
※現場で鍵開けができる場合に限ります。



- ②バッテリーあがり時のジャンピング
※ケーブルをつないでエンジンをスタートさせることをいいます。



- ③パンク時のスペアタイヤ交換
※チェーン脱着は対象外となります。



- ④各種オイル漏れ時の補充



- ⑤冷却水補給



- ⑥その他現場で対応できる軽作業



- ⑦ロープ使用程度による落輪引上げ作業



- ⑧燃料切れ時のガソリンまたは軽油のお届け
※1保険年度につき1回(保険始期が2020年1月1日以降の楽天自動車保険(ドライブアシスト)をインターネット以外でご契約の場合は1保険年度につき2回)に限ります。
※最大10リットルまで無料で現場へお届けします。
※電気自動車の電池切れの場合は、回数制限なくレッカーサービスを適用します。
※自宅駐車場および同等と判断できる場所での燃料切れまたは電池切れはサービスの対象外となります。



- ⑨スタック時の引出し作業
※自宅駐車場および同等と判断できる場所でのトラブルはサービスの対象外となります。
※降雪を原因としたスタックにより自力走行不能となった場合は、スタッドレスタイヤまたはチェーンを装着している場合に限ります。サービスの対象となります。なお、除雪作業はサービスの対象外です。

(ご注意)

- ・上記サービス内容は、楽天自動車保険(ドライブアシスト/保険始期:2025年1月1日以降)のご契約が対象です。
- ・保険始期が2024年12月31日以前のドライブアシスト、およびASAP、PAPをご契約のお客さまは、サービスの条件や限度回数が異なります。詳細につきましては、「ご契約のしおり」の「車両緊急時搬送・引取費用補償特約」および「ロードアシスタンス規定」をご確認ください。

0120-120-555(受付時間:24時間・365日 携帯電話からもご利用いただけます。)

ご利用にあたっては、必ず事前に「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」までご連絡をお願いします。

事前にご連絡がない場合、費用の全部または一部がお客さまの自己負担となることがありますのでご注意ください。

●各種サービス

ASAP・楽天自動車保険(ドライブアシスト)をご契約されているお客さまに、以下のサービスをご用意しています。



①臨時代替交通費用サービス

ご契約のお車が事故や故障により自力走行不能^(注5)となった場合またはご契約のお車が盗難された場合、帰宅のため、または目的地までの代替交通費用を1事案1名につき2万円(※ただし、保険始期が2020年1月1日以降のインターネット以外でご契約の場合は1事案1名につき4万円)を限度にお支払いします。

- ・ハイヤー、グリーン車またはビジネスクラス等の通常の交通費を超過した金額は交通費に含みません。
- ・タクシー、レンタカーを利用する場合は、1台につき2万円を限度とします。なお、同方向の経路の場合は相乗りとなります。
- ・費用はお客さまにお立て替えいただき、後日精算いたします。



②臨時宿泊費用サービス

ご契約のお車が事故や故障により自力走行不能^(注5)となった場合またはご契約のお車が盗難された場合で帰宅手段がないときは、その日の宿泊費用を1事案1名につき1万円(※ただし、保険始期が2020年1月1日以降のインターネット以外でご契約の場合は1事案1名につき2万円)を限度にお支払いします。

- ・旅行などで以前から宿泊を予約していた場合等は対象となります。
- ・費用はお客さまにお立て替えいただき、後日精算いたします。



③臨時ペット宿泊費用サービス

ご契約のお車が事故や故障により自力走行不能^(注5)となった場合またはご契約のお車が盗難された場合で、ご契約のお車に搭乗中の方が臨時宿泊費用サービスをご利用になるときに、ご契約のお車に搭乗中のペットのペットホテル宿泊費用を1事案につき1万円(※ただし、保険始期が2020年1月1日以降のインターネット以外でご契約の場合は1事案につき2万円)を限度にお支払いします。

- ・ペットの範囲は、ご利用者の家庭において、愛玩動物または伴侶動物として飼養している犬または猫とします。
- ・旅行などで以前から宿泊を予約していた場合等は対象となります。
- ・費用はお客さまにお立て替えいただき、後日精算いたします。

(注5)自力で走行できない、または道路交通法上運転してはいけない状態をいいます。

0120-120-555(受付時間:24時間・365日 携帯電話からもご利用いただけます。)

ご利用にあたっては、必ず事前に「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」までご連絡をお願いします。

事前にご連絡がない場合、費用の全部または一部がお客さまの自己負担となることがありますのでご注意ください。

C.緊急サポートサービス

楽天家財保険(リビングアシスト総合保険)のご契約が対象です。

 **0800-080-3064**(受付時間:24時間・365日 携帯電話からもご利用いただけます。)

水廻り・カギ・ガラス・エアコン・給湯器のトラブルにかかわる応急処置に対応いたします。30分程度の応急処置に要する作業料、出張料は無料です。(保険期間中3回までとなります。)なお、部品代および30分程度の応急処置を超える作業料はお客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

※一部対象外の契約もあります。

D.ハウスアシスタンスサービス

ホームアシスト(家庭総合保険)およびスーパージャンプ(満期戻火災保険)のご契約が対象です。

0120-120-555(受付時間:24時間・365日 携帯電話からもご利用いただけます。)

○以下のご契約のお客さま

保険種目	保険期間
ホームアシスト(家庭総合保険)	2017年10月1日以降保険始期のご契約のお客さま
スーパージャンプ(満期戻火災保険)	2017年4月1日以降保険始期のご契約のお客さま

水廻り・カギ・ガラス・エアコン・給湯器のトラブルにかかわる応急処置に対応いたします。

30分程度の応急処置に要する作業料、出張料は無料です。

※部品代および30分程度の応急処置を超える作業料はお客さまのご負担となります。

※インターネットでお申込みいただいたホームアシストのご契約の場合、本サービスのご利用は1保険年度につき各サービスごとに2回に限ります。あらかじめご了承ください。(ご契約期間の初日が2021年1月1日以降の契約の内容になります。)

○以下のご契約のお客さま

保険種目	保険期間
ホームアシスト(家庭総合保険)	2017年9月30日以前保険始期のご契約のお客さま
スーパージャンプ(満期戻総合保険)	2017年3月31日以前保険始期のご契約のお客さま
住宅火災保険 住宅総合保険	すべてのお客さま

【水廻り・カギ・ガラスの生活トラブル緊急対応サービス】

ご連絡いただければ早急にお客さまのもとへお伺いし、修理、部品交換、カギ開錠などに対応いたします。

(例)蛇口水漏れ、トイレのタンク故障、排水・下水のつまり、ガラスの販売・取付、ドア・シャッター・倉庫・トイレ・ロッカー・物置などのカギ紛失時の開錠 など

※対象となるのは保険期間内に保険の対象の所在地で発生したトラブルです。

※費用(出張代、作業代、部品代、ガラス代、キャンセル費用等)はお客さまのご負担となります。

E. あんしん事故現場かけつけサービス

ASAP・楽天自動車保険(個人用自動車保険)のご契約が対象です。

ALSOK株式会社(以下、ALSOK)と提携して、ALSOK隊員が事故現場に無料でかけつけるサービスです。

※2019年4月1日以降に発生した事故が対象となります。

※お車の故障やトラブルによるロードアシスタンスのみ利用の場合は除きます。

※ALSOK隊員は示談交渉を行うことはできません。示談交渉については楽天損保にて行います。

※一部対応できない地域がございます。

[ALSOK隊員が事故現場で行うサポート]

①事故現場の安全確保

二次災害防止のため、三角表示板や発煙筒の設置作業をサポートします。

※三角表示板や発煙筒は、お客さまの所持品を使用させていただきます。

②事故状況の確認

お客さまに事故の状況をお伺いします。

③事故現場の記録

車両や事故現場の写真撮影を行います。

④ロードアシスタンスの出動要請

ご契約のお車が、自力走行不能^(注)となった場合に出動要請を行います。

(注)自力で走行できない、または法令上運転してはいけない状態をいいます。

※ロードアシスタンスの詳細は、「ご契約のしおり」の「車両緊急時搬送・引取費用補償特約」および当社ホームページ(<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>)に記載の「ロードアシスタンス規定」をご確認ください。

0120-120-555(受付時間:24時間・365日 携帯電話からもご利用いただけます。)

ご利用にあたっては、必ず事前に「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」までご連絡をお願いします。

F. 獣医師相談サービス

「スーパーペット保険」「スーパーペット保険ねこ」および「旧もってぎゅっと少短の保険」のご契約が対象です。

ペットに関する悩みを無料で獣医師に相談できる安心のサービスです。

ご利用にあたっては、**マイページもしくは更新案内をご確認ください。**

マイページURL:<https://www.rakuten-ssi.co.jp/application/mypage/index>

④お客さまに「ご契約のお知らせ」の配付

ご契約内容に変更の必要がないかをご確認いただくため、長期契約をご契約の個人のお客さまに「ご契約内容のお知らせ」を定期的にお送りしています。(一部商品を除きます。)

★中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界関連の紛争解決機関をご紹介します。

手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関

そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号 **03-4332-5241(全国共通)**

(受付時間:9:15~17:00(土日祝日・年末年始を除く))

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。

「そんぽADRセンター」以外の損害保険業界関連の紛争解決機関

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)のお支払いをめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。

同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)のお支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ(<https://www.jibai-adr.or.jp>)をご参照ください。

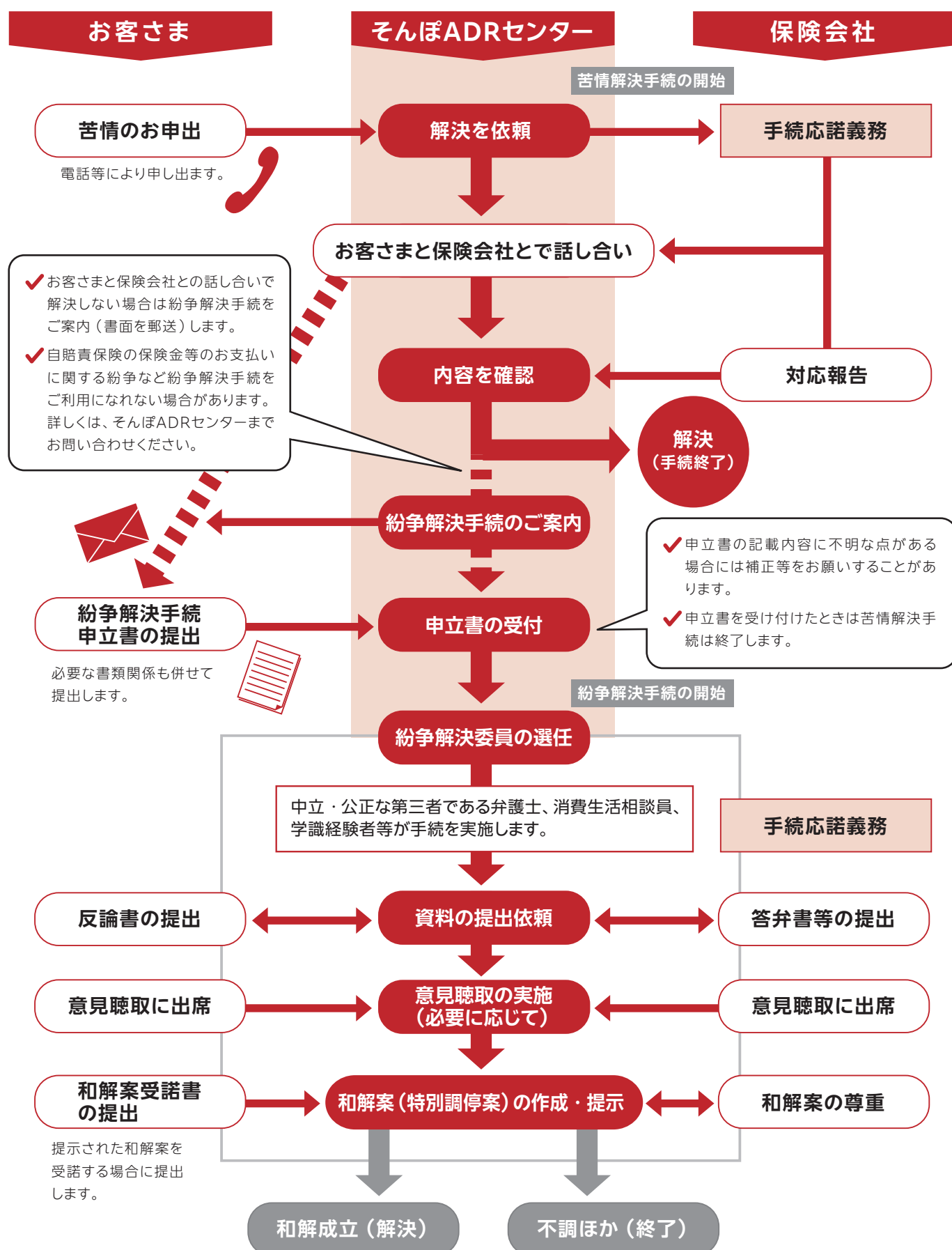
公益財団法人 交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国11ヶ所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ(<https://www.jcstad.or.jp>)をご参照ください。

苦情解決手続および紛争解決手続の主な流れ

※標準的な手続の進行例です。



7 保険募集について

【1】契約締結のしくみ

①加入の申込み

損害保険の募集を行うことができる者は、保険業法により次の者と定められています。

- ・損害保険会社の役員および使用人
- ・財務局等への登録を受けた損害保険代理店およびその役員、使用人
- ・財務局等への登録を受けた保険仲立人およびその役員、使用人

当社の損害保険の大部分は、当社と損害保険代理店委託契約を結び、財務局等への登録を受けた損害保険代理店によって取扱われています。

損害保険代理店は契約募集にあたって、あらかじめ「代理店の商号、名称または氏名」を名乗り、楽天損保の代理店であることを明らかにした上で保険会社を代理してお客さまとの間で損害保険契約の加入申込みを受け、契約を締結します。したがって、当社代理店とご締結いただいて有効に成立した契約につきましては、当社と直接ご契約されたものとなります。

②ご契約手続きについて

当社社員または代理店は、お客さまへの保険商品の勧誘にあたって、金融サービス提供法に基づく「勧誘方針」により、各種法令等を遵守し適正な保険販売を心がけるとともに、募集人の権限等を明確にした上で、保険商品の内容をお客さまに正しくご理解いただけるようにお客さまのご意向を把握し、パンフレット等を活用してご提案する商品の説明を行います。

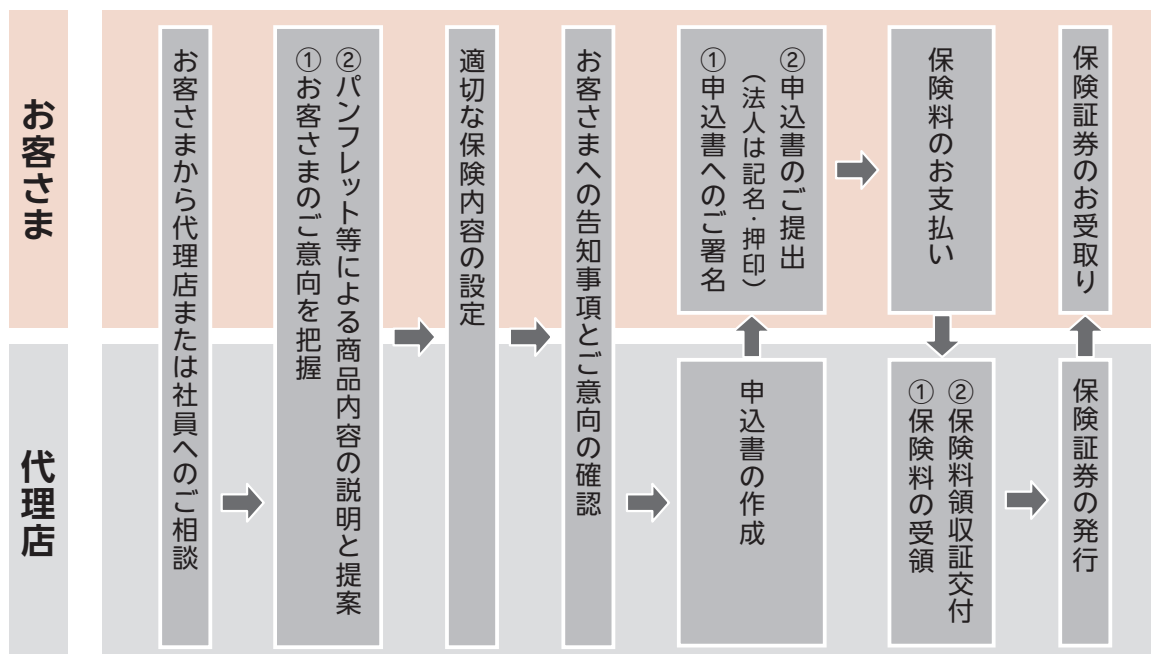
ご加入はお客さまのご判断でお決めいただき、その際に「契約概要」と「注意喚起情報」の書面をお渡しして重要事項をご説明します。この書面は、お客さまに知っていただくべき特に重要な事項が記載されているものですので、必ずお読みいただくよう口頭で説明します。

その後、ご契約の締結前には確認用のチェックシートなどを利用して、告知に関する事項およびお申込み内容がこれまでに把握したご意向に沿っているかをご確認していただきます。なお、医療系の商品の場合は被保険者と面談して告知の重要性を説明し、ご本人から告知をいただきます。

お客さまに重要事項説明書(兼クーリングオフ説明書)の受領および個人情報の取扱いに同意を得て申込書にご契約申込みのご署名(法人の場合には記名、押印)をいただき、お客さまの保険料のお支払いと引換えに、原則として当社所定の保険料領収証を発行します。後日、保険証券が届きましたら、ご契約内容をお確かめいただきます。

万一、記載内容が事実と相違している場合や1ヶ月経過しても保険証券が届かない場合は、当社お客さま相談センターまたは取扱代理店へご連絡ください。

ご契約手続きの主な流れ



③クーリングオフ制度

「クーリングオフ制度」とは、契約者保護の観点から保険契約を締結した後であっても、一定の期間内であれば、契約者より当社宛に書面の郵送または電磁的記録にて通知することにより契約申込みの撤回または契約解除を行うことができる制度です。

保険契約の場合、「クーリングオフ制度」が適用されるのは、ご契約をお申し込みいただいた日またはクーリング・オフに関する説明書を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内で、ご契約者が個人、かつ、保険期間が1年を超える長期保険契約など、一定の条件を備えた保険契約が対象となります。（営業または事業のための保険契約、法人が締結した保険契約、自賠責保険などにはこの制度は適用されません。）

【2】契約内容の確認に関する取り組みの概要

保険業法には、お客さまニーズの把握から保険契約の締結に至る募集行為での、きめ細やかな対応の実現に向けた積極的なお客さまへの対応として、「意向把握義務」および「情報提供義務」が定められています。

そのため、保険契約を締結する前に、お客さまの抱えるリスクや、それを踏まえた保険のニーズを的確に把握した上で、ニーズに沿った適切な保険商品を提案し、「保険契約申込書内のご確認欄」または「ご契約確認シート」を使用して、お客さまが申込みを行おうとする保険商品がご意向に合致しているか確認を行っています。

【3】代理店の役割と業務内容

代理店は損害保険会社との間で締結した「損害保険代理店委託契約書」に基づき、保険会社に代わって、契約者と保険契約を締結し、保険料を領収することを基本的業務としています。なお、一部代理店においては保険会社に代わってお客さまへの保険契約の勧誘、申込手続きの説明、当社公式Webサイトへの誘導などによる募集を基本的業務としており、保険契約の締結、保険料の領収等の権限がありません。

最も重要な仕事は、多様化するご契約者のニーズに的確に対応して充実した保険サービスを提供し、あらゆる危険からご契約者を守ることにあります。

当社では的確なお客さま対応ができる代理店体制づくり、教育に力を入れており、代理店の質の向上、代理店網の拡充を積極的に推進しています。代理店の主な業務は次のとおりです。

- ◆保険相談（コンサルタントの役割）
- ◆保険契約の勧誘（商品設計）、重要事項の説明、お客さまのご意向確認、告知の受領、契約の締結
- ◆保険料の算出、申込書の受付、保険会社への契約報告
- ◆保険料の領収、領収証の発行・交付
- ◆保険料の保管、保険会社への精算
- ◆保険契約の維持、管理（保険契約内容の異動および解約の手続きを含む）
- ◆契約者からの事故通知の受付、保険会社への報告（保険金請求のための書類の取付）
- ◆その他の保険募集に必要な事項で保険会社が特に指示した業務

また、代理店の体制について、代理店の規模や業務特性に応じ、社内規則等の策定、適切な教育・管理・指導、自己点検等の監査、改善に向けた態勢整備を構築するよう指導し、保険募集業務の健全かつ適切な運営を確保してまいります。

【4】代理店登録と代理店制度(区分、資格)

①代理店の登録・届出

損害保険の募集を行うためには、財務局等に「損害保険代理店」として登録を受けるか、登録を受けた代理店において「保険募集に従事する役員・使用人」として届出することが義務づけられています。(保険業法 第276条、第302条)

※登録を受けた損害保険代理店またはその役員もしくは使用人を「損害保険募集人」といいます。

②代理店の運営要件等

保険業法、関係法令などによる損害保険会社の代理店に対する教育義務に基づき、代理店の質の向上を図り、お客さまの利益を保護するため、当社が代理店への運営要件等を設け、指導・管理を行っています。

③募集に要する資格

お客さまのご契約をお引受するには、以下の必須資格を取得(更新)する必要があります。また、適切な保険募集に資するため、その他の上位資格が設けられ、募集能力の向上を図っています。

ア 必須資格

損害保険募集人は所定の資格を取得する必要があります。資格を取得するには試験に合格することが必要です。

- a 損害保険募集人一般基礎単位
- b 損害保険募集人一般商品単位

イ その他上位資格

- a 損害保険大学課程 専門コース
- b 損害保険大学課程 コンサルティングコース

※損害保険大学課程は、損害保険募集人一般試験に合格した募集人がさらなるステップアップを目指す仕組みとして、2012年7月より導入されました。

【5】代理店教育

当社は、代理店が保険商品に関する知識を確実に身につけ、お客さまのニーズに応じたわかりやすい説明が行えるよう、様々な教育を実施しています。

- ①資格取得のための講習
- ②業務能力、商品知識の向上を目的とした研修
- ③当社所定の研修等の教育

【6】代理店数

2026年3月末現在の当社代理店数は専属代理店146店、自社代理申請代理店1,619店、他社代理申請代理店748店、合計2,513店で、今後も健全かつ適切な代理店育成を促進します。

代理店数の推移

年 度	年度末代理店数	専属代理店	自社代理申請代理店	他社代理申請代理店
2025年度	2,513	146	1,619	748
2024年度	3,077	178	2,068	831
2023年度	3,332	250	2,038	1,044
2022年度	3,158	281	1,698	1,179
2021年度	2,843	294	1,351	1,198

※専属代理店：当社が代理店登録申請手続きを行い、当社1社と代理店委託契約を締結している代理店

自社代理申請代理店：当社が代理店登録申請手続きを行い、当社以外の他社とも代理店委託契約を締結している代理店

他社代理申請代理店：他社が代理店登録申請手続きを行い、当社とも代理店委託契約を締結している代理店

Ⅳ 損害保険用語の解説（50音順）

ア行

意向確認

保険契約者のニーズに合致した保険商品販売の体制強化のための取り組みです。保険契約募集時には各種の募集文書を用いて多岐にわたる商品説明や重要事項説明等を行い、保険契約者が自らのニーズに合致しているかの確認を特に必要とする事項を、再度ご確認いただくための取り組みのことであります。

意向確認書面

購入しようとする保険商品が保険契約者のニーズに合致しているかを確認する書面のことであります。

異常危険準備金

大きな災害など巨額な支払いに備えて、毎決算期に地震・自賠責を除くすべての保険種類ごとに収入保険料の一定割合を責任準備金の一つとして積み立てるものです。

カ行

価格変動準備金

保険業法第115条で規定されている準備金で、株式などの資産の価格変動による損失に備えるため、その残高の一定割合を決算期末に積み立てます。

過失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額が減額されることをいいます。

急激かつ偶然な外来の事故

突発的に発生する予知されない出来事であり、傷害の原因が身体の外からの作用によるものをいいます。これらの条件を満たす事故としては、交通事故、運動中の打撲、骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などがあげられます。

クーリングオフ

「契約の取り消し請求権」のことであります。損害保険の場合、保険期間が1年を超える長期契約について、契約の申込日またはクーリングオフ説明書の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内に保険会社へ書面の郵送または電磁的記録にて通知すれば、保険契約申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。ただし、営業または事業のための契約等、対象外となる場合もあります。

契約者貸付

積立保険にご加入の場合に、保険契約を解約せずに保険契約者の皆様に一定の限度額内で一時的に資金を融資する制度です。

契約者配当金

積立保険の積立保険料を満期時まで運用し、その成果が予定利率を上回り、剰余が生じた場合に、満期返れい金とあわせて保険契約者に支払われる配当金をいいます。従って、その配当金の金額はあらかじめ確定されているものではありません。

告知義務

保険を契約する際に、保険契約者または被保険者は保険会社に対し告知事項について事実を正確に申し出る義務、あるいは不実のことを申し出てはならないという義務のことをいいます。

ご契約のしおり

保険契約に際して、契約者が保険商品の基礎的な事項について事前に十分理解した上で契約手続を行えるように作成された小冊子のことです。ご契約のしおりには、契約に際しての注意事項、契約後の注意事項、保険金支払いに関する事項、事故が起こった場合の手続きなどが記載されています。

サ行

再調達価額

時価に対する言葉で、保険契約の対象である物（保険をつけた物）と同等の物を新たに建築または購入するために必要な金額をいいます。再調達価額を基準にして保険金を算出します。

再保険

保険会社が、その引き受けた保険契約上の責任の全部または一部を危険分散などのために他の保険会社に移転することをいいます。

時価（額）

同様の物を新たに建築または購入するのに必要な金額（再調達価額）から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

事業費

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では、営業費および一般管理費、諸手数料および集金費を総称していいます。

自己負担額

一定金額以下の小損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。自己負担額を超える損害については、自己負担額を控除した金額を支払う方式と損害額の全額を支払う方式とがあります。免責金額ともいいます。

地震保険料控除制度

地震保険を契約して保険料を支払うと、所得税法および地方税法上、その支払保険料に応じて、一定の額がその年の保険契約者（保険料負担者）の所得から差し引かれる制度です。

質権設定

保険金請求権の質入れのことを略して「質権設定」といいます。火災保険において多く行われており、保険の対象（例えば、火災保険における建物）の上に担保をもつ者（例えば、抵当権者）の債権保全の手段の一つです。

指定紛争解決機関

2009年6月24日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に基づき創設された、金融分野における裁判外紛争解決機関です。銀行・保険・証券等の業態ごとに、一定の要件を満たした場合に主務大臣から指定紛争解決機関の指定を受けることができます。

支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。

重要事項

保険契約者が保険契約締結の際に合理的な判断をなすために必要な事項をいい、保険商品の内容を理解するために必要な情報（契約概要）と保険会社が保険契約者に対して注意喚起すべき情報のことです。

正味収入保険料

一般の会社の売上げ金額に相当するもので、お客さまからいただいた保険料に、再保険に要した保険料を加減し、積立保険の積立部分の保険料を控除したものです。

責任準備金

将来生じうる保険金支払いなどの保険契約上の債務に対して、法律に基づき保険会社が積み立てる準備金をいいます。これには、決算期後に残された保険契約期間に備えて積み立てる「普通責任準備金」と、大火や航空機の墜落など異常な大災害に備えて積み立てる「異常危険準備金」のほか、積立保険（貯蓄型保険）の満期返れい金、契約者配当金の支払いに備える「払戻積立金」「契約者配当準備金」があります。

全損

保険の対象が完全に滅失した場合（火災保険であれば全焼、全壊）や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価額を超えるような場合をいいます。

ソルベンシー・マージン比率

巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落などの「通常の予測を超える危険」に対する「資本金、準備金など保険会社が保有する支払余力」の割合をいい、経営の健全性を測る指標の一つです。

損害てん補

保険事故によって被保険者に生じた損害に対し保険会社が保険金を支払うことをいいます。

損害保険契約者保護機構

損害保険会社の経営が破綻した場合、保険契約者の保護を破綻保険会社に代わって引受ける制度です。1996年に創設された「保険契約者保護基金制度」をさらに一歩進めたもので、1998年12月1日に発足。保険契約者保護機構は、保険業法に基づく認可法人として、生保・損保別に設立され、すべての保険会社に加入が義務づけられています。

損害保険大学課程

「損害保険募集人一般試験」に合格した募集人が、損害保険の募集に関する知識・業務のさらなるステップアップを目指すために創設された制度です。専門知識を習得するための「専門コース」と、専門コースの認定取得者が、実践的な知識・業務スキルを習得するための「コンサルティングコース」の2種類の学習コースがあります。

損害保険募集人一般試験

保険会社から委託を受けた代理店およびその役員・使用人の方が保険商品に関する知識を確実に身につけ、顧客ニーズに応じたわかりやすい説明を行えるよう、2011年10月から「損害保険募集人試験」と「商品専門試験（研修含む）」の2つの試験が統合し、新たに「損害保険募集人一般試験」として実施しております。これから代理店登録または募集人届出をされる方、既に代理店登録または募集人届出をしている方を対象に実施する試験です。

損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき、設立された「自動車保険料率算定会」と「損害料率算定会」が、契約者および会員などに対して、より質の高いサービスをより低コストで提供できる体制を実施するために、2002年7月1日に組織統合し、「損害保険料率算出機構」として発足しました。業務としては（1）火災、傷害、自動車、介護費用の各保険の参考純率の算出と提供、（2）自賠責保険と地震保険の基準料率の算出と公告、（3）自賠責保険（共済含む）に係る損害調査、（4）政府保障事業請求事案に関する損害調査の再委託の受託等があげられます。

損害率

損害保険会社が受領した保険料に対し、支払った保険金と損害調査に要した費用の合計額の割合を示したもので保険会社の収益性がわかります。

タ行

第三分野

第三分野とは、生命保険固有の分野と損害保険固有の分野の、いずれにも属さないその中間に位置する傷害・疾病・介護に関する保険商品の分野をいいます。

大数の法則

サイコロを振って1の目の出る確率は、振る回数を極めて多くすれば、6分の1に近づきます。このように、個々に見れば偶然な事柄でも、多数について見れば、そこに一定の確率が見られるという法則のことをいいます。この法則は保険料算出上の統計的基礎になっています。

超過保険・一部保険

保険金額（契約金額）が、保険の対象である物の実際の価値（保険価額）を超過する保険のことを超過保険といいます。また、保険金額が保険価額を下回る保険のことを一部保険といいます。この場合には、保険金額の保険価額に対する割合で保険金が支払われます。（後段部分については「比例分配による保険金支払い」の項をご参照ください。）

重複保険

一つの保険の対象物（同一の被保険利益に限る）について、保険期間の全部または一部を共通とする複数の保険契約が存在する場合を広義の重複保険といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再調達価額または時価額を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

通知義務

保険契約後に契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者が保険会社に通知しなければならない義務のことをいいます。例えば、火災保険約款では建物の種類・性能、用法、面積の変更や家財等を他の場所に移転するなどの事実が発生した場合には、通知するように定めています。

積立勘定

積立保険（貯蓄型保険）および財形傷害保険において、その積立資産を他の資産と区分して運用する仕組みのことです。

積立保険

火災保険、傷害保険等の補償機能に加え、満期時に満期返れい金が支払われる長期の保険です。

特約

普通保険約款の規定に追加、補充、変更等をする約款のことをいいます。

八行

被保険者

保険の補償を受けられる方、または保険の対象となる方をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。後者の場合の保険契約を「他人のためにする保険契約」といいます。

被保険利益

ある物（例えば建物）に偶然な事故が発生することにより、ある人（例えば建物の所有者）が損害を被る恐れがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係（この例では所有者利益）を被保険利益といえます。損害保険契約が有効に成立するためには被保険利益の存在が前提となります。

比例配分による保険金支払い

損害が発生したとき、保険金額（保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う金額の最高限度額）が保険価額（保険の対象としたものの評価額）を下回っている場合には、その不足している割合に応じて保険金を削減して支払うことをいいます。例えば、5,000万円をかけて新築した建物に4,000万円の保険をかけたが、火災が起こり、1,000万円の損害を受けました。

この場合に支払われる保険金は

$$1,000万円 \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}^*} \\ = 1,000万円 \times \frac{4,000万円}{5,000万円} = 800万円 \text{ になります。}$$

※店舗総合保険、ビジネス総合保険の場合は、保険価額×80%で計算します。

従って、支払われる保険金は

$$1,000万円 \times \frac{4,000万円}{5,000万円 \times 0.8} = 1,000万円 \text{ になります。}$$

分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

法律によって加入が義務付けられている保険

「自動車損害賠償保障法」に基づく自動車損害賠償責任保険（いわゆる自賠責保険、強制保険）があります。

保険価額

保険の対象である物の実際の価値で、通常は時価額（同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額）をいいますが、保険種目によっては、再調達価額（同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額）を基準として保険価額を評価することもあります。

保険期間

保険の契約期間で、保険会社が責任を負う期間のことです。その期間中に保険事故が発生した場合に保険会社は保険金を支払います。ただし、一般的には、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険金は支払われません。

保険金

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が支払う金銭をいい、原則として被保険者に支払われます。

保険金額

保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額で、保険契約に際して保険会社と保険契約者との間で定めた金額をいいます。

保険契約者

保険会社に保険の申し込みをする人のことです。ほとんどの場合、保険契約者が同時に被保険者となりますが、他人を被保険者とする契約もあります。

保険契約準備金

保険契約に基づき保険金支払いなどの責任を果たすため、保険業法および同施行規則によって決算期末に積み立てる準備金で、責任準備金および支払準備金があります。

保険契約の解除

法律上、保険契約者または保険会社の意思表示によって、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、契約の当初まで遡らず、解除時点から将来に向かってのみ効力を生ずるように規定しています。なお、重大事由による解除の場合、重大事由が生じた時から解除された時までに発生した保険事故について、保険金は支払われません。

保険契約の失効

すでに有効に成立している契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。例えば、保険で支払われない事故（戦争、暴動など）によって保険を付けていたものが滅失した場合は契約は失効となります。

保険契約申込書

保険を契約する際に保険契約者が署名または記名・捺印し、保険会社に提出する所定の書類のことです。保険契約は、保険加入希望者の申し込みと保険会社の承諾により成立する契約で、かつ一定の様式を必要としない契約ですが、口頭による取決めだけでは行き違いを生じ、紛争の原因となるので、保険会社は所定の保険申込書を用意しています。

保険事故

保険契約により、保険会社は偶然な一定の事故によって生じた損害に対して保険金を支払うことを保険契約者に約束しますが、この保険金支払いを約定している事故を保険事故といえます。具体的には火災、交通事故、人の死傷などがその例です。

保険証券

保険契約の成立およびその内容を証明するために保険会社で作成して保険契約者に交付する文書です。

保険の対象

保険をつける対象のことをいいます。例えば、火災保険の場合の建物や家財、自動車保険の場合の自動車がこれにあたります。

保険引受利益

正味収入保険料などの保険引受収益から、保険金や損害調査に要した費用、満期返れい金などの保険引受費用と、保険引受に係る営業費および一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。

保険約款

保険契約者が保険会社と結ぶ保険契約の内容を定めたもので、同一種類の保険契約に共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約においてそれを変更、補充するための特別約款、特約条項があります。

保険料

被保険者の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者から領収する金銭をいいます。

保険料即収の原則

保険契約時に保険料の全額を保険会社が領収しなければならないという原則をいいます。なお、保険料分割払特約など特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

保険料率

保険料を算出する上で用いる割合で、単位保険金額あたりの保険料の金額で表されています。例えば保険金額1,000円あたり1円の保険料であれば「1円」または「1パーミル（‰）」と表現されることがあります。

マ行

マリン・ノンマリン

マリンは「マリン・インシュアランス」の略で海上保険（船舶保険と貨物海上保険）をいいますが、通常、運送保険も含まれています。ノンマリンは「ノンマリン・インシュアランス」の略で、マリン以外の保険、すなわち火災保険・自動車保険・傷害保険などをいいます。

満期返れい金

満期戻火災保険（スーパージャンプ）などの積立保険において、保険期間が終了し、保険料全額の払い込みが完了している場合に、保険会社が保険契約者に支払う金銭をいい、その金額は契約時に定められています。

免責

保険金をお支払いできない場合です。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険契約に基づいて保険金支払義務を負いますが、特定の事柄が生じた時は例外としてその義務を免れることになっています。例えば、戦争その他の変乱によって生じた事故、保険契約者等が自ら招いた事故、地震、噴火、津波等による事故です。（「地震保険」等、商品により担保される場合があります。）

免責金額

保険契約者の自己負担額のことをいいます。保険会社は一定金額以下の小損害については保険金を支払わないと定めることがあります。一定の金額に達した損害については、免責金額（自己負担額）を控除した金額をお支払いする方式と損害額の全額をお支払いする方式とがあります。

免責条項

保険金をお支払いできない場合について定めた条項のことをいいます。保険約款の条文に「保険金を支払わない場合」などの見出しがつけられています。

元受保険

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の契約者と契約する全ての保険をさす場合があります。

元受保険料

元受保険契約により、保険会社が領収する保険料をいいます。

ヤ行

予定利率

積立保険の積立保険料部分については、満期返れい金を一定の率で割り引いて保険料を算出しています。この割引に用いられる計算利率を予定利率といいます。なお、実際の運用利回りが予定利率を上回った場合には契約者配当金として満期返れい金に上乗せして支払われることがあります。

V 業績データ

1. 当社の主要な業務に関する事項

【1】事業の経過および成果等	69
【2】経営環境および事業上の対処すべき課題	70
【3】直近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移	71
【4】業務の状況を示す指標	72
① 保険料・1人当たり保険料	72
② 解約返戻金	72
③ 保険引受利益	73
④ 保険金・損害率	73
⑤ 再保険	74
⑥ 未収再保険金	75
⑦ 事業費率	75
⑧ 保険契約に関する指標等－契約者配当金	76
⑨ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	76
【5】経理に関する指標	77
① 支払備金の額および責任準備金の額	77
② 責任準備金積立水準	77
③ 損害率の上昇に対する経常利益 または経常損失の変動	78
④ 貸倒引当金およびその他の引当金の 期末残高および期中の増減額	79
⑤ 貸付金償却の額	79
⑥ 資本金等明細表 (含む利益準備金および任意積立金)	80
⑦ 事業費(含む損害調査費)	81
⑧ 有価証券売却損益および評価損	81
⑨ 減価償却費明細表	82
⑩ 固定資産処分損益明細表	82
⑪ リース取引	83
【6】資産運用に関する方針と指標等	83
① 資産運用方針	83
② 預貯金	83
③ 資産運用の概況	83
④ 利息配当収入の額および運用利回り (インカム利回り)	84
⑤ 資産運用利回り(実現利回り)	84
⑥ (参考)時価総合利回り	85
⑦ 海外投融資残高・構成比および利回り	85
⑧ 商品有価証券	85
⑨ 保有有価証券の種類別の残高 および合計に対する構成比	86
⑩ 保有有価証券利回り	86
⑪ 有価証券の種類別の残存期間別残高	87
⑫ 業種別保有株式の額	88
⑬ 貸付金の残存期間別の残高	88
⑭ 担保別貸付金残高	88
⑮ 使途別の貸付金残高および構成比	89
⑯ 業種別の貸付残高および貸付残高の 合計に対する割合	89
⑰ 規模別の貸付金残高および貸付残高の 合計に対する割合	89
⑱ 貸付金地域別内訳	90
⑲ 国内企業向け貸付金残存期間別残高	90
⑳ 有形固定資産および有形固定資産合計の残高	90
㉑ 支払承諾の残高内訳	91
㉒ 支払承諾見返の担保別内訳	91

㉓ 長期性資産	91
㉔ 公共関係投融資(新規引受ベース)	91
㉕ 住宅関連融資	91
㉖ 各種ローン金利(一般貸付標準金利… 長期プライムレート)	91
【7】特別勘定に関する指標等	91
【8】責任準備金の残高内訳	92
【9】期首時点支払備金(見積り額)の 当期末状況(ラン・オフ・リザルト)	92
【10】事故発生からの期間経過に伴う 最終損害見積り額の推移表	93
① 自動車	93
② 傷害	93
③ 賠償	93

2. 財産の状況

【1】計算書類	94
① 貸借対照表	94
② 損益計算書	105
③ キャッシュ・フロー計算書	108
④ 株主資本等変動計算書	110
⑤ 1株当たり配当等	112
⑥ 1株当たり純資産額	112
⑦ 従業員1人当たり総資産	112
【2】保険業法に基づく債権	113
【3】元本補てん契約のある信託に係る 貸出金の状況	113
【4】保険金等の支払能力の充実の状況 (単体ベースのソルベンシー・マージン比率)	114
【5】時価情報等	115
① 有価証券	115
② 金銭の信託	116
③ デリバティブ取引関係	117
【6】会計監査人による監査	117
【7】代表者による財務諸表の適正性及び財務諸 表作成に係る内部監査の有効性について	117

3. 当社およびその子会社等の概況

【1】当社およびその子会社等の主要な事業の 内容、組織の構成	118
-----------------------------------	-----

1 当社の主要な業務に関する事項

【1】事業の経過および成果等

2025年度の国内経済は緩やかに回復したものの、実質賃金の低迷を背景に個人消費は伸び悩み、人口減少・労働力不足・地政学リスクなどにより、先行き不透明な状況が続いています。損害保険業界においては、政策保有株式の売却や大規模自然災害の少なさといった収益押し上げ要因が見られた一方で、修理費や工賃の高騰を主因とした自動車保険の損害率上昇が各社の収益性を圧迫し、保険料引き上げに踏み切る動きが相次ぎました。また、保険金の不正請求・企業向け保険を巡る問題を契機として、公正な競争環境やガバナンスのあり方が改めて問われる1年となりました。金融当局による監督強化や保険業法改正に向けた議論が進んでおり、信頼回復と健全な発展に向け、内部統制の更なる強化が求められています。このような環境の下、当社では2025年度を経営改革の年と位置づけ、持続的成長に向けた基盤づくりを最優先課題として、各種施策を推進しました。

まず、収益拡大に向けた経営資源の集中を進めました。商品とチャネルの「選択と集中」戦略を実行し、楽天会員向けの「インターネット自動車保険」、不動産チャネルを活用した「家財保険」、楽天エコシステムとの連携による「組込型保険」の3商品を注力商品として位置づけて推進しました。なかでも自動車保険については、従来のポイント付与や会員向け割引に加え、「楽天自動車保険」としてブランドを刷新し、楽天会員への訴求を強化したことや、楽天会員基盤と豊富なデータを活用した、当社独自の効率的なマーケティング施策により、収入保険料において前期比50%超と飛躍的な成長を実現しました。

また、生産性向上に向けた業務改革を推進しました。急速に拡大する事業を支えるべく、業務プロセスの見直しを実施し、AIなどのテクノロジーを積極的に活用したオペレーションの改善を図りました。当社では、全社員が楽天独自の生成AI(Rakuten AI)を業務に活用できる環境を整備しており、AIが社員の日常業務に広く浸透しています。こうした全社的なAI活用による業務効率化を通じて生み出したリソースを、お客さまサービスのさらなる強化へとつなげてまいります。

さらに、内部統制の強化を通じた経営基盤の整備においては、強固なガバナンス体制および法令遵守体制の構築を最重要課題の一つと位置づけ、ESR管理体制の整備や財務・管理会計機能の強化など、組織・人員・プロセス改革を推進しました。また、損害サービスをはじめとするお客さまサービス体制の拡充、データセンター移設によるシステム基盤の強靱化および情報セキュリティの強化を通じて、安定的かつ安全なサービス提供体制の確立に努めました。

当事業年度における業績の概要は、以下のとおりです。

正味収入保険料は、「選択と集中」戦略を実行した結果、注力商品である「楽天自動車保険」および「家財保険」等の拡大により、前期比3,383百万円増の29,693百万円(前期比12.9%増)となりました。

利息及び配当金収入は、前事業年度末に保有する外貨建債券を全て売却したこと等から前期比2,310百万円減の1,228百万円(前期比65.3%減)となっております。

正味収入保険料は増加したものの、「選択と集中」戦略に基づく貯蓄性商品の販売停止による収入積立保険料の減少及び責任準備金戻入額の減少により、保険引受収益は前期比4,463百万円の減少となりました。一方で、主に貯蓄性商品の販売停止に伴う満期返戻金の減少により、保険引受費用は前期比8,973百万円改善しました。また、保険引受に係る営業費及び一般管理費については、前期比1,033百万円減となっております。

この結果、保険引受収益から保険引受費用並びに営業費及び一般管理費等を控除した保険引受利益は△2,620百万円となり、前期比5,431百万円の大幅な改善を達成しました。

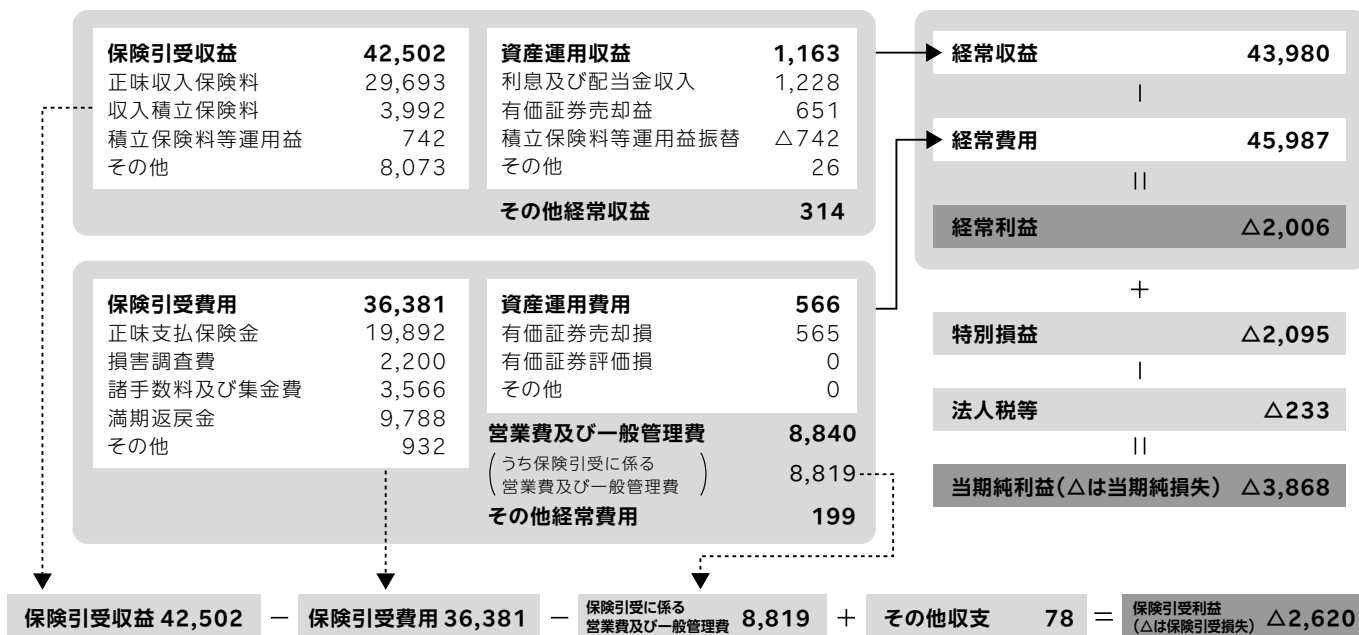
保険引受利益に資産運用損益を加味した経常利益は△2,006百万円となり、前期比9,085百万円改善しました。これは、前述の保険引受利益の改善に加えて、前事業年度に生じた外貨建債券売却に伴う損失の減少等により資産運用損益が前期比3,572百万円の改善となったことによるものです。

経常利益に特別損益及び法人税等を加減算した当期純利益は△3,868百万円となり、前期比16,781百万円の大幅な改善となりました。これは、経常利益の改善に加えて、前事業年度に繰延税金資産の取崩しにより法人税等の税金費用が一時的に増加しましたが、今事業年度は一時的な影響がないことから税金等費用が7,759百万円減少したことによるものです。

2026年度は、この経営改革の成果を、さらなる成長へとつなげてまいります。各種手続きの利便性向上や事故対応サービス体制の強化など、お客さまサービスの質の向上を図りながら、引き続き楽天エコシステムを活かした魅力ある商品・サービスの提供を通じて持続的な成長を実現してまいります。

(注)本報告における各計数は、保険料等の金額及び株数は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しております。

決算のしくみ（単位:百万円）



【2】経営環境および事業上の対処すべき課題

経営改革は一定の成果を見せ始めており、業績も大きく改善しています。自動車保険、家財保険を中心として収入保険料は増加しており、2026年度においても引き続き好調を維持しています。一方で、自動車保険の損害率上昇は、損害保険各社と同様、当社においても最優先課題と認識しております。このため、保険料率の適正化や損害率の低下に向けた各種施策を着実に実行してまいります。

また、自動車保険契約数の増加に対応するため、保険金支払・契約管理に係る人員体制の整備を進めるとともに、AIなどの活用による業務効率化を継続的に進めていきます。

当社は、保険販売の拡大に対応し得るお客さまサービス体制並びに内部管理体制を構築するため、AI活用、各種業務システム導入・刷新、そして人材教育を積極的に推進し、当社のビジョンである「イノベーションを通じて、日本一愛される保険事業を創る」の実現に向けた経営改革を着実に進めてまいります。

【3】直近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

項目	年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
正味収入保険料 (対前期増減率)		17,491 (11.1%)	21,903 (25.2%)	23,102 (5.5%)	26,310 (13.9%)	29,693 (12.9%)
経常収益		65,397	84,951	55,202	52,229	43,980
経常利益又は経常損失(△) (対前期増減率)		290 (—%)	119 (△58.7%)	660 (450.7%)	△11,092 (—%)	△2,006 (—%)
当期純利益又は当期純損失(△) (対前期増減率)		253 (—%)	558 (119.8%)	△1,082 (—%)	△20,650 (—%)	△3,868 (—%)
正味損害率		82.3%	96.1%	89.6%	83.6%	74.4%
正味事業費率		71.9%	63.2%	59.3%	51.0%	41.7%
利息及び配当金収入 (対前期増減率)		2,948 (△35.0%)	4,030 (36.7%)	4,988 (23.8%)	3,538 (△29.1%)	1,228 (△65.3%)
運用資産利回り (インカム利回り)		0.91%	1.47%	2.14%	1.66%	0.59%
資産運用利回り (実現利回り)		1.94%	2.43%	3.14%	△1.01%	0.64%
資本金の額 (発行済株式総数)		20,153 (普通株式 28,891千株)	20,153 (普通株式 28,891千株)	20,153 (普通株式 28,891千株)	20,153 (普通株式 28,891千株)	29,753 (普通株式 36,571千株)
純資産額		36,949	29,192	27,541	7,265	18,064
総資産額		361,745	276,627	274,634	210,420	201,190
積立勘定資産額		6,115	3,474	3,212	3,055	2,508
責任準備金残高		169,345	132,622	116,933	106,274	98,201
貸付金残高		1,117	1,648	1,063	1,062	1,061
有価証券残高		239,009	214,324	222,401	166,309	149,760
単体ベースのソルベンシー・ マージン比率		—%	—%	—%	—%	(注)
単体ソルベンシー・ マージン比率		1,110.2%	932.2%	1,083.7%	535.0%	—%
自己資本比率		10.2%	10.6%	10.0%	3.5%	9.0%
1株当たり純資産額		1,278.93円	1,010.42円	953.29円	251.48円	493.96円
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)		—円(普通株式) (—)	—円(普通株式) (—)	—円(普通株式) (—)	—円(普通株式) (—)	—円(普通株式) (—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)		11.40円	19.32円	△37.46円	△714.77円	△113.04円
配当性向		—%	—%	—%	—%	—%
従業員数		484名	562名	549名	516名	423名

(注) ソルベンシー・マージン比率は、令和7年金融庁告示第74号に基づき、2025年度決算より計算基準の見直し(経済価値ベースの評価方法への変更、リスク計測の厳格化等)がなされています。そのため、2021年度～2024年度、2025年度はそれぞれ異なる基準によって算出し、2025年度の数値は10月公表予定です。

【4】業務の状況を示す指標

① 保険料・1人当たり保険料

a. 正味収入保険料

(単位:百万円)

種目 \ 年度	2023年度			2024年度			2025年度		
		構成比(%)	増収率(%)		構成比(%)	増収率(%)		構成比(%)	増収率(%)
火 災	938	4.1	12.3	1,378	5.2	46.8	1,615	5.4	17.3
傷 害	3,649	15.8	12.0	3,710	14.1	1.7	4,199	14.1	13.2
自動車	11,440	49.5	△5.5	12,866	48.9	12.5	14,890	50.1	15.7
自動車損害賠償責任	1,218	5.3	△30.1	927	3.5	△23.8	796	2.7	△14.1
満期戻長期	165	0.7	△71.5	268	1.0	62.0	142	0.5	△47.0
その他	5,690	24.6	68.6	7,158	27.3	25.8	8,048	27.2	12.4
合 計	23,102	100.0	5.5	26,310	100.0	13.9	29,693	100.0	12.9

(注) 正味収入保険料とは、元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

b. 元受正味保険料(含む収入積立保険料)

(単位:百万円)

種目 \ 年度	2023年度			2024年度			2025年度		
		構成比(%)	増収率(%)		構成比(%)	増収率(%)		構成比(%)	増収率(%)
火 災	7,655	19.7	13.5	6,714	16.4	△12.3	5,383	14.4	△19.8
傷 害	3,839	9.9	10.0	3,880	9.5	1.1	4,311	11.5	11.1
自動車	11,828	30.5	△5.7	13,292	32.4	12.4	15,300	40.9	15.1
自動車損害賠償責任	256	0.7	△34.9	158	0.4	△38.0	125	0.3	△21.2
満期戻長期	8,097	20.8	△56.2	9,501	23.1	17.3	4,180	11.2	△56.0
その他	7,135	18.4	1.1	7,476	18.2	4.8	8,137	21.7	8.8
合 計	38,812	100.0	△20.3	41,025	100.0	5.7	37,438	100.0	△8.7
従業員1人当たり元受正味 保険料(含む収入積立保険料)	70		△18.4	79		12.5	88		11.3

(注1) 元受正味保険料(含む収入積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。
(積立型保険の積立保険料部分を含みます。)

(注2) 従業員1人当たり元受正味保険料(含む収入積立保険料)=元受正味保険料(含む収入積立保険料)÷従業員数

② 解約返戻金

(単位:百万円)

種目 \ 年度	2023年度	2024年度	2025年度
火 災	504	515	453
傷 害	178	96	100
自動車	199	241	284
自動車損害賠償責任	55	40	32
満期戻長期	634	590	667
その他	59	48	59
合 計	1,631	1,533	1,599

(注) 解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金および積立解約返戻金の合計額をいいます。

③ 保険引受利益

(単位:百万円)

区分	年度	2023年度	2024年度	2025年度
保険引受収益		47,566	46,965	42,502
保険引受費用		43,432	45,355	36,381
営業費及び一般管理費		10,252	9,824	8,819
その他収支		191	162	78
保険引受利益(△は保険引受損失)		△5,926	△8,051	△2,620

(注1) 上記営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。
(注2) その他収支は、自動車損害賠償責任保険等における法人税相当額などです。

④ 保険金・損害率

a.正味支払保険金

(単位:百万円)

種目	年度	2023年度		2024年度			2025年度			
		構成比(%)	正味損害率(%)		構成比(%)	正味損害率(%)		構成比(%)	正味損害率(%)	
火 災		3,037	17.4	402.8	2,901	15.3	257.8	2,941	14.8	207.5
傷 害		1,175	6.7	46.0	1,617	8.5	56.3	1,542	7.8	41.2
自動車		8,246	47.1	81.0	8,001	42.3	73.5	8,782	44.1	65.7
自動車損害賠償責任		1,946	11.1	164.9	1,735	9.2	191.0	1,430	7.2	180.9
満期戻長期		153	0.9	169.2	55	0.3	62.8	58	0.3	54.5
その他		2,931	16.8	64.8	4,615	24.4	69.2	5,136	25.8	70.9
合 計		17,491	100.0	89.6	18,926	100.0	83.6	19,892	100.0	74.4

(注1) 正味支払保険金とは、元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。
(注2) 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

b.元受正味保険金

(単位:百万円)

種目	年度	2023年度		2024年度			2025年度			
		構成比(%)	元受正味損害率(%)		構成比(%)	元受正味損害率(%)		構成比(%)	元受正味損害率(%)	
火 災		4,178	22.0	64.3	4,873	23.7	82.3	3,727	18.8	76.9
傷 害		1,247	6.6	46.5	1,680	8.2	56.2	1,556	7.9	40.7
自動車		8,352	44.0	79.3	8,337	40.5	73.7	8,893	45.0	64.7
自動車損害賠償責任		679	3.6	289.5	440	2.1	300.3	288	1.5	238.8
満期戻長期		156	0.8	84.0	55	0.3	43.9	58	0.3	37.2
その他		4,381	23.0	72.1	5,187	25.2	73.9	5,248	26.5	71.5
合 計		18,995	100.0	71.7	20,575	100.0	74.2	19,773	100.0	65.7

(注1) 元受正味損害率=(元受正味保険金+損害調査費)÷元受正味保険料

c.正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位:百万円)

種目	年度	2023年度			2024年度			2025年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火 災		402.8	344.6	747.4	257.8	233.7	491.5	207.5	130.1	337.6
傷 害		46.0	36.8	82.8	56.3	38.2	94.5	41.2	45.4	86.6
自動車		81.0	47.3	128.3	73.5	48.2	121.7	65.7	38.0	103.7
自動車損害賠償責任		164.9	10.9	175.8	191.0	11.5	202.5	180.9	18.0	198.8
満期戻長期		169.2	497.3	666.5	62.8	319.5	382.3	54.5	88.8	143.3
その他		64.8	48.4	113.3	69.2	22.4	91.6	70.9	30.5	101.4
合 計		89.6	59.3	148.9	83.6	51.0	134.6	74.4	41.7	116.1

(注1) 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
(注2) 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料
(注3) 合算率=正味損害率+正味事業費率

d. 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位:%)

種目	年度	2023年度			2024年度			2025年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火 災		64.0	48.0	112.0	67.2	47.6	114.8	62.1	32.1	94.3
傷 害		52.3	35.6	87.9	58.7	37.7	96.4	40.0	45.1	85.2
自動車		82.1	46.8	128.9	89.7	51.8	141.5	76.8	41.5	118.4
満期戻長期		70.9	200.8	271.7	16.3	214.3	230.6	11.9	37.0	48.8
その他		73.3	41.4	114.7	75.5	21.3	96.8	76.3	30.1	106.4
合 計		72.0	46.5	118.5	76.5	43.6	120.1	68.4	37.3	105.7

(注1) 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

(注2) 発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料

(注3) 事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料

(注4) 合算率=発生損害率+事業費率

(注5) 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額

(注6) 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額

(注7) 第三分野保険につきましては、販売量が極めて少ないため、その他に含めています。

⑤ 再保険

a. 受再正味保険料・受再正味保険金

(単位:百万円)

種目	年度	2023年度		2024年度		2025年度	
			前年比(%)		前年比(%)		前年比(%)
受再正味 保険料	火 災	1	△22.2	1	△22.9	1	△12.1
	傷 害	—	—	—	—	—	—
	自動車	0	△9.6	0	△16.4	0	△7.5
	自動車損害賠償責任	1,108	△30.4	861	△22.3	743	△13.7
	満期戻長期	—	—	—	—	—	—
	その他	96	84,854.1	156	63.0	177	13.1
	合 計	1,207	△24.3	1,020	△15.5	922	△9.6
受再正味 保険金	火 災	0	△97.5	0	△96.6	0	△18.2
	傷 害	—	—	—	—	—	—
	自動車	0	77.6	0	△95.2	0	238.6
	自動車損害賠償責任	1,946	2.6	1,735	△10.9	1,430	△17.5
	満期戻長期	—	—	—	—	—	—
	その他	40	996.1	59	46.1	62	6.1
	合 計	1,988	3.0	1,794	△9.7	1,493	△16.8

b. 支払再保険料・回収再保険金

(単位:百万円)

種目	年度	2023年度		2024年度		2025年度	
			前年比(%)		前年比(%)		前年比(%)
支払再 保険料	火 災	6,718	13.7	5,337	△20.5	3,768	△29.4
	傷 害	112	△1.4	119	5.6	87	△26.7
	自動車	388	△11.6	426	9.9	410	△3.9
	自動車損害賠償責任	147	△39.7	92	△37.0	71	△22.6
	満期戻長期	171	74.8	116	△31.9	67	△42.2
	その他	1,536	△58.2	470	△69.4	269	△42.8
	合 計	9,073	△13.4	6,563	△27.7	4,675	△28.8
回収再 保険金	火 災	1,141	△71.8	1,972	72.8	785	△60.2
	傷 害	71	△47.7	62	△11.5	13	△78.1
	自動車	106	0.5	336	215.4	111	△66.9
	自動車損害賠償責任	679	△32.1	440	△35.3	288	△34.3
	満期戻長期	2	65.3	0	△79.8	0	△9.5
	その他	1,490	△24.8	631	△57.6	174	△72.4
	合 計	3,491	△52.0	3,443	△1.4	1,374	△60.1

c. 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

年度	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
2025年度	36社(0社)	79.5%(―%)
2024年度	36社(0社)	81.0%(―%)

(注1) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含みます。)を対象にしています。

(注2) ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限りです。)

なお、当社では第三分野保険に関して、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者はありません。

d. 出再保険料の格付ごとの割合

年度	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・不明・BB以下)	合計
2025年度	96.7%(―%)	―%(―%)	3.3%(―%)	100.0%(―%)
2024年度	100.0%(―%)	―%(―%)	―%(―%)	100.0%(―%)

(注1) 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。

格付区分は、以下の方法により区分しています。

〈格付区分の方法〉

①S&P社、またはA.M.Best社の格付を使用しています。この場合、A-以上を「A以上」に区分しています。

②これら2社の格付がない場合は、日本格付研究所の格付は、A-以上を「A以上」に区分し、Moody'sの格付は、A3以上を「A以上」に区分しています。

(注2) ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限りです。)

なお、当社では第三分野保険に関して、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者はありません。

⑥ 未収再保険金

(単位:百万円)

	年度	2023年度	2024年度	2025年度
1	年度開始時の未収再保険金	1,051(―)	665(―)	507(―)
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	2,318(―)	1,858(―)	866(―)
3	当該年度回収等	2,704(―)	2,017(―)	1,033(―)
4	1+2-3=年度末の未収再保険金	665(―)	507(―)	340(―)

(注1) 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いています。

(注2) ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限りです。)

⑦ 事業費率

(単位:百万円)

区分	年度	2023年度	2024年度	2025年度
保険引受に係る事業費		13,697	13,406	12,386
(保険引受に係る営業費及び一般管理費)		10,252	9,824	8,819
(諸手数料及び集金費)		3,445	3,582	3,566
正味事業費率		59.3%	51.0%	41.7%

(注) 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料

⑧ 保険契約に関する指標等－契約者配当金

満期戻火災保険では、保険期間が終了し、満期を迎えられたご契約者に対して満期戻金をお支払いするとともに、所定の計算により剰余が生じた場合には、契約者配当金をお支払いします。

満期を迎えられるご契約者にお支払いする契約者配当金は以下のとおりです。

(2026年度契約者配当金の例)

(満期戻火災保険・木造住宅・満期戻金100万円の場合)

保険期間	満期日	払込方法	一時払契約
5年	2026年4月1日から2027年3月31日まで		0円

(注) 契約者配当金の算出方法は契約内容・満期月ごとに契約者配当金の運用益を算出していくため、満期月ごとに契約者配当金が多少異なることがあります。

上表では、同一保険期間・同一予定利率の保険ごとに当年度において初めて満期を迎える月の払込方法別の契約者配当金実額を2026年4月満期分(満期戻金支払割合50%)を例として表示しています。

(2025年度契約者配当金の例)

(満期戻火災保険・木造住宅・満期戻金100万円の場合)

保険期間	満期日	払込方法	一時払契約
5年	2025年4月1日から2026年3月31日まで		0円

(注) 契約者配当金の算出方法は契約内容・満期月ごとに契約者配当金の運用益を算出していくため、満期月ごとに契約者配当金が多少異なることがあります。

上表では、同一保険期間・同一予定利率の保険ごとに当年度において初めて満期を迎える月の払込方法別の契約者配当金実額を2025年4月満期分(満期戻金支払割合50%)を例として表示しています。

⑨ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分 \ 年度	2023年度	2024年度	2025年度
国内契約	100.0%	100.0%	100.0%
海外契約	—%	—%	—%

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

【5】経理に関する指標

① 支払備金の額および責任準備金の額

a.支払備金 (単位:百万円)

種目	年度	2023年度	2024年度	2025年度
火 災		1,050	1,144	1,210
傷 害		1,008	1,082	1,035
自動車		5,993	7,255	7,940
自動車損害賠償責任		761	668	582
満期戻長期		162	59	21
その他		782	1,018	1,343
合 計		9,758	11,227	12,134

b.責任準備金 (単位:百万円)

種目	年度	2023年度	2024年度	2025年度
火 災		20,046	18,191	14,473
傷 害		14,071	11,550	10,300
自動車		4,908	6,157	7,715
自動車損害賠償責任		8,698	8,303	7,931
満期戻長期		63,540	56,304	52,353
その他		5,668	5,765	5,426
合 計		116,933	106,274	98,201

② 責任準備金積立水準

区分	年度	2024年度	2025年度
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式または 全期チルメル式	平準純保険料式または 全期チルメル式
積立率		100.0%	100.0%

- (注1) 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。
- (注2) 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しています。
- (注3) 積立率=(実際に積立てている普通責任準備金+払戻積立金)÷(下記(1)~(3)の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限りです。)
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
- (3) 2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

③ 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。		
計 算 方 法	○増加する発生損害額=既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額=増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額		
経常利益の減少額	2025年度：302百万円	※異常危険準備金残高の取崩額	42百万円
	2024年度：269百万円	※異常危険準備金残高の取崩額	一百万円

④ 貸倒引当金およびその他の引当金の期末残高および期中の増減額

(2025年度) (単位:百万円)

区 分	前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	摘 要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	0	0	—	0	洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	170	28	23	146	洗替による取崩額
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	
退職給付引当金		2,160	81	243	—	1,998
賞与引当金		341	279	341	—	279
価格変動準備金		3,308	107	—	—	3,416
合 計		5,981	497	608	146	5,722

(2024年度) (単位:百万円)

区 分	前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	摘 要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	0	0	—	0	洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	89	170	—	89	洗替による取崩額
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	
退職給付引当金		2,274	133	247	—	2,160
賞与引当金		360	341	360	—	341
価格変動準備金		8,902	133	5,727	—	3,308
合 計		11,627	779	6,335	89	5,981

⑤ 貸付金償却の額

該当ありません。

⑥ 資本金等明細表(含む利益準備金および任意積立金)

(2025年度)

(単位:百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資 本 金		20,153	9,600	—	29,753	
うち既発行 株式	普通株式	(28,891,288株) 20,153	(7,680,000株) 9,600	—	(36,571,288株) 29,753	※
	優先株式	—	—	—	—	
	合 計	(普通株式 28,891,288株) 20,153	(普通株式 7,680,000株) 9,600	—	(普通株式 36,571,288株) 29,753	
資本準備金 およびその他 資本剰余金	資本準備金	19,903	9,600	—	29,503	
	その他資本剰余金 (自己株式処分差益)	—	—	—	—	
	合 計	19,903	9,600	—	29,503	
利益準備金 および 任意積立金	利益準備金	290	—	—	290	
	任意積立金	—	—	—	—	
	合 計	290	—	—	290	

※ 当期末における自己株式はありません。

(2024年度)

(単位:百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資 本 金		20,153	—	—	20,153	
うち既発行 株式	普通株式	(28,891,288株) 20,153	—	—	(28,891,288株) 20,153	※
	優先株式	—	—	—	—	
	合 計	(普通株式 28,891,288株) 20,153	—	—	(普通株式 28,891,288株) 20,153	
資本準備金 およびその他 資本剰余金	資本準備金	19,903	—	—	19,903	
	その他資本剰余金 (自己株式処分差益)	—	—	—	—	
	合 計	19,903	—	—	19,903	
利益準備金 および 任意積立金	利益準備金	290	—	—	290	
	任意積立金	—	—	—	—	
	合 計	290	—	—	290	

※ 当期末における自己株式はありません。

⑦ 事業費(含む損害調査費)

(単位:百万円)

事業費内訳	年度	2023年度	2024年度	2025年度
人件費		3,909	3,810	3,400
物件費		9,284	8,742	7,203
税金		315	384	432
火災予防拠出金および交通事故予防拠出金		0	0	0
保険契約者保護機構に対する負担金		0	0	4
諸手数料および集金費		3,445	3,582	3,566
合 計		16,956	16,520	14,607

(注) 金額は損益計算書における損害調査費、営業費および一般管理費ならびに諸手数料および集金費の合計額です。

⑧ 有価証券売却損益および評価損

売却益

(単位:百万円)

区分	年度	2023年度	2024年度	2025年度
公社債		—	18	87
株 式		2,396	564	543
外国証券		726	853	—
その他		20	746	19
合 計		3,143	2,182	651

売却損

(単位:百万円)

区分	年度	2023年度	2024年度	2025年度
公社債		2	2	—
株 式		150	674	11
外国証券		395	4,373	—
その他		63	587	554
合 計		611	5,638	565

評価損

(単位:百万円)

区分	年度	2023年度	2024年度	2025年度
公社債		—	—	—
株 式		20	2	0
外国証券		—	—	—
その他		—	—	—
合 計		20	2	0

⑨ 減価償却費明細表

(2025年度)

(単位:百万円)

資産の種類	取得原価	当期償却額	償却累計額	当期末残高	償却累計率
建 物	—	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—	—
リース資産	—	—	—	—	—
ソフトウェア	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	

(注) 2025年度に新規取得した固定資産について、取得原価は全額減損損失を計上しているため直接減額されております。
そのため、取得原価、当期償却額、償却累計額、当期末残高はありません。

(2024年度)

(単位:百万円)

資産の種類	取得原価	当期償却額	償却累計額	当期末残高	償却累計率
建 物	279	21	77	—	27.8%
動 産	499	36	280	—	56.2%
リース資産	—	—	—	—	—
ソフトウェア	14,734	1,299	12,280	—	83.3%
その他	73	50	50	—	46.5%
合 計	15,586	1,368	12,673	—	

(注) 2024年度は固定資産の減損を行ったために、当期末残高はありません。

(2023年度)

(単位:百万円)

資産の種類	取得原価	当期償却額	償却累計額	当期末残高	償却累計率
建 物	321	23	76	245	23.8%
動 産	500	35	256	244	51.3%
リース資産	—	—	—	—	—
ソフトウェア	13,363	1,553	10,981	2,381	82.2%
その他	73	11	22	50	31.0%
合 計	14,259	1,623	11,337	2,922	

⑩ 固定資産処分損益明細表

固定資産処分益

(単位:百万円)

年度 種目	2023年度			2024年度			2025年度		
	売却	その他	合計	売却	その他	合計	売却	その他	合計
不動産	—	—	—	—	—	—	6	—	6
その他の固定資産	—	—	—	—	—	—	4	—	4
合 計	—	—	—	—	—	—	10	—	10

固定資産処分損

(単位:百万円)

年度 種目	2023年度			2024年度			2025年度		
	売却	その他	合計	売却	その他	合計	売却	その他	合計
不動産	23	—	23	—	25	—	—	—	—
その他の固定資産	—	655	655	—	—	—	—	—	—
合 計	23	655	678	—	25	—	—	—	—

⑪ リース取引

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は、該当ありません。

【6】資産運用に関する方針と指標等

① 資産運用方針

資産の運用にあたっては、損害保険会社という公共性の強い性質に鑑み、安全性、流動性を重視しつつ有利な運用に努めています。

② 預貯金

(単位:百万円)

区分	年度	2023年度	2024年度	2025年度
郵便振替・郵便貯金		154	407	37
当座預金		3,301	4,889	2,624
普通預金		16,484	24,026	34,447
通知預金		—	—	—
定期預金		—	—	—
外貨預金		—	—	—
合 計		19,940	29,323	37,110

③ 資産運用の概況

(単位:百万円)

区分	年度	2023年度		2024年度		2025年度	
			構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
預貯金		19,940	7.3	29,323	13.9	37,110	18.4
コールローン		—	—	—	—	—	—
買現先勘定		—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金		—	—	—	—	—	—
買入金銭債権		1	0.0	1	0.0	1	0.0
商品有価証券		—	—	—	—	—	—
金銭の信託		—	—	—	—	—	—
有価証券		222,401	81.0	166,309	79.0	149,760	74.4
貸付金		1,063	0.4	1,062	0.5	1,061	0.5
土地・建物		245	0.1	—	—	—	—
運用資産計		243,652	88.7	196,696	93.5	187,932	93.4
総資産		274,634	100.0	210,420	100.0	201,190	100.0

④ 利息配当収入の額および運用利回り(インカム利回り)

(単位:百万円)

区分	2023年度			2024年度			2025年度		
	収入金額	平均運用額	利回り(%)	収入金額	平均運用額	利回り(%)	収入金額	平均運用額	利回り(%)
預貯金	0	19,210	0.00	0	21,444	0.00	0	25,435	0.00
コールローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	4	891	0.49	5	1,048	0.51	117	13,019	0.90
商品有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券	4,966	211,136	2.35	3,520	189,762	1.86	1,099	168,523	0.65
公社債	265	27,505	0.97	269	28,768	0.94	624	72,762	0.86
株 式	735	9,083	8.10	366	8,279	4.42	158	3,993	3.97
外国証券	3,602	84,665	4.26	2,374	66,965	3.55	278	26,100	1.07
その他の証券	362	89,883	0.40	509	85,747	0.59	38	65,665	0.06
貸付金	17	1,681	1.02	13	1,063	1.24	10	1,061	1.03
土地・建物	—	239	0.00	—	216	0.00	—	—	—
小 計	4,988	233,160	2.14	3,538	213,535	1.66	1,228	208,039	0.59
その他	0	—	—	0	—	—	0	—	—
合 計	4,988	—	—	3,538	—	—	1,228	—	—

(注) 利回りは $\frac{\text{利息及び配当金収入}}{\text{取得原価または償却原価による平均残高}}$ で算出しています。

なお、時価会計導入を機に、開示利回りのあり方を見直した結果、従来のインカムベースの利回りのみでは運用の実態を必ずしも適切に反映できないと考え、新たに、当期の資産運用にかかる成果を期間損益への寄与の観点から示す指標として、従来の簿価を分母とする⑤資産運用利回り(実現利回り)を開示するとともに、時価ベースでの運用効率開示のニーズに応えるため、⑥時価総合利回りを併せて参考開示しています。

⑤ 資産運用利回り(実現利回り)

(単位:百万円)

区分	2023年度			2024年度			2025年度		
	資産運用損益等 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り (%)	資産運用損益等 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り (%)	資産運用損益等 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り (%)
預貯金	0	19,210	0.00	0	21,444	0.00	0	25,435	0.00
コールローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	4	891	0.49	5	1,048	0.51	117	13,019	0.90
商品有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券	7,334	211,136	3.47	△2,166	189,762	△1.14	1,211	168,523	0.72
公社債	263	27,505	0.96	285	28,768	0.99	712	72,762	0.98
株 式	2,961	9,083	32.61	253	8,279	3.06	690	3,993	17.28
外国証券	3,855	84,665	4.55	△3,414	66,965	△5.10	278	26,100	1.07
その他の証券	254	89,883	0.28	709	85,747	0.83	△469	65,665	△0.71
貸付金	17	1,681	1.02	13	1,063	1.24	10	1,061	1.03
土地・建物	△23	239	△9.69	—	216	0.00	6	—	—
金融派生商品	△5	—	—	△2	—	—	—	—	—
その他	0	—	—	0	—	—	△13	—	—
合 計	7,328	233,160	3.14	△2,149	213,535	△1.01	1,332	208,039	0.64

(注) 利回りは $\frac{\text{資産運用収益} + \text{積立保険料等運用益} - \text{資産運用費用}}{\text{取得原価または償却原価による平均残高}}$ で算出しています。

⑥ (参考)時価総合利回り

(単位:百万円)

区分	2023年度			2024年度			2025年度		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り(%)	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り(%)	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り(%)
預貯金	0	19,210	0.00	0	21,444	0.00	0	25,435	0.00
コールローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	4	891	0.48	5	1,048	0.51	117	13,019	0.90
商品有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券	10,482	217,519	4.82	△15,735	199,291	△7.90	1,974	164,484	1.20
公社債	221	26,884	0.82	370	28,106	1.32	△49	72,186	△0.07
株 式	2,594	13,089	19.82	△127	11,919	△1.07	125	7,252	1.73
外国証券	9,816	88,505	11.09	△16,296	76,767	△21.23	△1,151	23,020	△5.00
その他の証券	△2,150	89,038	△2.42	317	82,498	0.39	3,049	62,025	4.92
貸付金	17	1,681	1.02	13	1,063	1.24	10	1,061	1.03
土地・建物	△23	239	△9.69	—	216	—	6	—	—
金融派生商品	△3,756	—	—	16,489	—	—	△3,282	—	—
その他	0	—	—	0	—	—	△13	—	—
合 計	6,723	239,542	2.81	772	223,064	0.35	△1,186	204,000	△0.58

(注) 利回りは $\frac{(\text{資産運用収益} + \text{積立保険料等運用益} - \text{資産運用費用}) + (\text{当期末評価差額} - \text{前期末評価差額}) + \text{繰延ヘッジ損益増減}}{\text{取得原価または償却原価による平均残高} + \text{その他有価証券に係る前期末評価差額} + \text{売買目的有価証券に係る前期末評価損益}}$ で算出しています。

★税効果控除前の金額による。

⑦ 海外投融資残高・構成比および利回り

(単位:百万円)

区分	年度	2023年度		2024年度		2025年度	
			構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
外貨建	公社債	—	—	—	—	—	—
	株 式	—	—	—	—	—	—
	その他	170	0.2	130	0.6	0	0.0
	外貨建資産計	170	0.2	130	0.6	0	0.0
円貨建	非居住者貸付	—	—	—	—	—	—
	公社債(円建外債)	87,920	98.8	19,296	95.4	20,514	96.9
	その他	915	1.0	800	4.0	664	3.1
	円貨建資産計	88,836	99.8	20,096	99.4	21,179	100.0
合 計		89,006	100.0	20,227	100.0	21,179	100.0
海外投融資	運用資産利回り(インカム利回り)	4.26%		3.55%		1.07%	
	資産運用利回り(実現利回り)	4.55%		△5.10%		1.07%	
	(参考)時価総合利回り	11.09%		△21.23%		△5.00%	

⑧ 商品有価証券

該当ありません。

⑨ 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

(単位:百万円)

区分	2023年度		2024年度		2025年度	
	年度	構成比(%)	年度	構成比(%)	年度	構成比(%)
国 債	—	—	45,639	27.4	17,893	12.0
地方債	—	—	2,851	1.7	7,565	5.1
社 債	23,612	10.6	23,244	14.0	43,494	29.0
株 式	12,860	5.8	6,385	3.8	5,416	3.6
外国証券	89,006	40.0	20,227	12.2	21,179	14.1
その他の証券	96,921	43.6	67,960	40.9	54,210	36.2
合 計	222,401	100.0	166,309	100.0	149,760	100.0

⑩ 保有有価証券利回り

(単位:%)

区分		2023年度	2024年度	2025年度
運用資産利回り (インカム利回り)	公社債	0.97	0.94	0.86
	株 式	8.10	4.42	3.97
	外国証券	4.26	3.55	1.07
	その他の証券	0.40	0.59	0.06
	合 計	2.35	1.86	0.65
資産運用利回り (実現利回り)	公社債	0.96	0.99	0.98
	株 式	32.61	3.06	17.28
	外国証券	4.55	△5.10	1.07
	その他の証券	0.28	0.83	△0.71
	合 計	3.47	△1.14	0.72
(参考)時価総合利回り	公社債	0.82	1.32	△0.07
	株 式	19.82	△1.07	1.73
	外国証券	11.09	△21.23	△5.00
	その他の証券	△2.42	0.39	4.92
	合 計	4.82	△7.90	1.20

(注) 各利回りの計算方法については、P84～P85をご参照ください。

⑪ 有価証券の種類別の残存期間別残高

(2025年度)

(単位:百万円)

区分	残存期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債		11,000	5,000	2,000	—	—	—	—	18,000
地方債		—	—	7,900	—	—	—	—	7,900
社 債		3,000	10,200	11,400	—	2,000	18,000	—	44,600
株 式								5,416	5,416
外国証券		600	5,400	6,800	—	2,000	10,000	664	25,464
その他の証券		—	—	—	—	—	—	53,750	53,750
合 計		14,600	20,600	28,100	—	4,000	28,000	59,831	155,131

(2024年度)

(単位:百万円)

区分	残存期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債		38,800	5,000	2,000	—	—	—	—	45,800
地方債		—	—	500	2,500	—	—	—	3,000
社 債		5,700	4,500	2,000	600	2,000	9,000	—	23,800
株 式								6,385	6,385
外国証券		2,000	6,300	4,000	—	—	10,000	800	23,100
その他の証券		—	—	—	—	—	—	67,342	67,342
合 計		46,500	15,800	8,500	3,100	2,000	19,000	74,527	169,427

(2023年度)

(単位:百万円)

区分	残存期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債		—	—	—	—	—	—	—	—
地方債		—	—	—	—	—	—	—	—
社 債		400	8,300	2,500	2,100	2,000	—	9,000	24,300
株 式								12,860	12,860
外国証券		28,760	15,676	11,214	9,327	3,785	11,514	14,239	94,517
その他の証券		—	—	—	—	—	—	96,099	96,099
合 計		29,160	23,976	13,714	11,427	5,785	11,514	132,199	227,777

⑫ 業種別保有株式の額

(単位:百万株、百万円)

区分	年度	2023年度			2024年度			2025年度		
		株数	金額	構成比(%)	株数	金額	構成比(%)	株数	金額	構成比(%)
電気・ガス業		0	161	1.3	—	—	—	—	—	—
陸運業		0	5,014	39.0	2	4,610	72.2	2	3,652	67.4
商 業		2	901	7.0	0	23	0.4	0	23	0.4
電気機器		0	409	3.2	0	30	0.5	0	30	0.6
不動産業		0	522	4.1	0	142	2.2	0	142	2.6
金融保険業		0	806	6.3	0	74	1.2	0	74	1.4
その他製品		0	3	0.0	0	1	0.0	0	0	0.0
機 械		0	407	3.2	0	13	0.2	0	13	0.2
輸送用機器業		0	459	3.6	—	—	—	—	—	—
証券・商品先物取引業		0	7	0.0	0	7	0.1	0	7	0.1
通信業		0	349	2.7	0	50	0.8	0	50	0.9
その他		1	3,815	29.6	0	1,431	22.4	0	1,420	26.2
合 計		6	12,860	100.0	3	6,385	100.0	3	5,416	100.0

(注1) 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じています。

(注2) 空輸業は陸運業に含めています。

⑬ 貸付金の残存期間別の残高

(単位:百万円)

区分	年度	2023年度	2024年度	2025年度
固定金利	1年以下	917	917	917
	1年超3年以下	—	—	—
	3年超5年以下	—	—	—
	5年超7年以下	—	—	—
	7年超	—	—	—
	合 計	917	917	917
変動金利	1年以下	—	—	—
	1年超3年以下	—	—	—
	3年超5年以下	—	—	—
	5年超7年以下	—	—	—
	7年超	—	—	—
	合 計	—	—	—

(注) 約款貸付は含みません。

⑭ 担保別貸付金残高

(単位:百万円)

区分	年度	2023年度		2024年度		2025年度	
			構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
担保貸付		—	—	—	—	—	—
有価証券担保		—	—	—	—	—	—
不動産・動産・財団		—	—	—	—	—	—
指名債権担保		—	—	—	—	—	—
保証貸付		—	—	—	—	—	—
信用貸付		917	86.3	917	86.4	917	86.4
その他		—	—	—	—	—	—
一般貸付計		917	86.3	917	86.4	917	86.4
約款貸付		146	13.7	144	13.6	144	13.6
合 計		1,063	100.0	1,062	100.0	1,061	100.0
(うち劣後特約付き貸付)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

⑮ 使途別の貸付金残高および構成比

(単位:百万円)

区分	年度	2023年度		2024年度		2025年度	
			構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
設備資金		—	—	—	—	—	—
運転資金		917	100.0	917	100.0	917	100.0
合 計		917	100.0	917	100.0	917	100.0

⑯ 業種別の貸付残高および貸付残高の合計に対する割合

(単位:百万円)

区分	年度	2023年度		2024年度		2025年度	
			構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
農林・水産業		—	—	—	—	—	—
鉱 業		—	—	—	—	—	—
建設業		—	—	—	—	—	—
製造業		—	—	—	—	—	—
卸・小売業		—	—	—	—	—	—
金融・保険業		—	—	—	—	—	—
不動産業		722	68.0	722	68.1	722	68.1
運輸・通信業		—	—	—	—	—	—
電気・ガス・水道等		194	18.3	194	18.3	194	18.3
サービス業		—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—
(うち個人住宅等)		—	—	—	—	—	—
小 計		917	86.3	917	86.4	917	86.4
公共団体		—	—	—	—	—	—
公社・公団		—	—	—	—	—	—
約款貸付		146	13.7	144	13.6	144	13.6
合 計		1,063	100.0	1,062	100.0	1,061	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じています。

⑰ 規模別の貸付金残高および貸付残高の合計に対する割合

(単位:百万円)

区分	年度	2023年度		2024年度		2025年度	
			構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
大企業		—	—	—	—	—	—
中堅企業		—	—	—	—	—	—
中小企業		917	100.0	917	100.0	917	100.0
その他		—	—	—	—	—	—
一般貸付合計		917	100.0	917	100.0	917	100.0

(注1) 大企業とは資本金10億円以上の企業をいいます。

(注2) 中堅企業とは(注1)の「大企業」および(注3)の「中小企業」以外の企業をいいます。

(注3) 中小企業とは資本金3億円以下の企業をいいます。(ただし卸売業は資本金1億円以下、小売業・飲食業・サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます。)

(注4) その他とは、非居住者貸付、公共団体、個人ローン等です。

(注5) 約款貸付は含みません。

⑱ 貸付金地域別内訳

a. 国内

(単位:百万円)

区分	年度	2023年度		2024年度		2025年度	
			構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
首都圏		722	78.8	722	78.8	722	78.8
近畿圏		21	2.4	21	2.4	21	2.4
上記以外の地域		172	18.8	172	18.8	172	18.8
合 計		917	100.0	917	100.0	917	100.0

(注) 約款貸付は含みません。

b. 海外

該当ありません。

⑲ 国内企業向け貸付金残存期間別残高

(単位:百万円)

区分		年度	2023年度	2024年度	2025年度
貸付金	1年以下		917	917	917
	1年超3年以下		—	—	—
	3年超5年以下		—	—	—
	5年超7年以下		—	—	—
	7年超		—	—	—
	合 計		917	917	917

⑳ 有形固定資産および有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

区分	年度	2023年度	2024年度	2025年度
土 地		0	—	—
営業用		0	—	—
賃貸用		—	—	—
建 物		245	—	—
営業用		245	—	—
賃貸用		—	—	—
土地・建物合計		245	—	—
営業用		245	—	—
賃貸用		—	—	—
建設仮勘定		—	—	—
営業用		—	—	—
賃貸用		—	—	—
リース資産		—	—	—
その他の有形固定資産		244	—	—
合 計		489	—	—

(注) 2025年度は固定資産の減損を行ったために残高はありません。

⑳ 支払承諾の残高内訳

該当ありません。

㉑ 支払承諾見返の担保別内訳

該当ありません。

㉒ 長期性資産

(単位:百万円)

区分 \ 年度	2023年度	2024年度	2025年度
長期性資産	72,560	63,943	58,613

(注) 長期性資産とは責任準備金の内訳である払戻積立金と契約者配当準備金に含まれる、積立型保険の収入積立保険料等とその運用益の累計残高をいいます。

㉓ 公共関係投融资(新規引受ベース)

該当ありません。

㉔ 住宅関連融資

(単位:百万円)

区分 \ 年度	2023年度		2024年度		2025年度	
		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
個人向ローン	—	—	—	—	—	—
住宅金融会社貸付	—	—	—	—	—	—
地方住宅供給公社	—	—	—	—	—	—
合 計	—	(—)	—	(—)	—	(—)
(参考)貸付金残高	1,063		1,062		1,061	

(注) 「合計」欄の()内は総貸付残高に対する比率です。

㉕ 各種ローン金利(一般貸付標準金利…長期プライムレート)

(単位:%)

変更時点利率	2025.4.10	2025.6.10	2025.7.10	2025.9.10	2025.10.10	2025.11.11
	2.05	2.25	2.20	2.30	2.40	2.45
	2025.12.10	2026.1.9	2026.2.10	2026.3.10		
	2.60	2.75	2.90	2.80		

【7】特別勘定に関する指標等

該当ありません。

【8】責任準備金の残高内訳

(2025年度)

(単位:百万円)

種 目	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険準備金		払戻積立金	契約者配当 準備金等	一号収支分析 追加責任準備金	責任準備金 合計
			Ⅱ	Ⅳ				
火 災	12,059	2,305	55	—	—	—	53	14,473
傷 害	1,639	783	58	—	7,741	77	—	10,300
自動車	7,232	482	0	—	—	—	—	7,715
自動車損害賠償責任	7,931	—	—	—	—	—	—	7,931
満期戻長期	553	878	300	—	50,101	501	18	52,353
その他	3,993	1,082	31	—	190	1	127	5,426
合 計	33,409	5,532	445	—	58,033	580	199	98,201

(2024年度)

(単位:百万円)

種 目	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険準備金		払戻積立金	契約者配当 準備金等	一号収支分析 追加責任準備金	責任準備金 合計
			Ⅱ	Ⅳ				
火 災	14,801	2,319	55	—	—	—	1,016	18,191
傷 害	1,477	642	58	—	9,279	92	—	11,550
自動車	5,739	416	0	—	—	—	—	6,157
自動車損害賠償責任	8,303	—	—	—	—	—	—	8,303
満期戻長期	698	878	300	—	53,792	537	96	56,304
その他	3,483	952	31	—	239	2	1,057	5,765
合 計	34,504	5,210	446	—	63,311	633	2,169	106,274

【9】期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位:百万円)

年 度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2021年度	14,601	8,204	5,772	624
2022年度	10,335	5,792	4,948	△405
2023年度	10,603	6,052	5,163	△612
2024年度	10,353	6,545	4,803	△995
2025年度	11,731	6,366	5,449	△84

(注1) 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

(注2) 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

(注3) 当期把握見積り差額=期首支払備金-(前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

【10】事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

① 自動車

(単位:百万円)

事故発生年度		2021年度			2022年度			2023年度			2024年度			2025年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	7,693			7,719			7,714			9,542			10,276		
	1年後	7,575	0.985	△118	7,982	1.034	263	7,538	0.977	△175	8,843	0.927	△699			
	2年後	7,764	1.025	188	8,016	1.004	33	7,409	0.983	△128						
	3年後	7,768	1.001	4	8,082	1.008	66									
	4年後	7,718	0.994	△49												
最終損害見積り額		7,718			8,082			7,409			8,843			10,276		
累計保険金		7,360			7,428			6,979			7,321			5,956		
支払備金		357			653			430			1,521			4,320		

② 傷害

(単位:百万円)

事故発生年度		2021年度			2022年度			2023年度			2024年度			2025年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	909			1,377			1,558			1,629			1,464		
	1年後	844	0.928	△65	1,317	0.957	△59	1,597	1.025	39	1,621	0.995	△8			
	2年後	816	0.967	△27	1,354	1.028	36	1,609	1.008	12						
	3年後	818	1.002	1	1,367	1.010	13									
	4年後	822	1.005	4												
最終損害見積り額		822			1,367			1,609			1,621			1,464		
累計保険金		790			1,277			1,530			1,436			769		
支払備金		32			89			78			185			694		

③ 賠償

(単位:百万円)

事故発生年度		2021年度			2022年度			2023年度			2024年度			2025年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	57			30			45			10			16		
	1年後	60	1.045	2	59	1.937	28	53	1.180	8	14	1.393	4			
	2年後	85	1.408	24	46	0.777	△13	35	0.659	△18						
	3年後	55	0.656	△29	49	1.062	2									
	4年後	55	0.998	0												
最終損害見積り額		55			49			35			14			16		
累計保険金		53			42			31			12			6		
支払備金		1			6			3			2			10		

(注1) 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

(注2) 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。

(注3) 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

2 財産の状況

【1】計算書類

① 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	年度	2024年度(2025年3月31日現在)	2025年度(2026年3月31日現在)
		金 額	金 額
(資産の部)			
現金及び預貯金		29,323	37,110
現 金		(ー)	(ー)
預貯金		(29,323)	(37,110)
買入金銭債権		1	1
有価証券		166,309	149,760
国 債		(45,639)	(17,893)
地方債		(2,851)	(7,565)
社 債		(23,244)	(43,494)
株 式		(6,385)	(5,416)
外国証券		(20,227)	(21,179)
その他の証券		(67,960)	(54,210)
貸付金		1,062	1,061
保険約款貸付		(144)	(144)
一般貸付		(917)	(917)
有形固定資産		ー	ー
土 地		(ー)	(ー)
建 物		(ー)	(ー)
その他の有形固定資産		(ー)	(ー)
無形固定資産		ー	ー
ソフトウェア		(ー)	(ー)
ソフトウェア仮勘定		(ー)	(ー)
のれん		(ー)	(ー)
その他の無形固定資産		(ー)	(ー)
その他資産		13,894	13,286
未収保険料		(45)	(338)
代理店貸		(328)	(670)
共同保険貸		(4)	(3)
再保険貸		(273)	(193)
外国再保険貸		(478)	(304)
未収金		(6,821)	(4,084)
未収収益		(117)	(284)
預託金		(487)	(426)
金融派生商品		(ー)	(3,426)
仮払金		(3,405)	(2,906)
金融商品等差入担保金		(1,933)	(647)
繰延税金資産		ー	ー
貸倒引当金		△170	△29
資産の部合計		210,420	201,190

(単位:百万円)

科目	年度	2024年度(2025年3月31日現在)	2025年度(2026年3月31日現在)
		金 額	金 額
(負債の部)			
保険契約準備金		117,502	110,336
支払備金		(11,227)	(12,134)
責任準備金		(106,274)	(98,201)
その他負債		78,926	63,971
共同保険借		(33)	(31)
再保険借		(6,664)	(6,038)
外国再保険借		(1)	(ー)
借入金		(36,110)	(31,396)
未払法人税等		(60)	(43)
金融派生商品		(1,789)	(ー)
未払金		(2,128)	(1,385)
仮受金		(1,044)	(1,223)
金融商品等受入担保金		(31,093)	(23,853)
退職給付引当金		2,160	1,998
賞与引当金		341	279
特別法上の準備金		3,308	3,416
価格変動準備金		(3,308)	(3,416)
繰延税金負債		915	3,123
負債の部合計		203,154	183,125
(純資産の部)			
資本金		20,153	29,753
資本剰余金		19,903	29,503
資本準備金		(19,903)	(29,503)
利益剰余金		△27,464	△31,333
利益準備金		(290)	(290)
その他利益剰余金		(△27,755)	(△31,623)
繰越利益剰余金		((△27,755))	((△31,623))
株主資本合計		(12,591)	(27,922)
その他有価証券評価差額金		△4,988	△5,902
繰延ヘッジ損益		△337	△3,955
評価・換算差額等合計		△5,325	△9,857
純資産の部合計		7,265	18,064
負債及び純資産の部合計		210,420	201,190

I 当社の概況および組織

II 当社の運営

III 当社の主要な業務の内容

IV 損害保険用語の解説

V 業績データ

※2025年度 貸借対照表の注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。
 - (1) その他有価証券(市場価格のない株式等を除きます。)の評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。
 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - (2) その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。
3. 有形固定資産の減価償却の方法は定額法によっております。
4. 資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却については、当社内における利用可能期間(主に5年)に基づく定額法によっております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
 なお、外貨建その他有価証券の換算差額については、為替による影響も含めてその他有価証券評価差額金として処理しております。
6. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。
 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。
 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。
 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。
 また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産所管部門が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部門が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の額を引き当てております。
7. 退職給付に係る会計処理の方法
 従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づいて、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - (1) 退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - (2) 数理計算上の差異の費用処理方法
 数理計算上の差異は、翌事業年度に一時の費用として処理しております。
 また、執行役員の退職金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

8. 賞与引当金は、従業員等の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
9. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
10. ヘッジ会計の方法
 - (1) ヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによります。
 - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象は次のとおりであります。

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
株式の空売り	国内株式
先渡取引	国内株式・上場投資信託
オプション取引	国内株式・上場投資信託
 - (3) ヘッジ方針は、有価証券の為替リスクと株価の価格変動リスクの減殺を目的とし、デリバティブ取引の執行と管理に関する権限・責任・実務内容等を定めた自社の規程に基づいた運用を実施しております。
 - (4) ヘッジ有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。
11. 重要な会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度にかかわる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。
 - (1) 支払備金

保険契約に基づいて支払義務が発生した、又は支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金等のうち、未だ支払っていない金額を見積り、支払備金として積み立てております。支払備金は、既発生既報告の支払備金(以下、普通支払備金)及び既発生未報告の支払備金(以下、IBNR備金)から構成されます。

 - (1) 当事業年度の貸借対照表に計上した額 支払備金12,134百万円
 - (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
 - ・ 普通支払備金は、個別事案の最新の情報に基づき解決見込額の積算を行うことにより、保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金等の将来の支払額を見積り計上しています。
 - ・ IBNR備金は、支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金等について、過去の利用可能な観測期間にわたる支払保険金、普通支払備金及び収入保険料等のデータから算出した仮定を用いた統計的な見積方法により算出した結果に基づき計上しております。各事象の将来における状況変化等により保険金等の支払額や支払備金の計上額は、当初の見積額から変動する可能性があります。
 - (2) 固定資産の減損
 - (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 1,970百万円
 - (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
 - ① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、損害保険事業をキャッシュ・フローを生み出す最小単位としております。

減損の兆候があると認められる場合は、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較することによって、減損損失の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回

り減損損失の認識が必要と判断した場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、当該営業資産の回収可能価額は、使用価値により測定しております。

当社事業における、割引前将来キャッシュ・フローが継続してマイナスであることから回収可能価額をゼロとし、損害保険事業の営業資産の帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローについては、取締役会で承認された中期経営計画(3年間)を基礎として算出しております。中期経営計画の主要な仮定には、元受保険料の成長率、損害率、市場金利等、重要な判断や不確実性を伴う会計上の見積りが含まれております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの見積りに用いた仮定は、今後の経営環境の変化等の要因により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の固定資産の減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

12. 保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。

13. 株式配当金(その他利益剰余金によるもの)については、決議の効力が発生した日の後、その支払を受けた日の属する事業年度に認識しております。

14. 有形固定資産の減価償却累計額は752百万円であります。

15. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は以下のとおりであります。

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

(2) 危険債権額はありません。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

(3) 三月以上延滞債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

(4) 貸付条件緩和債権額はありません。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

16. 消費税等の会計処理は主として税抜方式によります。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によります。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却をしております。

17. 担保に供している資産は有価証券50,727百万円であります。また、担保付き債務は借入金31,396百万円、及び担保金23,853百万円であります。

18. 有価証券のうち消費貸借契約により貸し付けているものの金額は、50,727百万円であります。

19. 関係会社に対する金銭債権は90百万円、金銭債務は194百万円であります。

20. 繰延税金資産の総額は21,192百万円、繰延税金負債の総額は3,123百万円であります。

繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は21,192百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、繰越欠損金7,425百万円、責任準備金4,252百万円、その他有価証券評価差額金2,899百万円、先渡取引1,412百万円、価格変動準備金988百万円、オプション取引759百万円、退職給付引当金578百万円、支払備金516百万円及び有価証券415百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、その他有価証券評価差額金1,677百万円、先渡取引1,087百万円、株式の空売り274百万円及びオプション取引84百万円であります。

当年度における法定実効税率は28.00%であります。

21. 当社は、楽天グループ株式会社を通算親法人として、グループ通算制度を適用しております。法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従っております。

22. 1株当たりの純資産額は493円96銭であります。算定上の基礎である純資産の部の合計は18,064百万円、期末普通株式数は36,571千株であります。

23. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除きます。)	11,927百万円
同上に係る出再支払備金	375百万円
差引(イ)	11,552百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(口)	582百万円
計(イ+口)	12,134百万円

24. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	49,266百万円
同上に係る出再責任準備金	23,607百万円
差引(イ)	25,658百万円
その他の責任準備金(口)	72,542百万円
計(イ+口)	98,201百万円

25. 親会社及び関係会社の定義は、会社計算規則第2条に基づいています。

26. 未適用の会計基準等に関する事項は以下のとおりであります。

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正
国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであり、2028年3月期の期首より適用予定であります。なお、計算書類に与える影響は評価中であります。

27. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

<金融商品に関する注記>**(1) 金融商品の状況に関する事項****① 金融商品に対する取組方針**

当社は、損害保険事業を行っており、資産の運用に当たっては、損害保険会社の事業が公共性、社会性の高いものであることを鑑み、安全性、流動性を重視しつつ中長期的な収益確保を目指すことを基本とし、債券、特に確定利付債での運用を中心にしております。また、運用に係る各種リスクの抑制を図るため、「統合的リスク管理規程」に定める資産運用リスクの「基本方針」に則り、厳正な運用をしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、債券のほか、株式、投資信託及び組合出資金をその他有価証券として中長期目的で保有しており、これらは、発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。なお、リスクが高いものとして、流動性に乏しい非上場株式が含まれております。また、投資信託を保有しており、為替の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制**(i) 信用リスクの管理**

当社は、個別取引に際しては、厳正に信用リスクの分析・審査を行ったうえ、投融資を実施しています。

与信管理は、「資産自己査定基準」に従い、各関連部署により行われ、内部監査部がその手続き及び結果の妥当性について検証をしています。貸付金は、優良担保付の貸付を基本にしています。有価証券は「資産運用リスク管理規程」に基づき、発行体の格付け等を基準に銘柄の選別を厳しく行い、また、危険分散のため、同一銘柄への投資は過度に集中しないよう努めています。発行体の信用リスクに関しては、その信用情報や時価の把握に努め、適切な管理をしています。

これらの実施状況については資産運用リスク管理部会及びリスク管理委員会を通じ、定期的に取締役会へ報告しています。

(ii) 市場リスクの管理

次のリスクについてはVaR等によるリスク量の計測、ストレステストを実施し、適切に管理しています。その管理状況については資産運用リスク管理部会及びリスク管理委員会を通じ、定期的に取締役会へ報告しています。

a. 金利リスクの管理

当社は、有価証券の残高、含み損益の把握に加え、保有債券の金利感応度分析等により、リスクの把握・管理をしています。また、「統合的リスク管理規程」及び「資産運用リスク管理規程」に基づき、リスク管理部において、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握するとともに、資産と負債のギャップ分析や金利感応度分析等のモニタリングをしています。

b. 為替リスクの管理

当社は、外貨建債券等については、総資産対比での投資額の制限、償還年月の分散及び為替ヘッジにより、為替リスクに対応しています。

c. 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の運用・管理については、年次で策定する「資産運用計画」、「職務権限規程」及び「資産運用リスク管理規程」に従っています。国内株式の多くは、営業と密接な関係のある政策目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしており、価格変動リスクの減殺を目的とし、信用取引を行うことがあります。また、株式ヘッジにより、価格変動リスクの削減を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項及び改正時価算定適用指針第24-16項に従い次表に含めていません。また、現金及び預貯金、金融商品等差入担保金及び借入金は、短期間(1年以内)のものになり、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(I)買入金銭債権	1	1	—
(II)有価証券			
その他有価証券	148,794	148,794	—
(III)貸付金			
保険約款貸付	144		
一般貸付	917		
貸倒引当金(*1)	△0		
	1,060	1,060	—
資産計	149,856	149,856	—
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	3,426	3,426	—
デリバティブ取引計	3,426	3,426	—

(*1)貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しています。

(注1)有価証券に関する事項

① その他有価証券

種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(*1) 又は償却原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	(I)買入金銭債権	—	—	—
	(II)公社債	1,709	1,681	27
	(III)株 式	4,910	3,166	1,744
	(IV)外国証券	797	794	2
	(V)その他	23,548	19,601	3,947
	小計	30,966	25,244	5,721
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	(I)買入金銭債権	1	1	—
	(II)公社債	67,245	68,609	△1,364
	(III)株 式	—	—	—
	(IV)外国証券	20,381	24,894	△4,513
	(V)その他	30,201	34,346	△4,145
	小計	117,829	127,852	△10,023
合 計		148,795	153,096	△4,301

(*1)上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、その他有価証券で市場価格のあるものについて減損処理に該当するものではありません。

② 当事業年度において保有目的が変更となった有価証券

当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額は、次のとおりであり、「(Ⅱ)有価証券」には含めていません。

種 類	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	
市場価格のない株式等(*1)	505
組合出資金等(*2)	460
合計	965

(*1)市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項に従い、時価開示の対象としていません。なお、当事業年度において、0百万円の減損処理をしています。

(*2)組合出資金等は、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項に従い、時価開示の対象としていません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
買入金銭債権	—	—	—	1
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
公社債	14,000	36,500	2,000	18,000
外国証券	600	12,200	2,000	10,000
貸付金(*)	917	—	—	—
合計	15,517	48,700	4,000	28,000

(*)貸付金のうち、返済期限の定めのないもの144百万円は含めておりません。

(2) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格による算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	1	1
有価証券				
其他有価証券				
公社債	17,893	51,060	—	68,954
株式	4,910	—	—	4,910
外国証券	—	20,514	664	21,179
その他	52,979	—	—	52,979
デリバティブ取引	—	3,426	—	3,426
資産計	75,783	75,001	665	151,451
デリバティブ取引	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—

(*)一部の投資信託について、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 改正2021年6月17日)第24-9項を適用し、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託については上記表に含めておりません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預貯金、金融商品等差入担保金及び借入金は、短期間(1年以内)のものになり、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸付金				
保険約款貸付	—	—	143	143
一般貸付	—	—	917	917
資産計	—	—	1,060	1,060

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

買入金銭債権

取引金融機関から提示された価格等によっております。

有価証券

活発な市場における相場価格を使用できるものはレベル1の時価に分類しています。

公表された相場価格を使用していたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しています。

また、これらの時価の算定にあたり観察できないインプットを使用していない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に、観察できないインプットによる影響が重要な場合はレベル3の時価に分類しています。

貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等を踏まえると、貸倒引当金を控除した後の金額が時価と近似することから帳簿価額を時価としております。

一般貸付は、短期間(1年以内)のものになり、貸倒引当金を控除した後の金額が時価と近似することから帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

市場取引については、取引所における最終の価格をもって時価としております。市場取引以外の取引については、取引金融機関から提示された価格、又は金利、為替レート、ボラティリティ等のインプットを用いて評価モデルにより算出した価額等によっております。

市場取引については主にレベル1に分類し、市場取引以外の取引のうち重要な観察できないインプットを使用している場合はレベル3に分類し、それ以外の場合はレベル2に分類しております。

③ 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(単位:百万円)

	買入金銭債権	有価証券	合計
期首残高	1	800	801
当期の損益又はその他の包括利益			
損益に計上	109	—	109
その他の包括利益に計上	—	△26	△26
購入、売却、発行及び決済	△109	△109	△219
レベル3の時価への振替	—	—	—
レベル3の時価からの振替	—	—	—
期末残高	1	664	665
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(★)	—	—	—

(★)損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれています。

④ 時価の評価プロセスの説明

当社は、取引部門から独立した部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めています。算定された時価及びレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証しています。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いています。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しています。

(3) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 改正2021年6月17日)第24-9項を適用し、投資信託の基準価額を時価とみなす投資信託

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 改正2021年6月17日)第24-9項を適用し、投資信託の基準価額を時価とみなす投資信託については、(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項の開示を行っておりません。当該投資信託の貸借対照表における計上金額は771百万円であります。

投資信託財産が不動産である投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位:百万円)

	その他有価証券	合計
期首残高	765	765
当期の損益又はその他の包括利益		
損益に計上	—	—
その他の包括利益	6	6
購入、売却、発行及び決済等による変動額(純額)	—	—
期末残高	771	771
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(★)	—	—

(★)損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれています。

② 損益計算書

(単位:百万円)

年 度 科 目		2024年度 (自 2024年4月 1 日 至 2025年3月31日)	2025年度 (自 2025年4月 1 日 至 2026年3月31日)
		金 額	金 額
経常損益の部	経常収益	52,229	43,980
	保険引受収益	46,965	42,502
	正味収入保険料	(26,310)	(29,693)
	収入積立保険料	(9,171)	(3,992)
	積立保険料等運用益	(825)	(742)
	責任準備金戻入額	(10,658)	(8,073)
	資産運用収益	4,937	1,163
	利息及び配当金収入	(3,538)	(1,228)
	有価証券売却益	(2,182)	(651)
	その他運用収益	(40)	(26)
	積立保険料等運用益振替	(△825)	(△742)
	その他経常収益	326	314
	貸倒引当金戻入額	(—)	(141)
	その他の経常収益	(326)	(173)
	経常費用	63,322	45,987
	保険引受費用	45,355	36,381
	正味支払保険金	(18,926)	(19,892)
	損害調査費	(3,064)	(2,200)
	諸手数料及び集金費	(3,582)	(3,566)
	満期返戻金	(18,286)	(9,788)
	支払備金繰入額	(1,468)	(907)
	為替差損	(0)	(—)
	その他保険引受費用	(27)	(25)
	資産運用費用	7,912	566
	有価証券売却損	(5,638)	(565)
	有価証券評価損	(2)	(0)
	為替差損	(2,269)	(—)
	その他運用費用	(2)	(0)
	営業費及び一般管理費	9,873	8,840
	その他経常費用	180	199
	貸倒引当金繰入額	(80)	(—)
	その他の経常費用	(100)	(199)
	経常利益	△11,092	△2,006
特別損益の部	特別利益	5,593	10
	特別法上の準備金戻入額	(5,593)	(—)
	(価格変動準備金戻入額)	((5,593))	((—))
	特別損失	7,625	2,105
	固定資産等処分損	(25)	(—)
	減損損失	(7,524)	(1,970)
	特別法上の準備金繰入額	(—)	(107)
	(価格変動準備金繰入額)	((—))	((107))
その他の特別損失	(74)	(27)	
税引前当期純利益(△は税引前当期純損失)		△13,124	△4,102
法人税及び住民税		△1,752	△233
法人税等調整額		9,279	—
法人税等合計		7,526	△233
当期純利益(△は当期純損失)		△20,650	△3,868

I 当社の概況および組織

II 当社の運営

III 当社の主要な業務の内容

IV 損害保険用語の解説

V 業績データ

※2025年度 損益計算書の注記

1. 関係会社との取引による収益の総額は45百万円、費用の総額は1,262百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	34,368百万円
支払再保険料	4,675百万円
差引	29,693百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	21,267百万円
回収再保険金	1,374百万円
差引	19,892百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	4,081百万円
出再保険手数料	515百万円
差引	3,566百万円

(4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(□)に掲げる保険を除きます。)	1,033百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	39百万円
差引(イ)	993百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額(□)	△85百万円
計(イ+□)	907百万円

(5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	△3,701百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	△1,085百万円
差引(イ)	△2,616百万円
その他の責任準備金繰入額(□)	△5,457百万円
計(イ+□)	△8,073百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0百万円
買入金銭債権利息	117百万円
有価証券利息・配当金	1,099百万円
貸付金利息	10百万円
その他利息・配当金	0百万円
計	1,228百万円

3. 損害調査費、営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は35百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

勤務費用	88百万円
利息費用	38百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△91百万円
計	35百万円

4. 固定資産の減損

(1) 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(単位:百万円)

場所	用途	種類	金額
東京都港区	損害保険事業	ソフトウェア等	1,970

固定資産の減損については、貸借対照表の注記11(2)に記載のとおりであります。なお、固定資産ごとの内訳は、その他の有形固定資産10百万円、ソフトウェア625百万円及びソフトウェア仮勘定1,334百万円であります。

5. 1株当たりの当期純利益は△113円4銭であります。算定上の基礎である当期純利益は△3,868百万円、普通株式に係る当期純利益は△3,868百万円、普通株式の期中平均株式数は34,223千株であります。

6. 関連当事者との重要な取引は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	所在地	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	楽天グループ株式会社	東京都世田谷区	インターネットサービス事業及び金融・通信関連事業	被所有(間接)100%	金融商品資産の購入	債券の購入(注1)	1,018	社債	2,629
						受取利息(注1)	26	未収利息	28
						買入金銭債権の購入及び償還(注2)	14,200	買入金銭債権	—
						受取利息(注2)	117	—	—
親会社	楽天インシュアランスホールディングス株式会社	東京都港区	保険子会社等の事業の支配・管理	被所有(直接)100%	第三者割当による新株の発行	第三者割当増資(注3)	19,200	—	—

(注1) 当該債券の購入は、証券会社を通じて市場における相場価格に基づき行っております。取引価格や金利条件の形成には市場金利や信用スプレッド等が反映されており、親会社との直接交渉によるものではなく、第三者間取引と同様の条件であります。

(注2) 証券会社を通じて、第三者価額で購入しております。市場金利等を勘案し、一般の取引と同様の条件で行っております。

(注3) 当社普通株式について、第三者割当増資により1株当たり2,500円で割り当て、新株を発行しております。

7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

年 度 科 目	2024年度 (自 2024年4月 1 日 至 2025年3月31日)	2025年度 (自 2025年4月 1 日 至 2026年3月31日)
	金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益または純損失	△13,124	△4,102
減価償却費	1,368	—
減損損失	7,524	1,970
株式発行費用	—	67
ソフトウェア除却損	—	—
支払備金の増減額(△は減少)	1,468	907
責任準備金等の増減額(△は減少)	△10,658	△8,073
貸倒引当金の増減額(△は減少)	80	△141
賞与引当金の増減額(△は減少)	△19	△62
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△113	△161
価格変動準備金の増減額(△は減少)	△5,593	107
利息及び配当金収入	△3,538	△1,228
有価証券関係損益(△は益)	3,739	△89
為替差損益	2,272	—
有形固定資産関係損益(△は益)	25	△10
その他資産(除く投資活動関連・財務活動 関連)の増減額(△は増加)	△1,237	2,232
その他負債(除く投資活動関連・財務活動 関連)の増減額(△は減少)	△1,221	△996
その他	—	17
小 計	△19,026	△9,563
利息及び配当金の受取額	4,201	923
法人税等の還付額	1,659	771
法人税等の支払額	△196	△49
営業活動によるキャッシュ・フロー	△13,363	△7,917
投資活動によるキャッシュ・フロー		
買入金銭債権の取得による支出	—	△14,090
買入金銭債権の売却・償還による収入	—	14,090
有価証券の取得による支出	△63,162	△71,132
有価証券の売却・償還による収入	99,612	88,813
貸付けによる支出	△2	△5
貸付金の回収による収入	10	5
デリバティブ取引による収支(△は支出)	17,628	△5,875
資産運用活動計	54,087	11,805
(営業活動および資産運用活動計)	(40,723)	(3,887)
有形固定資産の取得による支出	△14	△10
有形固定資産の売却による収入	0	11
無形固定資産の取得による支出	△3,752	△2,180
その他	—	40
投資活動によるキャッシュ・フロー	50,319	9,666
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入金・債券貸借取引受入担保金等の収入	0	—
借入金・債券貸借取引受入担保金等の支出	△27,573	△13,095
株式の発行による収入	—	19,132
財務活動によるキャッシュ・フロー	△27,573	6,037
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	9,382	7,786
現金及び現金同等物期首残高	19,940	29,323
現金及び現金同等物期末残高	29,323	37,110

※2025年度 キャッシュ・フロー計算書の注記

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

現金及び預貯金	37,110百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	一百万円
現金及び現金同等物	37,110百万円

2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。
3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

④ 株主資本等変動計算書

2025年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:百万円)

区分	株主資本									評価・換算差額等			純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算差 額等 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計						
当期首残高	20,153	19,903	—	19,903	290	△27,755	△27,464	—	12,591	△4,988	△337	△5,325	7,265
当期変動額													
新株の発行	9,600	9,600		9,600					19,200				19,200
当期純利益 (△は当期純損失)						△3,868	△3,868		△3,868				△3,868
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										△914	△3,617	△4,531	△4,531
当期変動額合計	9,600	9,600	—	9,600	—	△3,868	△3,868	—	15,331	△914	△3,617	△4,531	10,799
当期末残高	29,753	29,503	—	29,503	290	△31,623	△31,333	—	27,922	△5,902	△3,955	△9,857	18,064

2024年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

区分	株主資本									評価・換算差額等			純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算差 額等 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計						
当期首残高	20,153	19,903	—	19,903	290	△7,104	△6,814	—	33,242	6,206	△11,906	△5,700	27,541
当期変動額													
新株の発行	—	—		—					—				—
当期純利益 （△は当期純損失）						△20,650	△20,650		△20,650				△20,650
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										△11,194	11,569	374	374
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△20,650	△20,650	—	△20,650	△11,194	11,569	374	△20,276
当期末残高	20,153	19,903	—	19,903	290	△27,464	△27,464	—	12,591	△4,988	△337	△5,325	7,265

※2025年度 株主資本等変動計算書の注記

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度 期末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	28,891	7,680	—	36,571
合 計	28,891	7,680	—	36,571

(注1) 当事業年度における発行済株式総数の増加7,680千株は、全て2025年5月30日及び同年12月18日付において、当社親会社である楽天インシュアランスホールディングス株式会社を引受先とする第三者割当増資（新株発行）を行った際の合計によるものであります。

(注2) 自己株式については、該当ありません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

⑤ 1株当たり配当等

区分 \ 年度		2023年度	2024年度	2025年度
利益金に 関する諸指標	1株当たり配当額	(普通株式 一円)	(普通株式 一円)	(普通株式 一円)
	1株当たり当期純利益金額 (△は当期純損失)	△37円46銭	△714円77銭	△113円4銭
	配当性向	—%	—%	—%

(注) 1株当たり当期純利益金額は $\frac{\text{普通株式に係る当期純利益}}{\text{期中平均株式数(加重平均)}}$ により算出しています。

⑥ 1株当たり純資産額

区分 \ 年度	2023年度	2024年度	2025年度
1株当たり純資産額	953円29銭	251円48銭	493円96銭

⑦ 従業員1人当たり総資産

(単位:百万円)

区分 \ 年度	2023年度	2024年度	2025年度
従業員1人当たり総資産	500	407	475

【2】保険業法に基づく債権

(単位:百万円)

区分	年度	2024年度 (2025年3月31日現在)	2025年度 (2026年3月31日現在)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		—	—
危険債権		—	—
三月以上延滞債権		—	—
貸付条件緩和債権		—	—
正常債権		1,062	1,061
合計		1,062	1,061

- (注) 各債権の意義は次のとおりです。
- 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 - 2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。
 - 3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
 - 4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

【3】元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

【4】保険金等の支払能力の充実の状況(単体ベースのソルベンシー・マージン比率)

2025年度の数値は10月公表予定

【5】時価情報等

① 有価証券

- a. 売買目的有価証券
該当ありません。
- b. 満期保有目的の債券
該当ありません。
- c. 責任準備金対応債券
該当ありません。
- d. 子会社株式および関連会社株式
該当ありません。
- e. その他有価証券

(単位:百万円)

種 類		2024年度(2025年3月31日現在)			2025年度(2026年3月31日現在)		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	2,017	1,981	35	1,709	1,681	27
	株 式	5,823	3,515	2,308	4,910	3,166	1,744
	外国証券	2,000	2,000	0	797	794	2
	その他	28,671	26,080	2,591	23,548	19,601	3,947
	小 計	38,513	33,576	4,936	30,966	25,244	5,721
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	69,718	70,330	△611	67,245	68,609	△1,364
	株 式	—	—	—	—	—	—
	外国証券	18,096	21,295	△3,199	20,381	24,894	△4,513
	その他	38,670	45,036	△6,366	30,201	34,346	△4,145
	小 計	126,484	136,662	△10,178	117,828	127,851	△10,023
合 計		164,998	170,239	△5,241	148,794	153,095	△4,301

(注) 市場価格のない株式等および組合出資金等は、上表に含めていません。

f. 売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種 類	2024年度			2025年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	2,189	18	2	23,972	87	—
株 式	6,205	564	674	937	543	11
外国証券	43,920	853	4,373	—	—	—
その他	38,686	746	587	22,679	19	554
合 計	91,001	2,182	5,638	47,589	651	565

V 業績データ

g.時価評価されていない主な有価証券の内容および貸借対照表計上額

(単位:百万円)

種 類	2024年度	2025年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社株式	—	—
株 式	—	—
外国証券	—	—
その他有価証券	561	505
公社債	—	—
株 式	561	505
外国証券	—	—
その他	—	—
(うち主なもの)		
優先株式	(ー)	(ー)
出資金	(ー)	(ー)

(注1) 当年度において、市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項に従い、時価開示の対象としていません、なお、当年度において、0百万円の減損処理をしています。

(注2) 組合出資金等は、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項に従い、時価開示の対象としていません。

h.満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

種 類	2024年度				2025年度			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
責任準備金対応債券								
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの								
国 債	38,800	7,000	—	—	11,000	7,000	—	—
地方債	—	500	2,500	—	—	7,900	—	—
社 債	5,700	6,500	2,600	9,000	3,000	21,600	2,000	18,000
外国証券	2,000	10,300	—	10,000	600	12,200	2,000	10,000
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	46,500	24,300	5,100	19,001	14,600	48,700	4,000	28,001

② 金銭の信託

a.運用目的の金銭の信託

該当ありません。

b.満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

c.運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

該当ありません。

③ デリバティブ取引関係

- a.重要なヘッジ会計の方法
- (a) ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによります。
- (b) ヘッジ手段とヘッジ対象は次のとおりであります。
- | | |
|---------|-------------|
| (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象) |
| 株式の空売り | 国内株式 |
| 先渡取引 | 国内株式・上場投資信託 |
| オプション取引 | 国内株式・上場投資信託 |
- (c) ヘッジ方針は、有価証券の為替リスクと株価の価格変動リスクの減殺を目的とし、デリバティブ取引の執行と管理に関する権限・責任・実務内容等を定めた自社の規程に基づいた運用を実施しております。
- (d) ヘッジ有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。
- b.デリバティブ取引の契約額等、時価および評価損益の状況
- (a) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
当年度・前年度とも該当ありません。
- (b) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(株式関連) (単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	2024年度			2025年度		
			契約額等	うち1年超	時価	契約額等	うち1年超	時価
繰延ヘッジ	先渡取引	国内株式・上場投資信託	66,842	—	△1,789	55,933	—	3,426
	オプション取引	国内株式・上場投資信託	—	—	—	—	—	—
合 計			—	—	△1,789	—	—	3,426

(為替関連) (単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	2024年度			2025年度		
			契約額等	うち1年超	時価	契約額等	うち1年超	時価
繰延ヘッジ	為替予約取引 売建米ドル	外貨建債券	—	—	—	—	—	—
合 計			—	—	—	—	—	—

(注) 時価については、取引金融機関から提示された価格に基づき算定しています。

【6】 会計監査人による監査

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書ならびにその附属明細書について会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

【7】 代表者による財務諸表の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

代表取締役社長は、2025年度における財務諸表の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しています。

3 当社およびその子会社等の概況

【1】当社およびその子会社等の主要な事業の内容、組織の構成

該当ありません。

